

**第8期**  
**茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画**  
**【令和9年度～令和11年度】**  
**(素案)**

**令和 年 月**  
**茅ヶ崎市**





# — 目 次 —

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第1章 本計画の概要             | 1  |
| 1 本計画の策定と背景            | 2  |
| 2 本計画の位置づけ             | 4  |
| 3 本計画の策定経過             | 7  |
| 4 本計画の推進               | 8  |
| 第2章 本計画の基本的な考え方        | 11 |
| 1 本計画の全体像              | 12 |
| 2 基本理念                 | 13 |
| 3 本市の目指す将来像            | 13 |
| 4 基本方針と施策の体系           | 14 |
| 第3章 本計画において取り組むべき課題    | 17 |
| 1 理解と配慮を基盤とした地域共生社会の推進 | 18 |
| 2 必要な支援につながる環境の整備      | 22 |
| 3 地域での暮らしの基盤強化         | 26 |
| 4 包括的な支援体制の強化          | 32 |
| 5 自分らしく活躍できる機会の拡充      | 38 |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 第4章 施策の展開                | 43  |
| 1 理解と配慮を基盤とした地域共生社会の推進   | 44  |
| 2 必要な支援につながる環境の整備        | 48  |
| 3 地域での暮らしの基盤強化           | 52  |
| 4 包括的な支援体制の強化            | 58  |
| 5 自分らしく活躍できる機会の拡充        | 64  |
| 第5章 障害福祉計画に係る成果目標及び見込み量  | 69  |
| 1 障害福祉計画における成果目標         | 70  |
| 2 障害福祉サービス等の見込み量         | 76  |
| 3 地域生活支援事業の見込み量          | 81  |
| 第6章 障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量 | 89  |
| 1 障害児福祉計画における成果目標        | 90  |
| 2 障害児通所支援等の見込み量          | 93  |
| 資料編                      | 95  |
| 1 計画策定体制及び策定経過           | 96  |
| 2 本市の障がい者を取り巻く状況         | 112 |
| 3 パブリックコメント実施概要          | 130 |
| 4 用語解説                   | 131 |

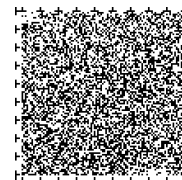
○障害の「害」の表記について

法や条例、要綱に規定されるものや国等が作成する計画、医師による診断名等を除き、「障がい」と表記しています。

○音声コード Uni-voice (ユニボイス) について

本計画書では、各ページに Uni-voice (ユニボイス) を貼付しています。Uni-Voice (ユニボイス) は JAVIS (日本視覚障がい情報普及支援協会) が開発した音声コードで、文字や数字を記録して音声データとして出力できる二次元コードです。

携帯電話やスマートフォンに対応しており、無償専用アプリをダウンロードすることにより、スマートフォンをかざせば自動で文章を読み上げます。



○切り欠き (計画書の半円の切り込み) について

音声コードを貼付した位置を示すため、計画書に半円の切り込みを入れています。

○本文中の右上に「 」が記されている用語について

資料編の「用語集」(●ページ以降)にて、説明しています。

○図表に記載されている統計やアンケート結果の割合について

小数点第2位を四捨五入した上で表記しているため、構成比を合計しても 100.0% にならない場合があります。

○本計画書の表紙絵及び本文中の挿絵は、●●を利用している方々が製作したものです。

# 第1章

## 本計画の概要

---

# 1 本計画の策定と背景

## (1) 国の動き

茅ヶ崎市（以下「本市」という。）における「第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」の令和6年3月策定以降（計画期間：令和6年度～8年度）、国の障がい者施策や社会福祉施策にいくつかの動きがみられました。

まず、令和6年4月に、障がいを理由とする差別の解消、社会的障壁の除去及び障がいのある人の社会参加の促進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すことを目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、民間事業者に合理的配慮の提供が義務化されました。

次に、令和6年4月に、地域における障害児支援体制の強化を目的に、児童発達支援センターを地域の中核と位置づけ、4つの専門的機能（相談、指導、地域支援、中核的役割）を活かして地域全体の支援力を底上げすることを定めた、改正「児童福祉法」が施行されました。

また、令和7年10月に、障がいのある人の希望や能力、適性に応じた就労の実現を支援するため、本人の意向や就労能力、必要な配慮等を整理・評価し、一般就労や福祉的就労など適切な進路選択につなげる「就労選択支援」のサービスが令和4年の改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に基づき、施行されました。

さらに、令和8年4月に、高次脳機能障がい者に対する医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携強化や、専門的な相談支援体制の整備等を通じて、ライフステージに応じた「切れ目のない支援」を総合的に推進することを目的に「高次脳機能障害者支援法」が施行されました。

## (2) 神奈川県の動き

神奈川県では、令和5年4月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が施行されました。これに基づき、令和6年3月にこれまで策定していた「かながわ障がい者計画」、「神奈川県障がい福祉計画」を一本化し、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画が策定されました。

この計画では、生涯を通じて、すべての県民一人ひとりの人生を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らすことができるいのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本理念、目標としています。

### (3) 本市の動きと計画策定の趣旨

本市では、令和6年3月に令和6～8年度（3年間）を計画期間とする「第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく生きがいのある暮らしを実現できるまち」を目指す将来像を掲げ、様々な施策・事業を推進してきました。前計画の策定から3年が経過し、前計画における施策や事業の成果と課題が明らかになりました。

一方、本市の人口は、令和8年度をピークに減少が始まり、今後は生産年齢人口の減少や地域社会を支える担い手不足が進行することが見込まれます。その中で、身体障害者手帳の所持者は減少する見通しとなる一方で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加することが見込まれます（資料編〇参照）。このことから、障害福祉サービス等に対するニーズは単純に減少するものではなく、障がい特性やライフステージに応じた支援への需要が高まることが想定されます。また、生産年齢人口の減少に伴う障がい福祉人材の確保や、障がいのある当事者やその家族の高齢化への対応、地域における支え合いの仕組みづくりなど新たな課題への対応も求められています。

このような状況を踏まえ、前計画における目指す将来像を継承しつつ、国や神奈川県との動向、前計画の期間中に生じた課題、障がい者を取り巻く状況の変化等に対し、必要な障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和9～11年度（3年間）を計画期間とする「第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 本計画の位置づけ

### (1) 法令等における位置づけ

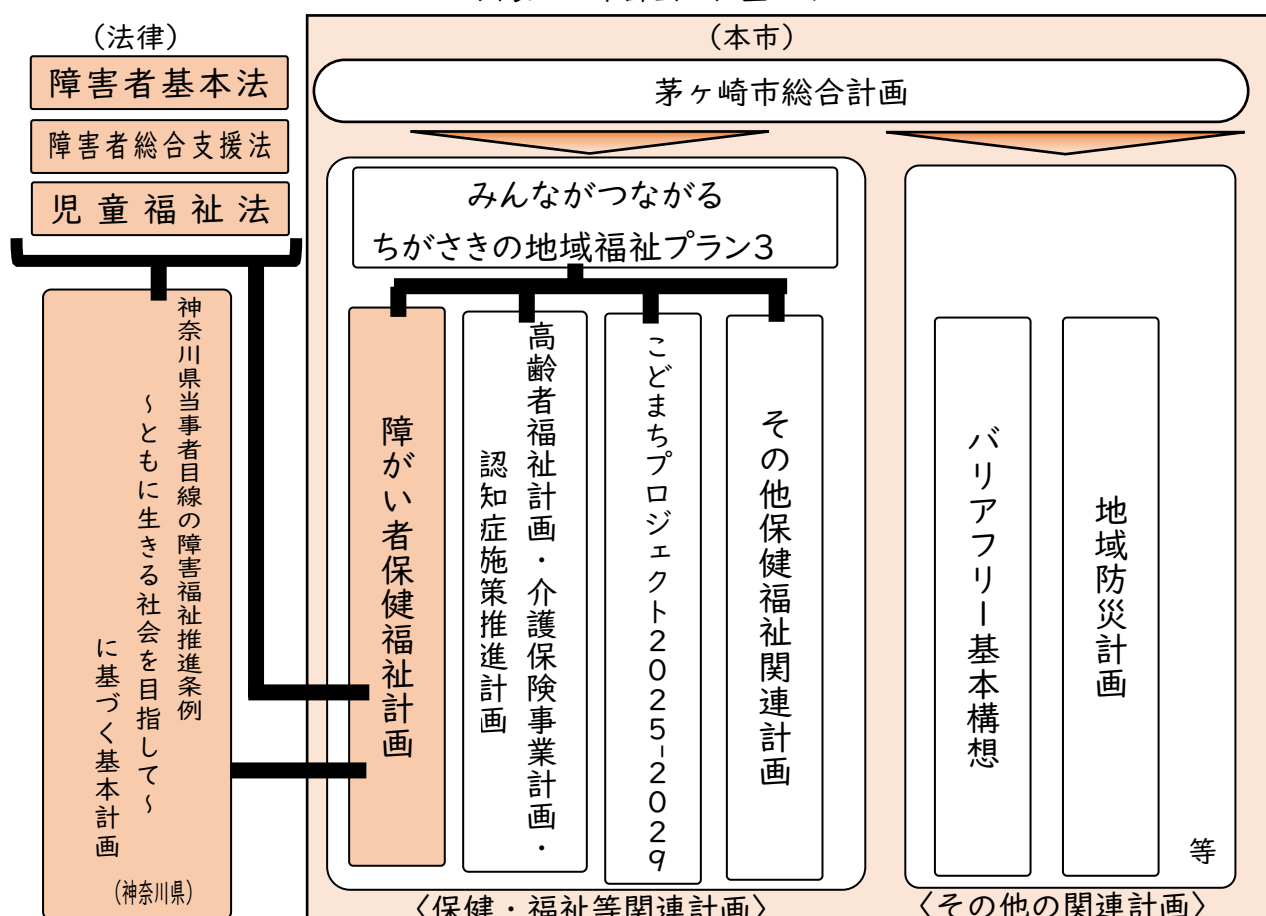
本計画は、障害者基本法の第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法の第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法の第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、神奈川県が策定した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」を基本とし、本市における障がい者の状況等を踏まえ、障がい者施策の基本的な考え方と総合的な推進体制について定めていきます。

さらに、本計画は、本市のまちづくりの指針として、市のまちづくりの基本的な方向性を示し、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた「茅ヶ崎市総合計画」の政策目標「3. 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち」等に関連する個別計画として位置づけます。

あわせて、保健福祉分野の総合計画である「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3（第5期茅ヶ崎市地域福祉計画・第7次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第2期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画・第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画・第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画）」や、障がい者施策と関連する各分野との整合を図ります。

図表1 本計画の位置づけ



## (2) 対象者

本計画の主たる対象者は、障害者基本法や障害者総合支援法、児童福祉法に定義される「障害者」及び「障害児」に該当する方とします。

### 【障がい者】障害者の定義

#### ○障害者基本法第2条第1項

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

#### ○障害者総合支援法第4条第1項

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。

### 【障がい児】障害児の定義

#### ○児童福祉法第4条第2項

身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

※児童福祉法における「児童」の定義は満 18 歳に満たない者を指す。

### (3) 計画期間

3年ごとに改定される厚生労働省及びこども家庭庁の示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の内容等を反映させるため、令和8年3月31日に発出された基本指針を受け、本計画の計画期間は、令和9～11年度までの3年間とします。

図表2 本計画の期間

|                | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画 | 第7期   |       |       | 第8期   |        |        |
| 市町村障害者計画       |       |       | 策定    |       |        | 策定     |
| 市町村障害福祉計画      |       |       | 策定    |       |        | 策定     |
| 市町村障害児福祉計画     |       |       | 策定    |       |        | 策定     |

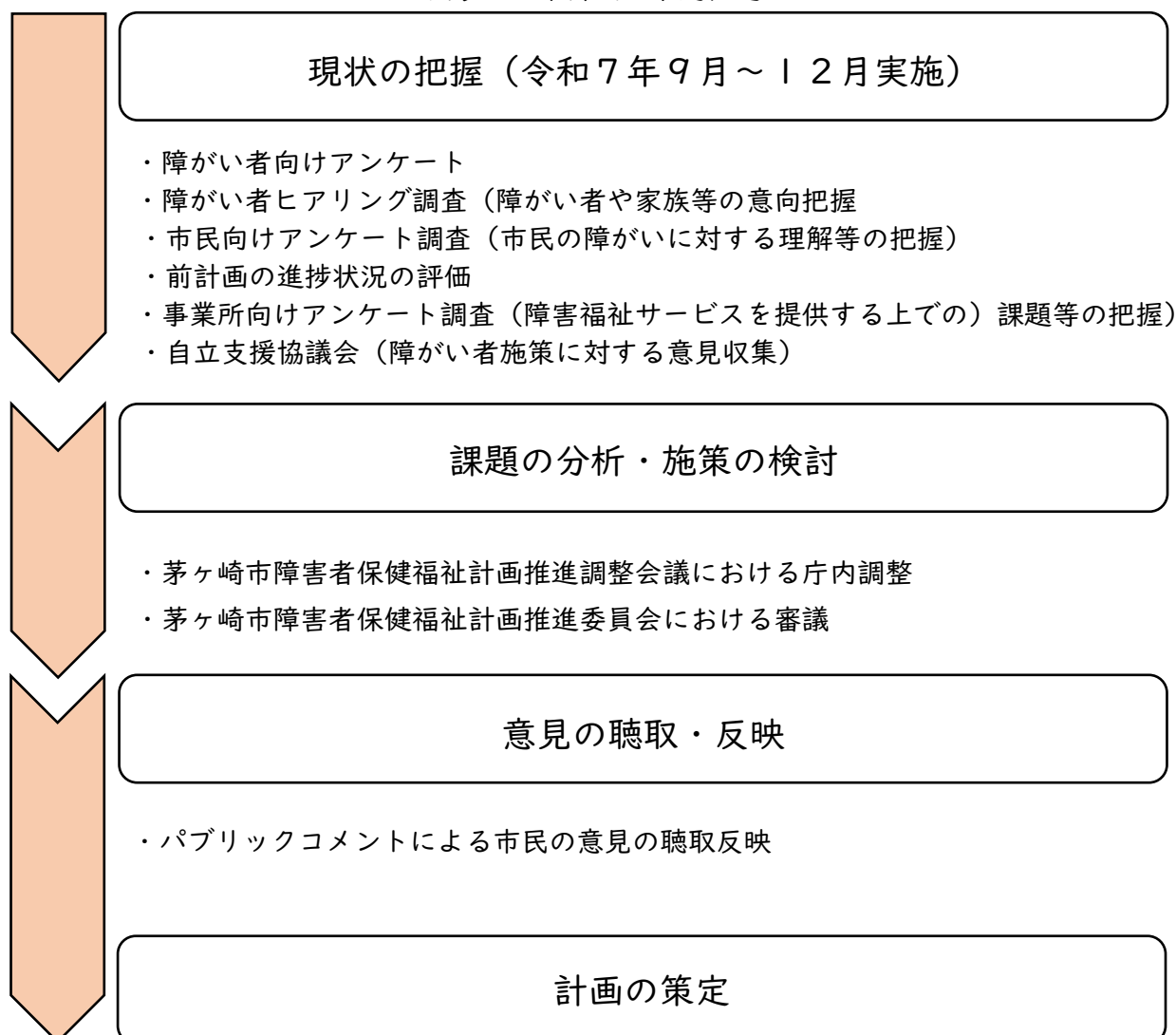
（今回策定）

### 3 本計画の策定経過

本計画は、市の附属機関である「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）において、前計画の進捗状況の評価や、各種調査による課題の分析、施策の検討を行いながら、図表3のようなプロセスで策定しました。

なお、各種調査の実施方法等は、資料編（127ページ以降）をご参照ください。

図表3 本計画の策定経過



## 4 本計画の推進

### (1) 本計画の推進体制

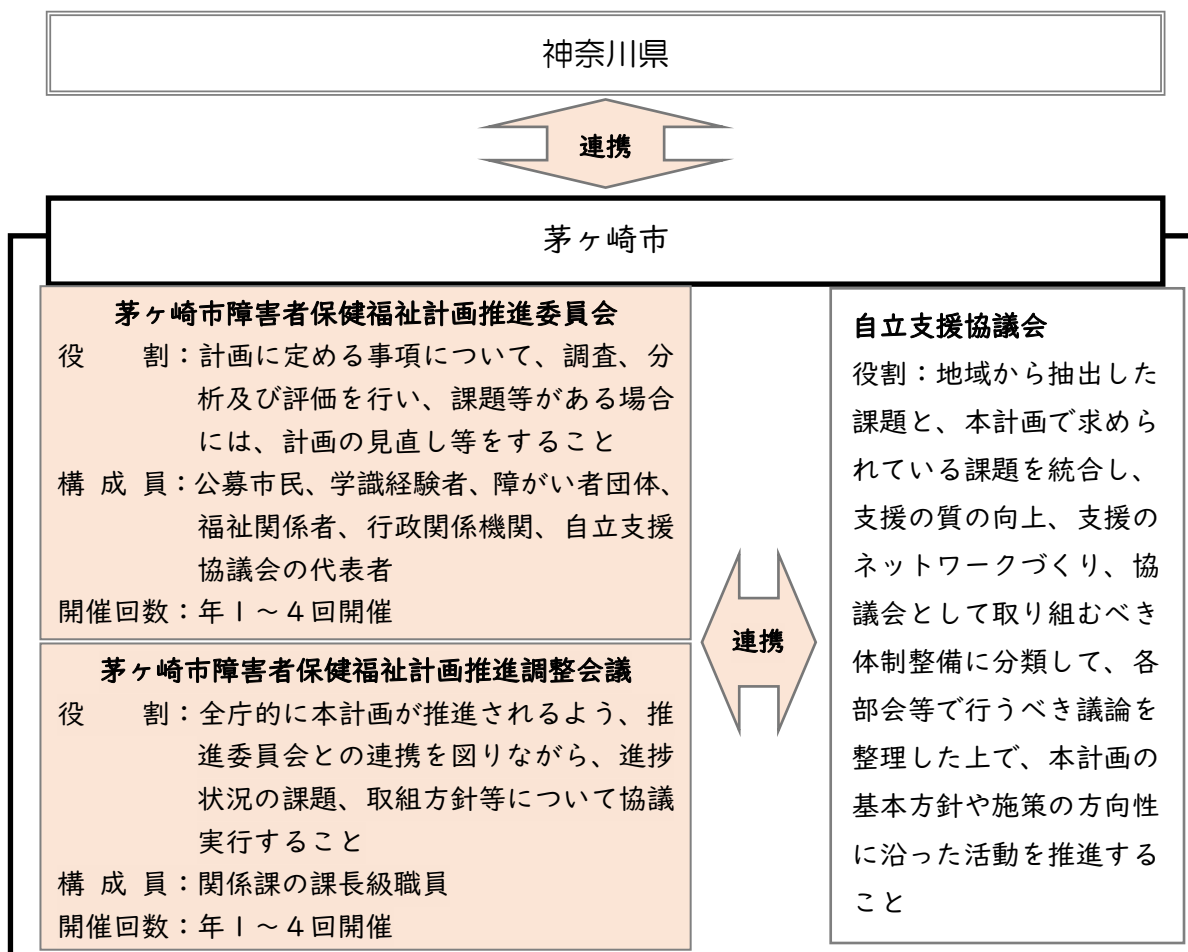
本計画を推進するためには、障がい者やその家族、支援者、市民、本市を含めた行政等の様々な関係者が本計画の中で掲げた目標を共有し、目標達成に向けて連携することが重要になります。また、関係者が進捗状況を確認し、お互いに議論・検討した上で、工夫・改善を積み重ね、着実に実行する体制の整備が必要です。

そのため、本市では、本計画を推進するとともに、その実施状況を評価する体制として、公募市民、学識経験者、障がい者団体、福祉関係者、行政関係機関、自立支援協議会の代表者で構成される推進委員会を設置します。推進委員会では、本計画に定める事項について、取組状況の評価、検討を行い、必要に応じて計画の見直し等を行います。

また、庁内においては、障がい分野関係等の課長級職員で構成をされる「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議」（以下「推進調整会議」という。）を設置し、各課の連携のもと、全庁的に本計画が推進されるよう、推進委員会と一体となって、進捗状況の課題、取組方針等について協議をしていきます。

なお、本計画の推進にあたっては、自立支援協議会や神奈川県との連携を図ります。

図表4 計画の推進体制

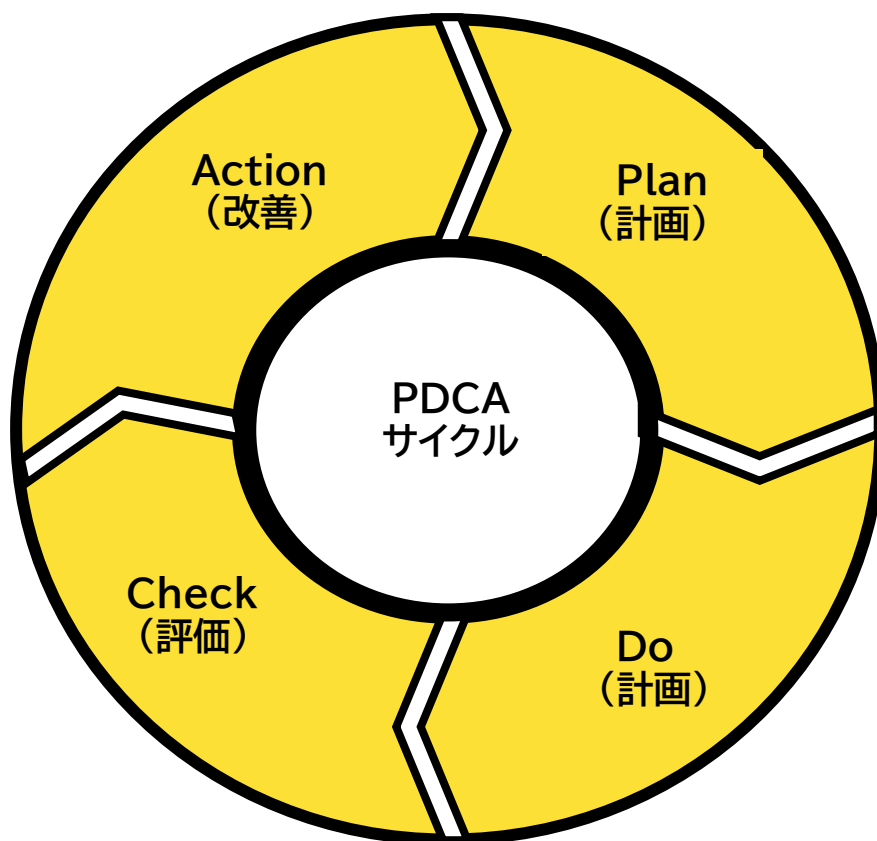


## (2) 本計画の進捗管理

本計画については、各年度において、事業の進捗状況等を管理し、結果を推進調整会議で協議するとともに、推進委員会へ報告して意見聴取を行い、また、進捗状況の管理の過程にあたっては、PDCAサイクルに基づく検証を行い、実効性のある進捗管理を行います。

なお、各年度の事業の進捗状況については、市ホームページで公表し、様々な方が確認できるように努めます。

図表5 本計画の進捗を管理するためのプロセス



|             |                                            |
|-------------|--------------------------------------------|
| 計画 (Plan)   | 基本理念・本市の目指す将来像                             |
| 実行 (Do)     | 基本方針・施策の方向性に基づいた施策の展開                      |
| 評価 (Check)  | 各事業の進捗状況の確認と評価<br>サービス見込み量の実績の把握、達成状況の分析評価 |
| 改善 (Action) | 評価の結果等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを実施                |

### (3) SDGs

#### ア 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とは、平成27年に「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。“誰ひとり取り残さない”を基本理念とする17の目標を掲げ、世界が直面する課題の解決に向けた、普遍的な行動を呼びかけています。

図表6 持続可能な開発目標（SDGs）



#### イ SDGsと本計画の推進

本市では、令和3年度からの「茅ヶ崎市総合計画」において、市民、企業、行政がSDGsという共通言語を持つことにより、本市の政策目標を共有するとともに、パートナーシップを深め、お互いの力を生かしながら地域課題の解決を目指しており、本計画においてもこの考えのもと、多様な主体が連携・協力し、計画を推進します。

なお、本計画においては、各施策の方向性の目標達成に向けた取組が、SDGsのどのゴールの達成に寄与するかを明らかにします。（第2章参照）。

# 第2章

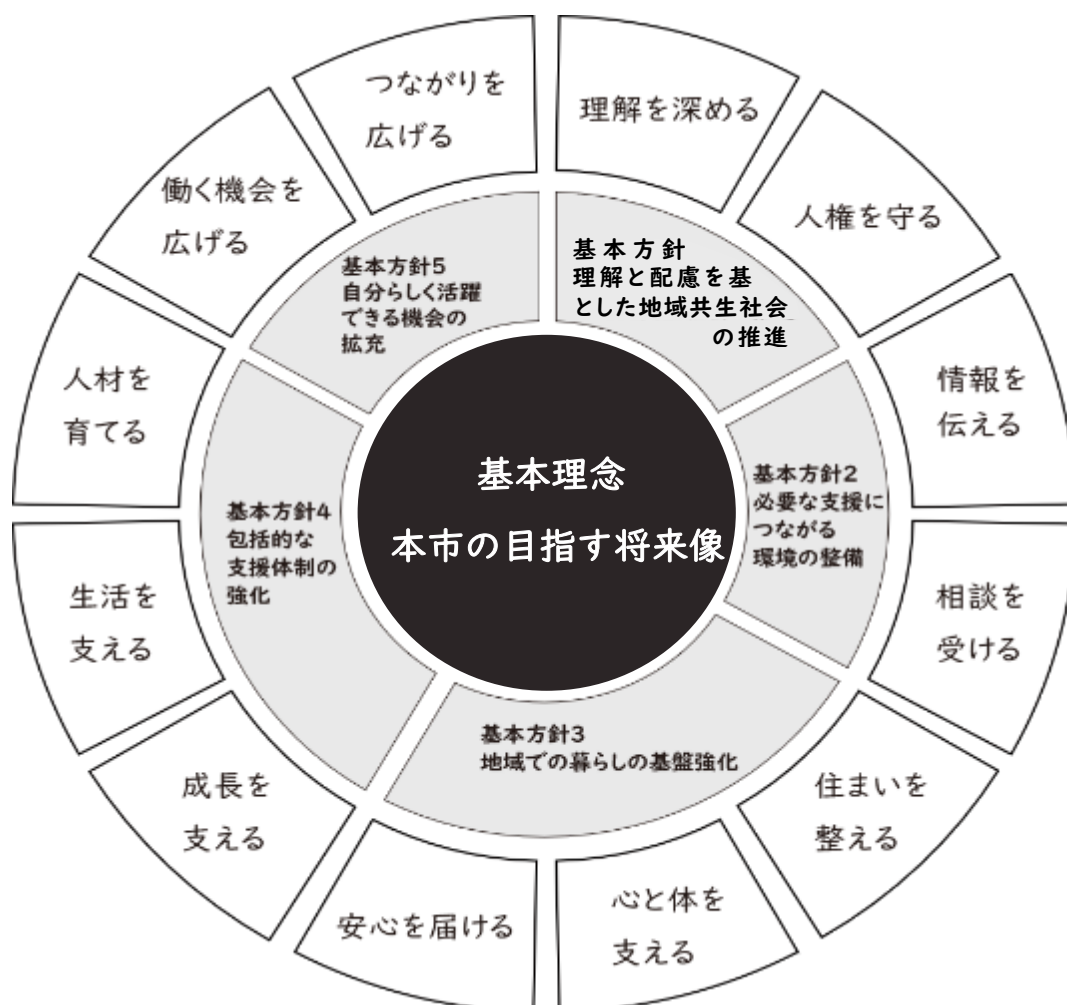
## 本計画の基本的な考え方

---

# 1 本計画の全体像

- ・本計画の基本理念は、本市の保健福祉分野の総合計画である「みんながつながるちがさき地域福祉プラン3」の基本理念や、神奈川県「神奈川県当事者目線の障がい福祉推進条例」の基本理念に沿い、障がいのある人ない人にかかわらず誰もがその人らしく尊厳をもって地域で暮らせる社会を目指すという、計画全体の根幹にある理念です。
- ・基本理念を具体化し、私たちが目指すべき姿として描き出したものが「本市の目指す将来像」であり、市民が互いに認め合い、安心して支えあえる地域共生社会の姿です。
- ・目指す将来像を実現するための計画の柱となるものが「基本方針」です。多角的な視点から実現を図るために5つの基本方針を定めています。そして、これら基本方針を暮らしの中で具体的に形にしていけるためのものが「施策の方向性」です。基本方針という大きな道筋を、日々の福祉サービスへとつなげながら、計画を着実に実行していく役割を担っています。
- ・次の2節以降で、基本理念、目指す将来像、基本方針、施策の方向性の詳細について記載します。

図表7 本計画の全体像



## 2 基本理念

- ・基本理念については、障がい者を含むすべての市民にとって普遍性の高いものであることから、本計画においてもこの3つの基本理念を継承し、より一層発展させていくこととします。

### ・基本理念1 人権の尊重

障がいのある人も障がいのない人も同じ権利を持っており、茅ヶ崎というまちで「ともに生きていく」市民です。いろいろな人たちが、それぞれの暮らしの中で、様々な形でふれあっていくことが、ごく当たり 前であるという意識の浸透を図るとともに、必要な福祉活動の推進に努めます。

### ・基本理念2 とともに生きる地域社会の実現

障がいのある人も障がいのない人もお互いに尊重しあいながら、ともに生きることができ  
る地域社会 が求められています。地域の人々が障がいに対する理解を深め、障がいの有無  
や種別・程度に関係なく、暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

### ・基本理念3 主体性・自立性の確立

障がいのある人が、自分の住んでいる地域でその人らしく、かつ主体性や自主性を持って  
生きていく ために、障がいのある人がそれぞれ持つ能力や特性に応じた支援の推進に努  
めます。

## 3 本市の目指す将来像

- ・本市の目指す将来像は、基本理念に掲げた価値観を本市でどのような姿として実現するか、具体化して描き出したものです。この将来像はすべての施策の指針となります。

お互いの理解と助け合いのもと

だれもが自分らしく

生きがいのある暮らしを実現できるまち

## 4 基本方針と施策の体系

### (1) 基本方針

- ・本市の目指す将来像を実現するため、本計画の柱となる5つの基本方針を設定します。
- ・前計画では6つあった基本方針を、支援内容や施策間の関係性がより分かりやすくなるよう、施策の目的や生活の場面ごと（「理解・権利擁護」「情報提供・相談」「地域生活」「教育・福祉サービス」「社会・地域とのつながり」）に再編し、5つの基本方針としました。

#### 基本方針1 理解と配慮を基盤とした地域共生社会の推進

- ・障がい福祉の根幹である「権利擁護」と「理解」をまとめ、すべての施策の土台となる方針としました。
- ・障がい者の権利が守られるように施策の充実を図るとともに、日常生活の様々な場面において、障がい者自らの意思に基づく選択・決定ができるよう、関係機関と連携して支援体制の強化を図ります。

#### 基本方針2 必要な支援につながる環境の整備

- ・「情報提供」と「相談」をまとめ、支援の入口部分となる方針としました。
- ・障がい者と家族が安心して生活できるよう、適切な情報の提供と相談支援体制の充実を図ります。

#### 基本方針3 地域での暮らしの基盤強化

- ・住み慣れた地域で安心して生活し続けるための「住環境」や「生活インフラ」をまとめ、暮らしを強化する方針としました。
- ・障がい者とその家族のすこやかな生活を支援するため、身近な場所で適切な保健・医療サービスを受けられる体制の充実を図ります。
- ・誰もが安心して地域での生活を送られるよう、心のバリアフリーを推進するとともに、障がいに配慮した施設などの整備や災害に備えた体制の充実を図ります。

#### 基本方針4 包括的な支援体制の強化

- ・教育から福祉サービスまで、ライフステージに応じた支援を「切れ目なく」つなげるための方針としました。
- ・障がい者とその家族が将来に渡って、現在住んでいる地域で安定した生活を営めるよう、日常生活を支える障がい福祉サービス等の充実を図ります。
- ・本市の障がい者福祉の現場を支える福祉人材の育成・確保を図ります。

#### 基本方針5 自分らしく活躍できる機会の拡充

- ・「働く」ことや「社会参加」という、障がい者が地域社会の中で役割を持ち、輝くための機会を拡充することをまとめた方針としました。
- ・障がい者が社会の一員として地域で生活できるよう、企業等への理解促進や職場定着、社会参加を支える環境づくり、地域の中での交流機会の拡充を図ります。

## (2) 施策の体系

- ・(1)で設定した基本方針に紐づく12の施策の方向性を設定します。施策の方向性に沿い、取り組むべき施策を設定します。
- ・施策の方向性は、アンケート調査やヒアリング調査の結果等を踏まえ、現行計画から方向性の変更は行わず、再編後の基本方針に沿った施策体系となるよう整理するとともに、施策内容や行政を含む支援者の役割がより明確に伝わるよう表現を見直しました。下表の施策の体系図においては、施策の方向性の表現に変更があったものについては、前計画の施策の方向性を括弧書きで併記しています。

### ■施策の体系図

| 基本方針                                                                                                             |  | ページ                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 【施策の方向性】<br>課題を踏まえた施策の展開                                                                                         |  |                                                                                       |
| 基本方針1 理解と配慮を基盤とした地域共生社会の推進                                                                                       |  |    |
| 【理解を深める】<br>1-1-1 市民における障がい特性へのさらなる理解促進<br>1-1-2 行政や関係機関などの障がいに対する理解の底上げ<br>1-1-3 学校教育や地域活動を通じた継続的な理解啓発の推進       |  | 44                                                                                    |
| 【人権を守る】<br>1-2-1 障がい理解と「合理的配慮」の意識浸透に向けたより一層の取組<br>1-2-2 本人の意思や自己決定を尊重した支援の推進<br>1-2-3 成年後見制度の利用支援                |  | 46                                                                                    |
| 基本方針2 必要な支援につながる環境の整備                                                                                            |  |  |
| 【情報を伝える(知る)】<br>2-1-1 多様な媒体を活用した情報発信と既存媒体の周知強化<br>2-1-2 障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施<br>2-1-3 障がい特性に応じた分かりやすい情報提供の推進 |  | 48                                                                                    |
| 【相談を受ける(相談する)】<br>2-2-1 相談窓口の役割や利用方法を含めた幅広い周知<br>2-2-2 相談支援の質の向上<br>2-2-3 継続的かつ身近に相談できる相談支援体制の見直し                |  | 50                                                                                    |

### 基本方針3 地域での暮らしの基盤強化



|                                                                                |    |
|--------------------------------------------------------------------------------|----|
| 【住まいを整える(住まう)】<br>3-1-1 地域での自立した生活の実現に向けた住まいに関する支援                             | 52 |
| 【心と体を支える(すこやかに生きる)】<br>3-2-1 身近な場所で円滑に医療サービスを利用できる体制の整備                        | 54 |
| 【安心を届ける(安心して暮らす)】<br>3-3-1 障がい者が安心して過ごせるまちづくり<br>3-3-2 障がい特性に配慮した避難場所、支援体制等の充実 | 56 |

### 基本方針4 包括的な支援体制の強化



|                                                                                                                        |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 【成長を支える(学ぶ)】<br>4-1-1 就学前から就学後までの切れ目のない支援<br>4-1-2 地域におけるインクルーシブ教育の推進<br>4-1-3 医療的ケア児等に対する保育・教育支援体制の充実                 | 58 |
| 【生活を支える(生活する・利用する)】<br>4-2-1 介護家族の負担軽減と将来の自立した生活に向けた支援の充実<br>4-2-2 緊急時における受入・相談体制づくりの整備<br>4-2-3 地域での生活を支える見守り・支援体制の充実 | 60 |
| 【人材を育てる(育てる)】<br>4-3-1 支援スタッフの専門知識と対応力の実践的な資質向上の推進<br>4-3-2 福祉人材の就労定着の推進                                               | 62 |

### 基本方針5 自分らしく活躍できる機会の拡充



|                                                                               |    |
|-------------------------------------------------------------------------------|----|
| 【働く機会を広げる(働く)】<br>5-1-1 企業理解の促進と環境整備による就労機会の拡大<br>5-1-2 定着に向けた切れ目のない就労支援体制の構築 | 64 |
| 【つながりを広げる(社会参加・楽しむ)】<br>5-2-1 社会参加につながる手段・場所の拡充<br>5-2-2 障がい特性に配慮した環境整備       | 66 |

# 第3章

## 本計画において取り組むべき課題

---

# 1 理解と配慮を基盤とした地域共生社会の推進

## 1-1 『理解を深める』

### 前計画（令和6～8年度）の振り返り

前計画では、「市民、行政職員、関係機関等への障がいに関する理解啓発が不十分である」という課題がありました。「市民における障がい特性へのさらなる理解促進」「行政や関係機関などの障がいに対する理解の底上げ」という主要施策を設け、「みんなにやさしいお店ちがさき」事業や、市民向け講演会・研修、行政職員研修、バリアフリー基本構想の推進事業を実施し、市民や事業者、行政職員の障がい理解や合理的配慮に関する理解促進、心のバリアフリーの推進に取り組みました。

### 主な事業の実施状況（令和7年度実績）

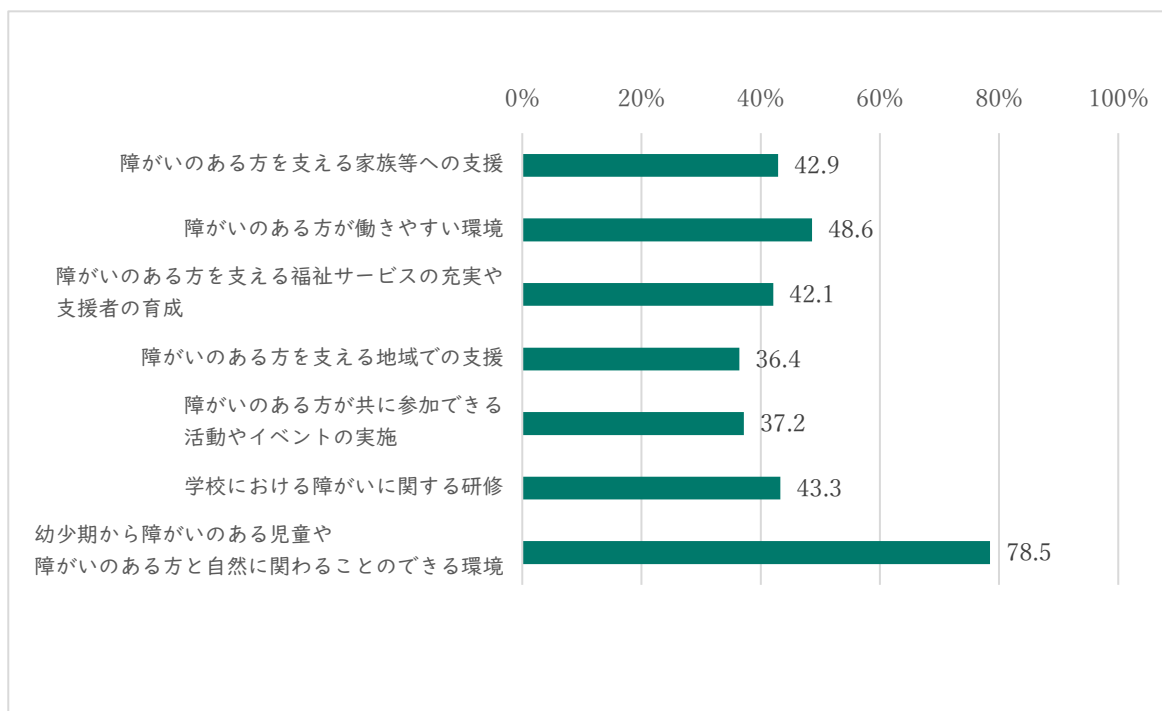
- ・市民ふれあいプラザにおいて障害者虐待防止、障害者差別解消、障害者週間等に関する普及啓発展示を4回実施しました。また、市民向け研修会を1回開催したほか、障害者週間に合わせてちがさき障がい者支援アプリのトップ画面用作品の募集・展示など多様な手法により障がいのある方への理解促進を図りました。
- ・市職員及び市立病院職員を対象に、新規採用職員研修を3回実施するとともに、合理的配慮に関する研修を1回、精神・発達障がいへの理解に関する研修を1回実施し、障がい理解を深め、合理的配慮の実践につながる研修を行いました。
- ・茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会及び市民部会を計4回開催し、バリアフリーの推進に向けた協議を行いました。また、小学生を対象とした心のバリアフリー教室を3校で実施したほか、市民・事業者向け講演会を1回、職員向け研修を2回開催するとともに、周知イベントを1回実施し、ポスター掲示などを通じて、心のバリアフリーの普及啓発を進めました。

### 各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見

- ・ともに生きる社会を実現するために必要なこととして、「幼少期から障がいのある児童や障がいのある方と自然に関わることのできる環境」が78.5%、「学校における障がいに関する研修」が43.3%。【市民アンケート】（図表8参照）
- ・音や環境刺激に強い困難があることへの周囲の理解が不足し、生活に支障をきたしている。【発達障がい（中重度）】
- ・聴覚障がいや外見から分かりにくく、誤解や不利益が生じやすい。【聴覚障がい】
- ・難病は外見から症状が分かりにくく、困難さが周囲に理解されにくい状況がある。また病名や症状を説明しても十分に理解されず、孤立感を抱くことがある。【難病】

- ・聞こえない人とのコミュニケーション方法（大きく口をあけてもらう、スマホアプリ、筆談）について理解が広がってほしい。【自立支援協議会（当事者部会）】

図表8 とともに生きる社会を実現するために必要なこと【市民アンケート】



## 残された課題



障がい理解に関する普及啓発や研修等を継続的に実施したことで、市民や行政職員等の理解は一定程度進んできました。一方で、当事者ヒアリングでは障がい特性への理解不足による誤解や不利益、必要な配慮が得られない状況が依然として見られています。また、市民アンケートでは、ともに生きる社会の実現には「幼少期から障がいのある児童や障がいのある方と自然に関わることのできる環境」が78.5%、「学校における障がいに関する研修」が43.3%と回答されており、学校教育や地域活動を通じて、障がい理解を具体的な配慮や行動につなげる継続的な取組が求められています。

## —— 取り組むべき課題 ——

- ・ 障がい特性への理解のさらなる促進
- ・ 障がい理解に基づく配慮や行動の定着の推進

## 1-2『人権を守る』

### 前計画（令和6～8年度）の振り返り

前計画では、「障がい特性に応じた配慮が様々な場面で不足している」という課題がありました。「障がい理解と「合理的配慮」の意識浸透に向けたより一層の取組」、「障がい者の人権を守るための施策の充実」という主要施策を設け、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に関する周知・普及啓発を実施するとともに、意思決定支援や成年後見制度の利用支援を通じて、障がいのある方の意思や権利を尊重した支援の推進に取り組みました。

### 主な事業の実施状況（令和7年度実績）

- ・ 障害者差別解消法や合理的配慮について、市民ふれあいプラザでの展示を2回（9月・12月）実施するとともに、広報ちがさき12月号に茅ヶ崎市自立支援協議会当事者部会「カラフル」のインタビュー記事を掲載しました。また、市民向け講演会を1回（2月）開催し、市民や事業者の障がい理解と合理的配慮の促進を図りました。
- ・ 地域活動支援センターを対象に障害者虐待に関する研修を実施するとともに、虐待に関する相談・通報に対しては随時コア会議を開催し、事業所への訪問などを通じて被虐待者の安全確保と再発防止に取り組みました。また、市民ふれあいプラザにおいて障害者虐待防止法に関する普及啓発展示を1回（8月）実施しました。
- ・ 自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者への意思決定支援について、個別の意思決定支援会議に担当ケースワーカーが随時参加し、関係機関と連携しながら本人の意思を尊重した支援を行いました。
- ・ 成年後見支援センターにおいて、相談対応1,128件、申立書作成支援19件、親族後見人への報告書作成支援4件を実施するとともに、出前講座19回、市民向け講座1回（参加者87名）を開催し、制度の普及啓発を行いました。また障がい者の成年後見市長申立て2件、審判申立費用及び成年後見人報酬助成8件を行い、権利擁護の推進を図りました。

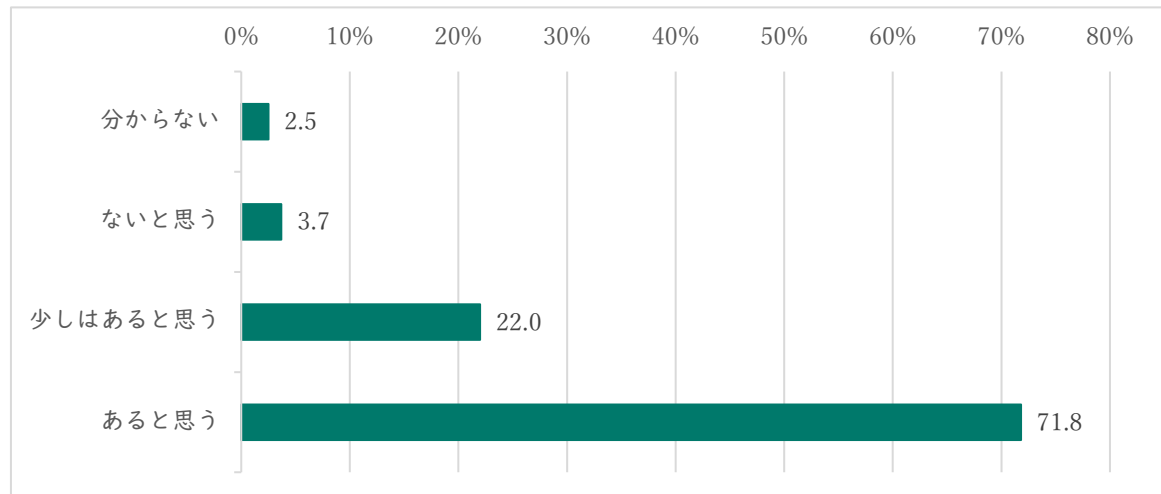
### 各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見

- ・ 障がい特性が理解されにくい方ほど、不適切な対応や嫌な思いを経験しやすい傾向がみられる。【当事者アンケート】（図表9参照）
- ・ 合理的配慮を求めても理解されない場面があり、自己主張を控えることがある。【聴覚障がい】
- ・ 行動障がいを理由に行動制限や過度な管理が行われやすい状況がある。【強度行動障がい】
- ・ 本人の意思よりも周囲の判断が優先されやすく、自己決定が十分に尊重されにくい。【知

的障がい】

- ・二度見や三度見は多く、ジロジロとみられる。多様性への理解が深まってほしい。【自立支援協議会（当事者部会）】
- ・差別、偏見が「ある」と回答した方は70%（「少しはある」を含めると91.5%）。【市民アンケート】

図表9 障がいのある方に対する差別、偏見【市民アンケート】



## 残された課題



障害者虐待防止法や障害者差別解消法の普及啓発、意思決定支援や成年後見制度の利用支援により、障がいのある方の人権を守る取組を進めてきました。一方で、当事者ヒアリングでは合理的配慮を求めても理解されないことや、本人の意思や自己決定が十分に尊重されにくい状況が依然として見られています。また、市民アンケートでは、差別や偏見が「ある」と回答した方が70.0%（「少しはある」を含めると91.5%）であり、障害者差別解消法を「知っている」は41.6%、障害者虐待防止法を「知っている」は48.2%にとどまっていることから、障がいのある方の人権に関する理解促進や合理的配慮の普及啓発、本人の意思や自己決定を尊重した支援の充実、権利擁護に関する取組を継続していくことが求められています。

## —— 取り組むべき課題 ——

- ・障がい特性に応じた配慮の推進
- ・本人の意思決定を尊重する支援の充実
- ・障がいのある人の権利擁護の推進

## 2 必要な支援につながる環境の整備

### 2-1 『情報を伝える』

#### 前計画（令和6～8年度）の振り返り

前計画では、「障がい特性により情報を十分に取得できない場合がある」、「制度の情報が行き渡っている人と行き渡っていない人の格差が生じている」という課題がありました。

「障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施」という主要施策を設け、意思疎通支援の充実に向けて継続的に取り組むとともに、イベントの開催情報等については、ちがさき障がい者支援アプリでの情報発信を始め、状況に合わせた情報発信を行いました。また、台風接近時や地震発生時等には、防災行政用無線、防災ラジオ等の様々な媒体を活用した情報発信を行いました。

#### 主な事業の実施状況（令和7年度実績）

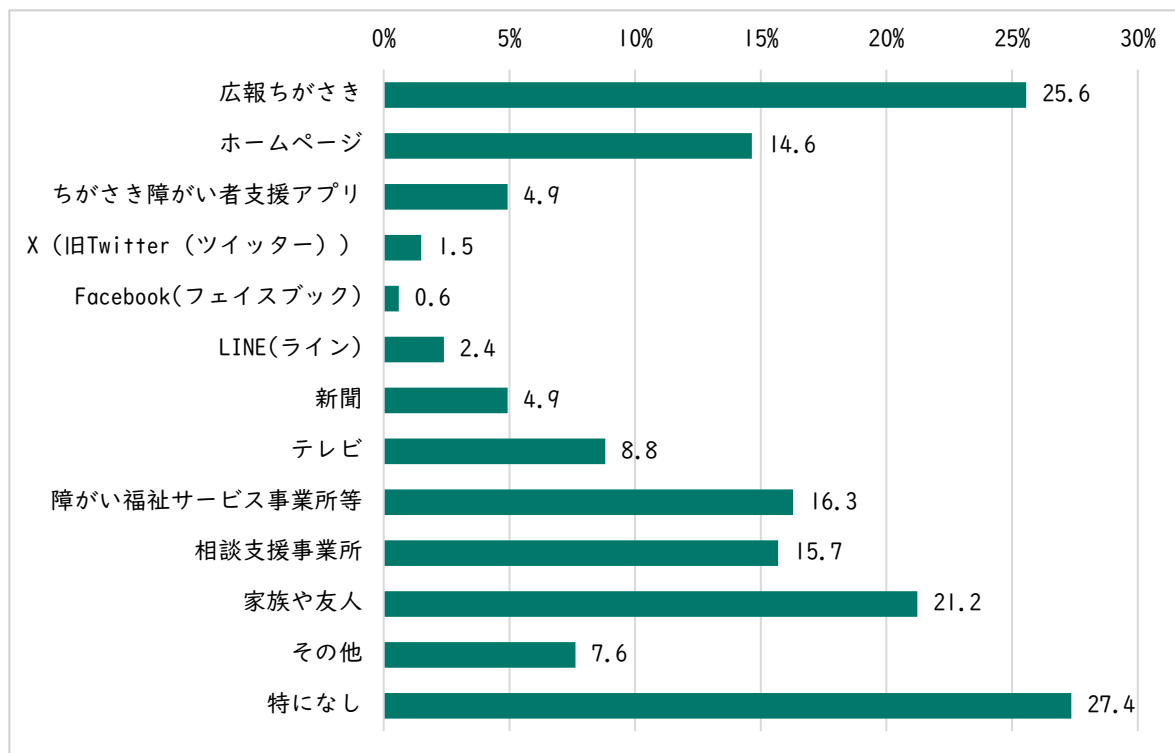
- ・障がい福祉課窓口到手話通訳者を毎日配置し、手話通訳者派遣を334件、要約筆記者派遣を34件実施しました。
- ・令和5年1月にリリースしたちがさき障がい者支援アプリについては、ダウンロード数は3,615件、会員登録者数は820人、掲載事業所数は276件となりました。（令和8年3月時点）また、台風接近時には、同アプリのセグメント配信機能を活用し、避難所の開設状況等の発信をしました。

#### 各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見

- ・福祉サービス等の情報取得元について、「特になし」が27.4%と最も多く、情報に接点を持てていない層が一定数存在している。【当事者アンケート】（図表10参照）
- ・今後、障がい福祉をより良くするために力を入れていくことについて、「相談のしやすさ（48.1%）」に次いで、「情報取得のしやすさ、わかりやすさ（45.1%）」との回答が多かった。【当事者アンケート】
- ・障がい特性や行動特性に応じた支援方法や制度情報について、家族でも十分に把握できていない。【強度行動障がい】
- ・既存サービスや媒体（アプリ、パンフレットなど）があるのに、周知が進んでいない。  
【自立支援協議会（事業所間交流・情報発信部会）】
- ・行政情報や地域情報が音声中心で提供されることが多く、必要な情報を把握しにくい。  
【聴覚障がい】
- ・利用可能な支援制度やサービスの情報が分かりにくく、必要な情報にたどり着きにくい。  
【精神障がい、難病】
- ・医療的ケアや生活支援に関する制度情報が分かりにくく、必要な情報にたどり着きにく

い。【重症心身障がい】

図表 10 福祉サービス等の情報の取得元【当事者アンケート】



## 残された課題



広報紙等の従前からの情報発信に加え、ちがさき障がい者支援アプリ等の媒体による情報発信も行うなど、複数の手段を活用しながら取組を進めてきました。当事者アンケートでは、福祉サービス等の情報の取得元について、「特になし」27.4%、「広報紙ちがさき」25.6%との回答が多く、ヒアリングの結果も含め、情報が分かりにくい、必要な情報にたどり着きにくい、既存媒体の周知が進んでいないなどの意見があるため、取組を継続していく必要があります。

## —— 取り組むべき課題 ——

- ・ 情報発信手段の充実と周知の強化
- ・ 障がい特性に応じた情報提供の充実
- ・ 分かりやすい情報発信の推進

## 2-2『相談を受ける』

### 前計画（令和6～8年度）の振り返り

前計画では、「相談先に専門性、利便性を求める方が多い」、「相談機関の周知が不足しており、相談先が分からない方がいる」という課題がありました。「相談先の専門性・利便性の向上」、「相談機関の幅広い周知」という主要施策を設け、重層的支援体制整備事業として、高齢・障がい・こども・生活困窮の各分野において相談支援を一体的に実施し、また、障がい福祉分野においては、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の見直しの検討や相談員等の人材育成、他分野との連携等に取り組みました。

### 主な事業の実施状況（令和7年度実績）

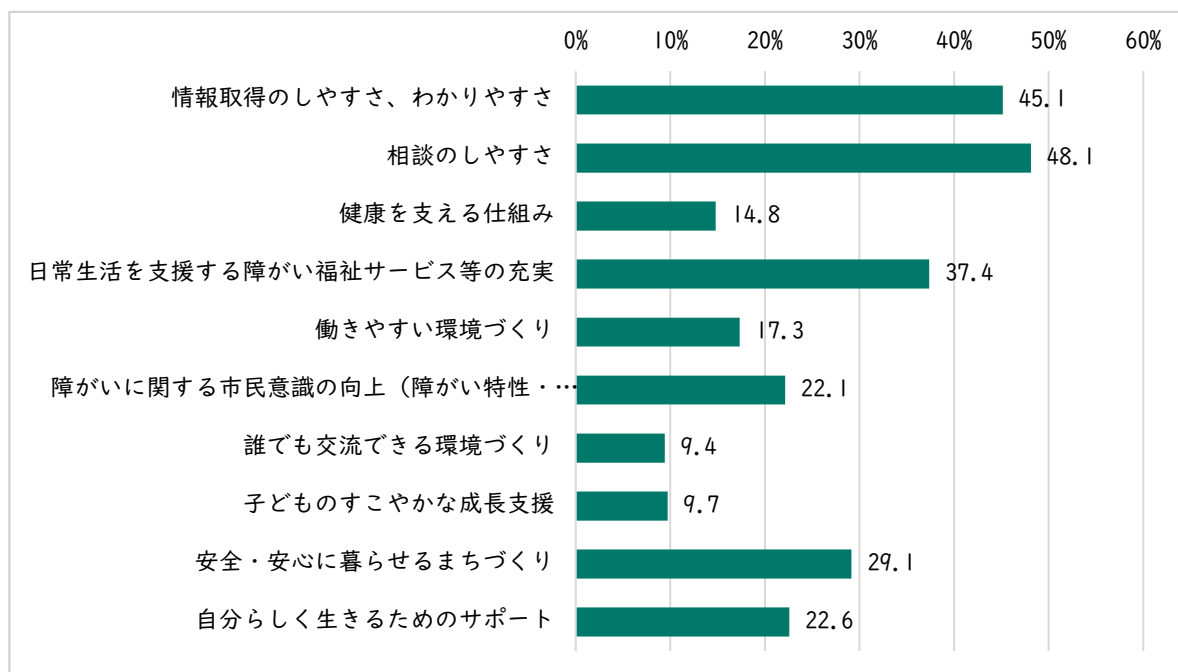
- ・重層的支援体制整備事業として、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず幅広く受け止め、課題の整理、解決に向けた包括的な相談支援を行いました。
- ・基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会相談支援部会において相談支援体制の見直しの検討、周知用のパンフレットや相談員の制度理解のためのハンドブックの作成を開始するとともに、グループスーパービジョンにより相談員の質の向上を図りました。

### 各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見

- ・今後、障がい福祉をより良くするために力を入れていくことについて、「相談のしやすさ（48.1%）」との回答が最も多い。【当事者アンケート】（図表11参照）
- ・相談支援事業所について、「知っている（32.7%）」、「知らない（58.7%）」と周知が進んでいない。【当事者アンケート】
- ・サービス事業所に相談支援事業所の存在が知られていない。【自立支援協議会（相談支援部会）】
- ・相談内容によって相談先が異なり、どこに相談すべきか迷うことがある。【精神障がい】
- ・日常生活や将来への不安について、本人が安心して相談できる身近な窓口が限られている。【発達障がい（中重度）】
- ・一般の人に委託相談と計画相談の違いが知られていない。【自立支援協議会（相談支援部会）】
- ・ライフステージや病状の変化ごとに相談先が変わり、継続的な相談関係を築きにくい。【知的障がい】
- ・本人の意思をくみ取った相談対応が十分に行われていないと感じる場面がある。【知的障がい】
- ・相談支援事業所の人材不足によるセルフプラン率が高い。【自立支援協議会（相談支援部会）】
- ・相談支援事業所の事業所数が少ないので、委託相談が計画相談を兼務し、役割分担が曖昧

味になっている。【自立支援協議会（相談支援部会）】

図表 11 今後、障がい福祉をより良くするために、力を入れていく必要があること（複数（3つまで）回答）【当事者アンケート】



## 残された課題



重層的支援体制整備事業や基幹相談支援センターの取組等により、各分野における相談支援の一体的な実施や、相談員の人材育成の体制の構築、他分野との連携等において一定の進捗が見られました。アンケート結果では、今後、障がい福祉をより良くするために「相談のしやすさ」が最も求められており、ヒアリングの結果も含め、相談窓口の認知度が低いことや、相談対応が十分に行われていないと感じること、相談支援事業所の人材不足によるセルフプラン率が高いこと、委託相談と計画相談の役割分担が曖昧なことなどの意見があるため、相談窓口の周知や相談支援体制の見直しなどに取り組んでいく必要があります。

## 取り組むべき課題

- ・ 相談窓口の周知の強化
- ・ 質の高い相談支援体制の整備
- ・ 相談支援体制の充実に向けた相談支援体制の見直し

## 3 地域での暮らしの基盤強化

### 3-1 『住まいを整える』

#### 前計画（令和6～8年度）の振り返り

前計画では、「障がい者が安心して生活できる住まいの整備、フォロー体制が不足している」という課題がありました。「地域での自立した生活の実現に向けた住まいに関する支援」という主要施策を設け、様々な障がい者が地域で暮らすことができるよう、障がい特性や障がいの程度に応じたグループホームの確保・供給、また、住まいの確保に支援を必要とする障がい者に対しての相談体制の構築に取り組みました。

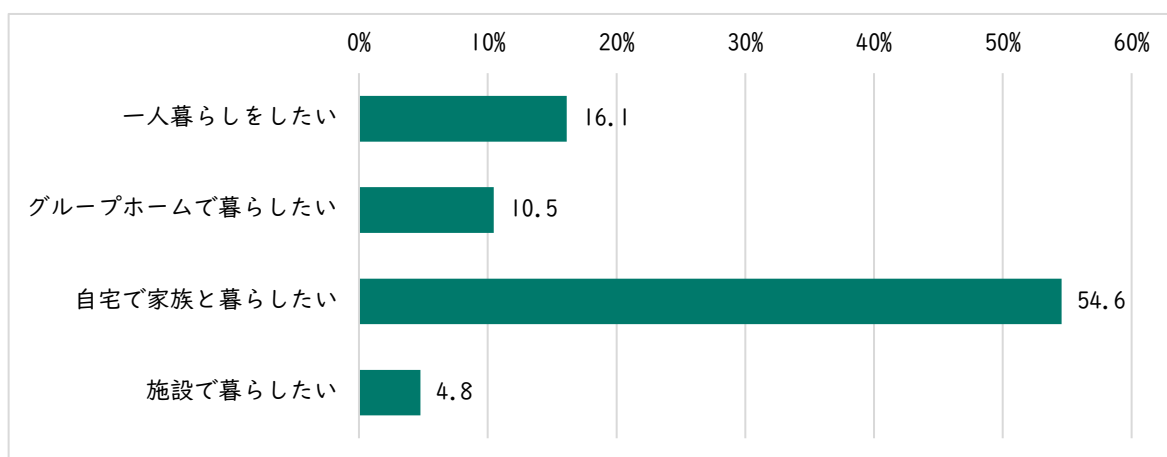
#### 主な事業の実施状況（令和7年度実績）

- ・障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等を整備し、必要とされる機能の拡充を図りました。
- ・借上型市営住宅について、令和7年4月に10年間の再借上げ契約を締結した他、借上げ期間満了を迎える予定のものについても再借上げに向けた協議に入るなど、障がい者や高齢者が住みやすい良質な市営住宅の確保等に努めました。
- ・住宅を確保することに支援が必要な高齢者、障がい者等が利用できる「住まいの相談窓口」にて、相談・支援を行いました。（相談件数 令和6年度：504件、令和7年度：707件）

#### 各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見

- ・希望する将来の暮らし方として、「自宅で家族と暮らしたい」と回答した方が54.6%。  
【当事者アンケート】（図表12参照）
- ・親が不在となった場合の生活や住まいに対する強い不安が、本人・保護者双方から示されている。【発達障がい（中重度）】
- ・医療的ケアに対応可能なグループホームや入所先が限られている。【重症心身障がい】
- ・地域生活への移行に対し、本人・家族ともに強い不安を抱えている。【強度行動障がい】
- ・病状の進行により、現在の住まいや生活環境を将来にわたって継続できるのか不安を抱えている。【難病】
- ・地域生活支援拠点事業所の地域への周知不足。【自立支援協議会（地域生活支援拠点等整備事業進化プロジェクト）】
- ・自立のためには収入と住むところが必要だが、障がいのある人には住居を貸してくれない場合もある。【自立支援協議会（当事者部会）】

図表 12 希望する将来の暮らし方【当事者アンケート】



## 残された課題



支援が必要な障がい者が住居を確保するため、「住まいの相談窓口」や「地域生活支援拠点等」の整備に取り組んできました。当事者へのアンケート調査では、半数以上の方が住み慣れた地域において自宅で家族と暮らしたいと希望していますが、ヒアリング調査では、病状や家庭環境等の変化により現在の暮らしが継続できるのかといった不安や、障がい特性などによっては、地域で生活するための選択肢が限られていることなどの意見があることなどから、現在の取組に加え、更なる居住支援が必要です。

## —— 取り組むべき課題 ——

- ・ 将来を見据えた住まいと生活支援の充実
- ・ 障がい特性に応じた多様な居住の場の確保

## 3-2『心と体を支える』

### 前計画（令和6～8年度）の振り返り

前計画では、「身近な場所で医療サービスを受けるための体制が十分ではない」という課題がありました。「身近な場所で円滑に医療サービスを利用できる体制の整備」という主要施策を設け、医師などとの意思疎通支援をはじめとする通院への支援や、疾病や障がいを早期に発見し、必要かつ適切な支援や療育、医療サービスを切れ目なく提供できる体制、医療的ケア児等に対する支援体制の構築などに取り組みました。

### 主な事業の実施状況（令和7年度実績）

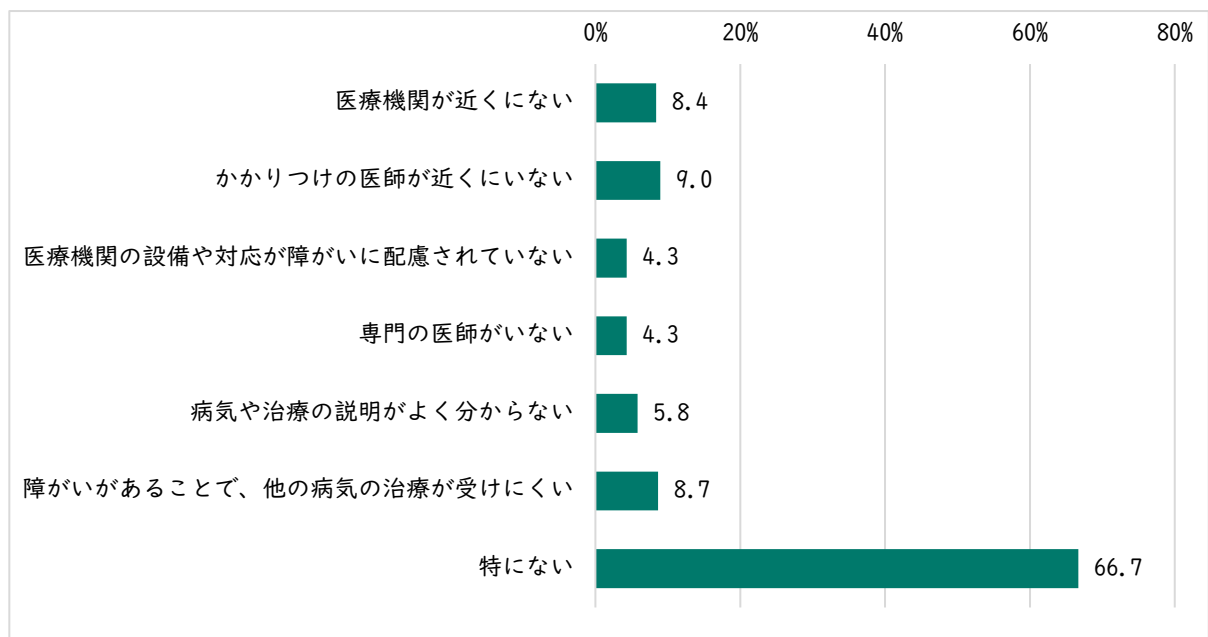
- ・日常的に医療的ケアが必要な方が、地域で生活していく上での様々な相談をする窓口として、「医療的ケア児等相談支援センター」を設置（相談件数：約25件/月）し、関係機関等と連携した支援体制の充実に図りました。
- ・茅ヶ崎市と委託契約をした訪問看護ステーション、放課後等デイサービス事業者の看護職員等が自宅に出向き、一定時間家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族の休息時間の確保や、介護負担の軽減等を目的とする「茅ヶ崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業」を実施（約8時間/月（4名））しました。
- ・療育、医療サービスなどを適切に提供するため、乳幼児健診、育児相談、療育的支援等の事業を着実に実施しました。

### 各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見

- ・健康の維持や医療に関することで困っていることとして、「かかりつけの医師が近くにいない」や「障がいがあることで他の病気の治療が受けにくい」など様々な困りごとが挙げられている。【当事者アンケート】（図表13参照）
- ・悩みごとや心配ごととして、「自分の健康や治療のこと」と回答した方が47.4%であった。【当事者アンケート】
- ・医療機関での説明が音声中心となり、治療内容や注意点を十分理解できないことがある。  
【聴覚障がい】
- ・通院や医療的ケアに伴う移動負担が大きく、家族の負担が重い。【重症心身障がい】
- ・医療と福祉の連携が十分でなく、継続的な医療的フォローが受けにくい。【強度行動障がい】
- ・茅ヶ崎市には医療的ケア児を診られる往診の先生がほとんどいない。【自立支援協議会（医療的ケア児等への支援体制検討プロジェクト）】

図表 13

健康の維持や医療に関することで困っていること（複数回答）【当事者アンケート】



## 残された課題



療育手帳の所持者数や放課後等デイサービス、児童発達支援などの利用者は年々増加傾向にあり、乳幼児健診、育児相談、療育的支援等の事業の成果がうかがえますが、特に精神障がいや強度行動障がいなどにおいて身近にかかりつけ医師がいないと回答していることなどから、適切な支援や療育、医療サービスを切れ目なく提供するための体制構築に引き続き務める必要があります。また、「医療的ケア児等相談支援センター」の設置や「茅ヶ崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業」を新たに開始していますが、今後はより多くの方にこれらの事業が行き届くよう周知等に努め、さらに充実させる必要があります。

## —— 取り組むべき課題 ——

- ・ 身近な地域における医療提供体制の充実

### 3-3 『安心を届ける』

#### 前計画（令和6～8年度）の振り返り

施策の方向性『安心して暮らす』については、「ハード・ソフト両面のバリアフリー化の要望が多い」、「障がい者に配慮した避難場所、支援方法等の整備が十分ではない」という課題がありました。そこで、「障がい者が安心して生活できるまちづくり」、「障がい特性に配慮した避難場所、支援方法等の充実」という主要施策を設け、安全・安心かつ快適に暮らすことができるよう、道路、学校施設、公共サイン等のハード面のバリアフリー化の他、指定福祉避難所として総合体育館を整備、災害発生時の避難の実効性を高めるため、個別避難計画の作成などに取り組みました。

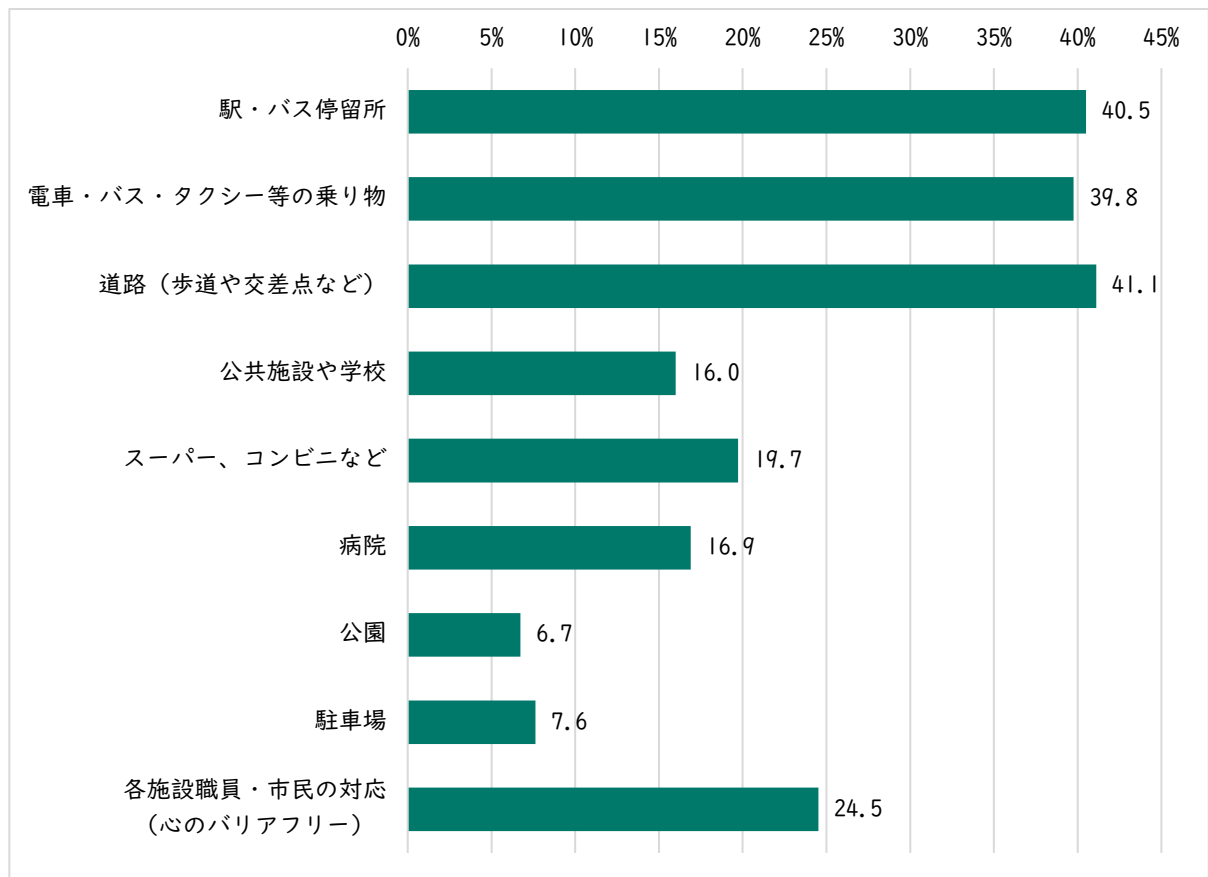
#### 主な事業の実施状況（令和7年度実績）

- ・バリアフリー基本構想に基づき、高齢者、障がい者、特定事業者、関係団体などで構成される「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」及び「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会」にて協議し、茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺に設定された重点整備地区のバリアフリーを推進しました。
- ・要配慮者が避難生活を送る場を確保するため、総合体育館を災害対策基本法に基づく指定福祉避難所として指定するとともに、施設管理者及び民間企業と福祉避難所の開設・運営に係る協定に基づき、連携・協力体制を構築しました。
- ・避難行動要支援者支援制度において、あらかじめ避難先や必要な支援などを検討することで要支援者が避難の実効性を高めるため、個別避難計画を順次作成（障がい児者の作成件数：548件）しています。

#### 各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見

- ・バリアフリー化を進めてほしいと考えるものとして、道路や公共交通機関など日常生活に直結するインフラ等と回答した方が多い。【当事者アンケート】（図表14参照）
- ・避難行動要支援者支援制度の市民の認知度は45.3%であった。【市民アンケート】
- ・障がい特性に配慮した避難方法や支援体制が本人・家族に十分共有されていない。【発達障がい（中重度）】
- ・災害時や緊急時の情報が視覚的に十分伝わらず、不安を感じる場面がある。【聴覚障がい】
- ・災害時に音声情報が聞こえず、緊急時の情報把握や避難行動に不安を抱えている。【聴覚障がい（難聴）】
- ・横断歩道のエスコートゾーンをできるだけ設置してほしいなど、バリアフリー化への要望多数。【自立支援協議会（当事者部会）】

図表 14 バリアフリー化を進めてほしいと考えるもの（複数回答）【当事者アンケート】



## 残された課題



バリアフリー基本構想に基づきバリアフリーを推進しているものの、アンケートやヒアリング調査から、道路や公共交通機関など日常生活に直結するインフラ等を中心に要望の声があり、引き続き推進する必要があります。また災害発生時の支援制度として、避難行動要支援者支援制度は市民の認知度が低く、共助の取組を補完するものであることから、地域などへの更なる周知が必要です。併せて、避難に対する当事者の不安の声は依然として多く、個別避難計画の作成などを通じて避難のあり方を再確認するとともに、避難先の確保や実効性を高める取組が必要です。

## —— 取り組むべき課題 ——

- ・ 道路や公共交通等の更なるバリアフリー化の推進
- ・ 障がい特性に応じた避難支援体制の整備や周知

## 4 包括的な支援体制の強化

### 4-1 『成長を支える』

#### 前計画（令和6～8年度）の振り返り

前計画では、「障がい児の相談支援において、各関係機関の役割の情報共有・整理が十分ではない」、「教育分野への障がいに関する理解啓発が不足している」、「誰もが身近な地域で学ぶための、特別支援学級が不足している」という課題がありました。「就学前から就学後までの切れ目のない支援」、「教員の障がいに関する理解の促進と専門性の向上」、「障がいの有無に関わらず共にインクルーシブ教育の浸透」という主要施策を設け、ライフステージの初期段階において、こどもの成長や発達状況に応じた気づきを大切に、早期から療育相談や療育的支援につなげる取組を行いました。医療的ケア児等が保育・教育の場において、適切な医療的ケアや支援が受けられるように、看護師等の配置その他必要な措置についての検討を行いました。インクルーシブ教育推進のため、新たに特別支援学級の設置をしました。

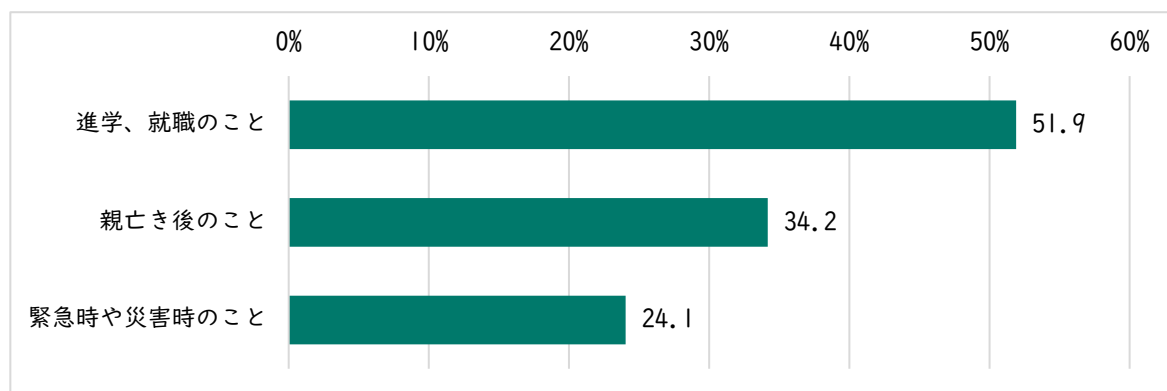
#### 主な事業の実施状況（令和7年度実績）

- ・母子保健の一環として実施する乳幼児育成指導事業では、親子教室（40回）、こども相談（81回）、低出生体重児交流会（4回）を実施しました。
- ・市こどもセンターにおいては、母子保健担当課等、関係機関と連携を図り、早期療育の支援等を行いました。個別相談（延べ5,518件）、教室（73回、73組）、巡回相談（99回、346件）、ケース会（218回）を実施し、療育相談の充実を図りました。
- ・医療的ケア児等に対する支援として、公立小中学校や保育所等への看護師等の配置（小学校4人、保育園8人）し、その他必要な措置について検討を行いました。
- ・鶴が台小学校（令和5年度）、浜之郷小学校、萩園中学校（令和6年度）、香川小学校（令和7年度）に新たに特別支援学級を設置しました。

#### 各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見

- ・障がい児の悩みごとや心配ごとの種類として、進学、就職のことが最も多い。【当事者アンケート】（図表15参照）
- ・就学前から学齢期にかけて、診断・療育・教育の連携が十分に整理されていない【発達障がい】
- ・中学校卒業後に福祉サービスから孤立するケースがある。相談先が急になくなるため、保護者や中学校3年生の担任教師が探す必要がある。不登校だと先生に相談する機会もないため、さらに孤立してしまい支援情報が得にくくなってしまう。その後引きこもり、外出も困難になるケースがある。【自立支援協議会（就学後の相談のしくみ部会）】

図表 15 悩みごとや心配ごとの種類【当事者アンケート（障がい児）】



## 残された課題



こどもの成長や発達状況に応じて、早期から療育相談や療育的支援につなげる取組を行っているものの、アンケートやヒアリング調査からは進学や就職、卒業後に相談先を失い孤立することへの不安の声が寄せられており、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を推進していく必要があります。また、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援や教育・保育現場における支援体制についても、これまでも段階的に取組を進めてきましたが、アンケート調査やヒアリング調査でも心配の声があることから、今後も関係機関の連携をより情報提供やサポート体制の構築とともに、一層の障がい理解の促進と受入体制の充実が必要です。

## —— 取り組むべき課題 ——

- ・ ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の連携強化
- ・ 身近な地域で共に学べる教育現場の整備
- ・ 教育・保育現場における障がい理解や受入体制の充実

## 4-2『生活を支える』

### 前計画（令和6～8年度）の振り返り

前計画では、「障害福祉サービスや各種制度の利用にあたり事情を考慮してほしい、拡充等を求める声が多い」、「緊急時の対応として整備している地域生活支援拠点等が十分に機能していない」という課題がありました。「ニーズに応じた福祉サービスの質・量の充実・利用の決定、介護家族の負担軽減のための取組」、「緊急時の対応や困難事例に対する関係機関の連携による支援」という主要施策を設け、必要に応じた障害福祉サービス等の支給決定を行い、障がい児者へきめ細やかなサービス提供を行うことで、安心した地域での生活の確保、介護家族への負担軽減に努めました。自立支援協議会の中に「地域生活支援拠点等整備進化プロジェクト」、「医療的ケア児等支援体制検討プロジェクト」を設け、障がい者や、医療的ケアが必要な方などが地域で安心して生活が継続できるよう、協議を重ねました。

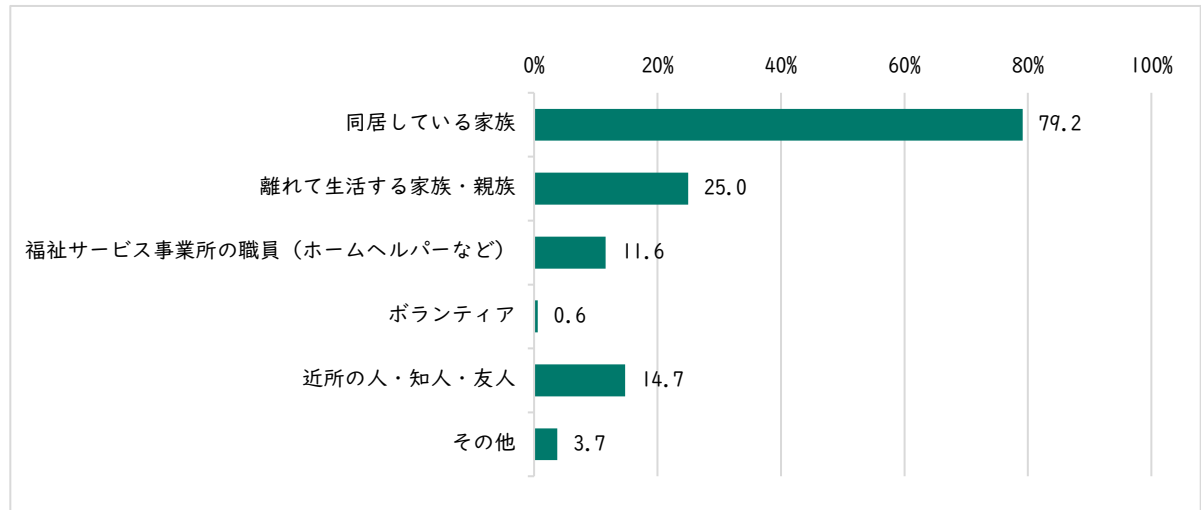
### 主な事業の実施状況（令和7年度実績）

- ・日常生活を支援する福祉サービスの充実に向けた取組として、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の支給決定は、年間3,585件行いました。
- ・地域生活支援拠点等整備進化プロジェクトは、4回、医療的ケア児等支援体制検討プロジェクトは、6回、関係機関等と支援体制等について検討しました。また、医療的ケア児等支援体制検討プロジェクトは、令和8年度から、「医療的ケア児等支援ネットワーク会議」に移行しました。

### 各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見

- ・災害時・緊急時に手助けしてくれる人の有無で「いる」を回答した中で、災害時・緊急時に手助けしてくれる人は、「同居している家族」が79.2%と最も多い。【当事者アンケート】（図表16参照）
- ・緊急時の受け入れ先が不明確で、突発的事態への備えが不十分である。【重症心身障がい】
- ・体調の急変により日常生活が立ちいかなることがあり、支援の柔軟性が不足している。【精神障がい・難病】
- ・強度行動障がいの方を平時から受け入れできる事業所が不足。【自立支援協議会（地域生活支援拠点等整備事業進化プロジェクト）】
- ・障がい福祉サービス等の利用で困ったことで、困ったことがある方の回答で希望通りの時間や日数の利用ができないが最も多かった。【当事者アンケート】

図表 16 災害時・緊急時に手助けをしてくれる人【当事者アンケート】



## 残された課題



必要に応じた障害福祉サービス等の支給決定を行い、障がい児者へきめ細やかなサービス提供を行うことで、介護家族への負担軽減に努めてきましたが、アンケートやヒアリング調査から災害時や緊急時に手助けをしてくれる人では、「同居している家族」が最も多いことから、地域生活を継続するための柔軟な支援とセーフティネットの体制整備をさらに進めていく必要があります。また、強度行動障がい児・者や緊急時・災害時の受け入れ体制や生活継続のための体制整備も図ることも課題として残されています。

## —— 取り組むべき課題 ——

- ・ 本人と家族が安心して生活できる支援体制の充実
- ・ 緊急時や体調急変時に備えた受入体制及び生活継続のための体制整備

## 4-3 「人材を育てる」

### 前計画（令和6～8年度）の振り返り

前計画では、「人材のスキルアップ、人材確保について負担感を感じている事業者が多い」という課題がありました。「現場で働く福祉人材の質・量の充実」を主要な施策を設け、基幹相談支援センターによる専門性の高い人材育成のための相談員への研修、発達障がい専門相談員による研修、巡回相談、事例検討会等、障がい福祉に関する様々な研修等を行い、人材の質の向上に努めました。

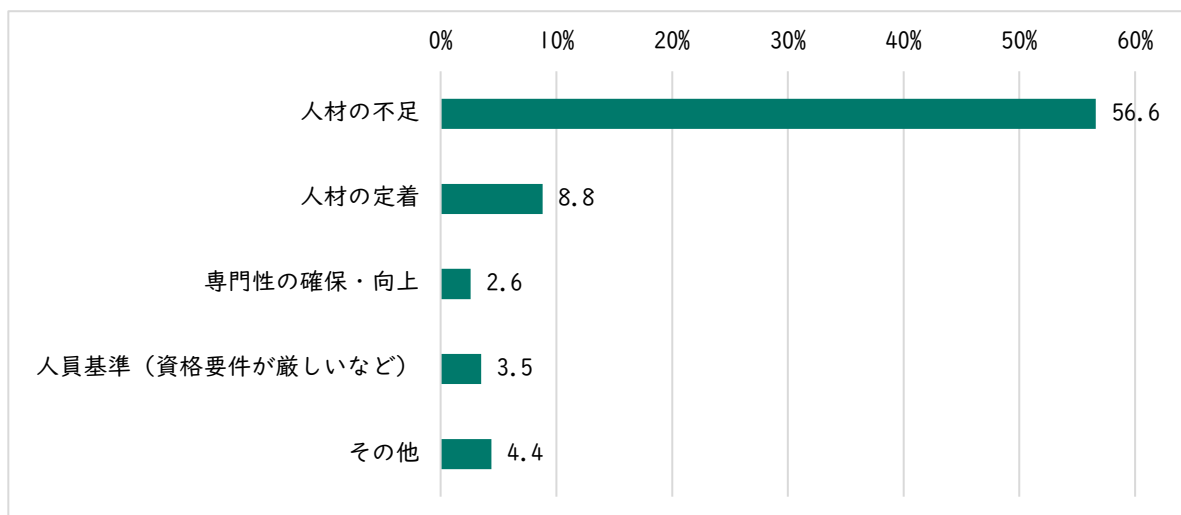
### 主な事業の実施状況（令和7年度実績）

- ・基幹相談支援センターによる複数の支援者が様々な視点からアイデアを出し、互いに学ぶことを目的としたグループスーパービジョン（8回）や茅ヶ崎市障害者団体連絡会・茅ヶ崎市基幹相談支援センターナール共催企画研修を含むの研修（5回）実施しました。
- ・発達障がい専門相談員による相談支援事業所の相談員を対象とした研修会（4回）、巡回相談（50回）、窓口相談（6回）及び事例検討会（3回）実施しました。

### 各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見

- ・人材（スタッフ）の確保等に当たっての課題で、人手の不足が最も多かった。【事業所アンケート】（図表17参照）
- ・職員を募集しても、応募がないという意見が非常に目立つ【事業者アンケート】
- ・支援者の経験や技量差により、ケアの質に不安を感じることがある【重症心身障がい】
- ・障がい特性を理解し、本人の不安や特性に応じた対応ができる支援人材が不足している【発達障がい（中等度）】
- ・専門的人材の確保・養成ができていない。専門的人材の確保が非常に困難で、現場業務がひっ迫している。業務量に追われてスキル向上の取り組みができず、人が離れるケースもある。【自立支援協議会（地域生活支援拠点等整備事業進化プロジェクト）】

図表 17 人材（スタッフ）の確保等にあたっての課題【事業者アンケート】



## 残された課題



これまで専門研修等の実施により、人材の質の向上に努めてきましたが、アンケートやヒアリング調査から専門的人材の確保・養成ができていないとの声がありました。今後も安定的なサービス提供体制を維持するため、事業所における福祉人材の確保と職場定着に向けた更なる支援が必要です。また、障がい当事者やその家族が安心してサービスが利用できるよう、多様な障がい特性を正しく理解し、個々のニーズに応じた適切なケアを提供するため、支援者の専門性や資質の向上をさらに図ることも課題として残されています。

## —— 取り組むべき課題 ——

- ・ 障がい特性に対応できる専門性や支援体制の充実
- ・ 人材の確保・定着支援の取組の充実

## 5 自分らしく活躍できる機会の拡充

### 5-1 『働く機会を広げる』

#### 前計画（令和6～8年度）の振り返り

前計画では、「企業等への障がい理解の周知が不足している」という課題がありました。「就労機会の拡大に向けた企業等における理解促進」「就労及び定着に向けた当事者・企業等への支援体制の充実」という主要施策を設け、障がい者の就労に関する理解促進を図るとともに、就労する機会を増やすことや、働きやすい環境整備に取り組みました。

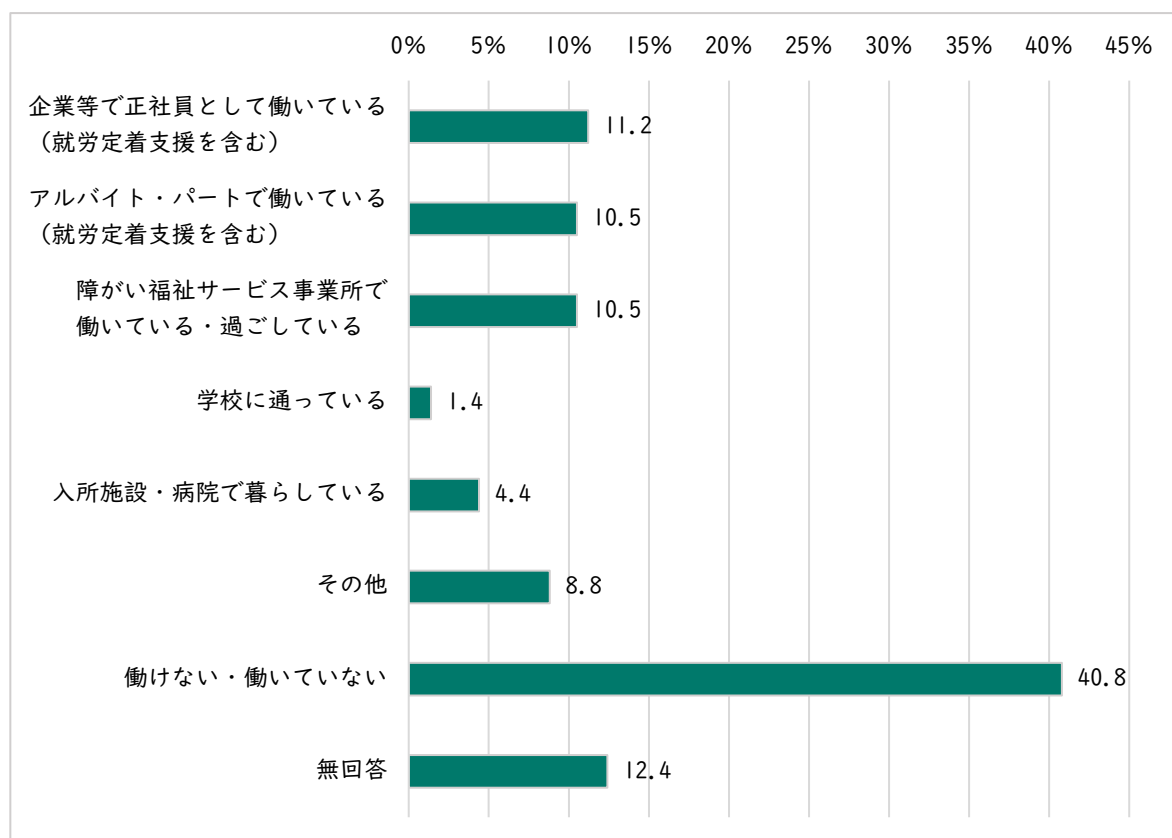
#### 主な事業の実施状況（令和7年度実績）

- ・湘南地域就労援助センターにおいて、障害者雇用を希望する企業へ実践的な情報提供を行い、障がいへの理解啓発を行うと共に、障害者雇用を行っている企業への定期的な訪問を実施し、就労定着を図りました。
- ・障がい福祉課の障がい者職場体験事業では2名の体験者を受け入れ、カフェドットコムでは4名の就労訓練生が訓練を行いました。
- ・法定雇用率が未達成であった6社へ藤沢公共職業安定所と訪問し、状況・課題等聞き取り及び支援制度等の周知を実施しました。
- ・湘南地域就労援助センターに配置している当市の就労相談員の相談件数は72件、そのうち就労等と連携できたのは19件でした。

#### 各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見

- ・全体で「働けない・働いていない」割合が最も高く、就労に至っていない層が一定数存在している。【当事者アンケート】（図表18参照）
- ・就労中の支援ニーズとして「自分に合った仕事の分担」が最も多く挙げられている他、相談できる人の存在の有無も重要な要素となっている。【当事者アンケート】
- ・体調の波により継続的な就労が難しく、働き方の選択肢が限られている。【精神障がい・難病】
- ・本人の特性に合った就労先が限られており、就労の選択肢が少ない。【知的障がい】
- ・就労後の見守りや調整支援が十分でないと感じる場面がある。【知的障がい】
- ・就労支援機関を通さずに就労したケースや障がい者手帳を持たないグレーゾーンケースが一般就労に繋がった場合、企業側が相談先がわからず困るケースがある。【自立支援協議会（就労・生活支援部会）】

図表 18 昼間の時間に過ごしている場所【当事者アンケート】



## 残された課題



障がい者の就労機会の拡大や就労定着支援のため、湘南地域就労援助センターや藤沢公共職業安定所と連携した企業への情報提供、訪問を行ってきました。当事者へのアンケート調査では「働けない・働いていない」割合が最も高くなっており、就労中の支援ニーズとしては「自分に合った仕事の分担」や「相談できる人がいる」の割合が高くなっています。当事者へのヒアリング調査では就労先の選択肢が少なく、業務調整の支援も十分ではないとの意見があることから、前計画の取組の方針は継承しながら、更なる就労支援に取り組む必要があります。

## —— 取り組むべき課題 ——

- ・ 障がい特性に配慮した多様な働き方の推進・就労先の拡充
- ・ 就労継続を支える支援体制の構築

## 5-2 『つながりを広げる』

### 前計画（令和6～8年度）の振り返り

前計画では、「社会参加をするための手段、場所が不足している」という課題がありました。「社会参加の阻害要因の整理、気兼ねなく交流できる環境づくり」という主要施策を設け、障がい者の社会参加意欲の向上や社会参加機会の確保を図りました。

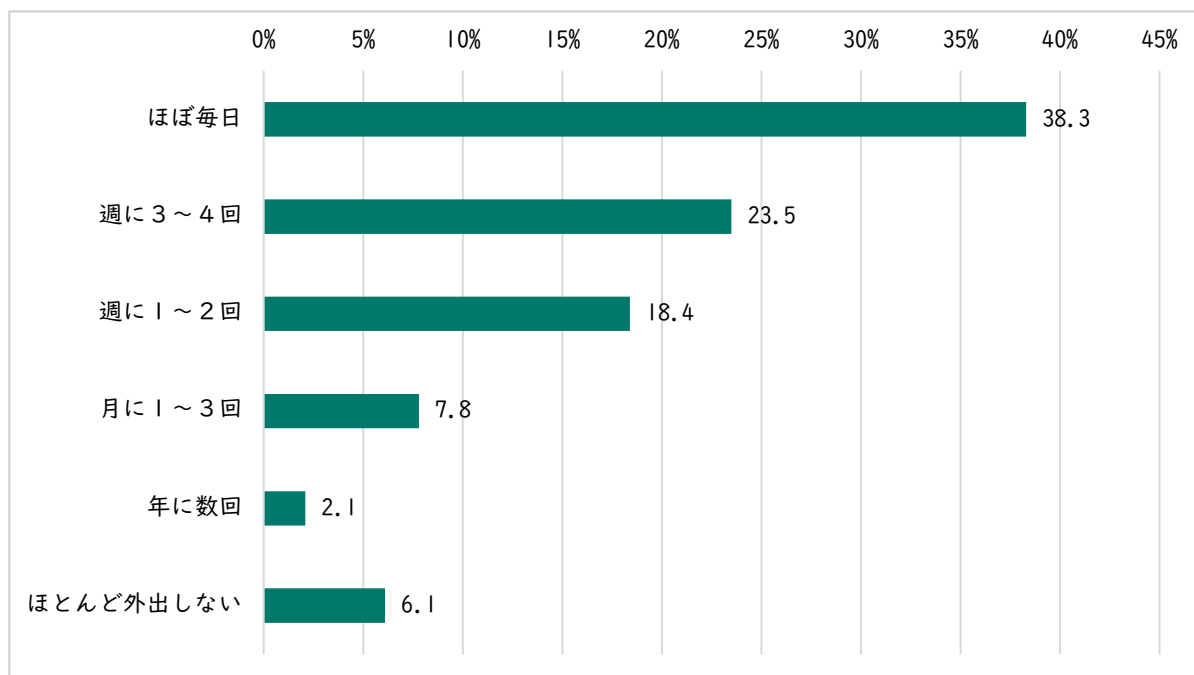
### 主な事業の実施状況（令和7年度実績）

- ・ 県と連携した「東京 2025 デフリンピック」の周知に取り組むとともに、同大会に出場した本市ゆかりの選手を応援する取組を実施。同大会のバレーボール女子日本代表として金メダルを獲得した本市ゆかりの選手へ、茅ヶ崎市民栄誉賞を贈呈した。
- ・ 障がい者の自立と社会参加への意欲の向上を図るための施策として、障がい者団体が行う催し物や地域交流事業等への支援を7件行った。
- ・ 屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出するための支援サービスである移動支援について、250件決定した。

### 各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見

- ・ 外出頻度は高い層が多い一方、1割弱は外出機会が極端に少ない状況にある。【当事者アンケート】（図表19参照）
- ・ 外出が少ない要因として、1人で外出ができないことが多く挙げられている。【当事者アンケート】
- ・ 外出や社会参加の場面で不安が強く、気軽に参加できる居場所や機会が限られている。【発達障がい（中程度）】
- ・ 外出環境が整っていないことから、家族での外出や社会参加の機会が制限されている【医療的ケア】
- ・ 会議や地域活動で情報保障が不十分なため、参加を断念することがある。【聴覚障がい】
- ・ 障がい者支援アプリの「やさしいマップちがさき」など、社会参加に係るツールが整備されている一方で周知やアクセシビリティが不十分で活用されにくい状況がある。【自立支援協議会（就労・生活支援部会）】

図表 19 普段の外出の頻度【当事者アンケート】



## 残された課題



障がい者の社会参加の手段や場所を拡充するため、地域活動やスポーツ活動等への参加支援のほか、「ちがさき障がい者支援アプリ」を活用した「みんなにやさしいお店」の情報発信などに取り組んできました。当事者アンケートによると、外出できない理由は「1人で外出ができない」が最も高い割合を占めました。さらに、当事者ヒアリング調査では、外出への不安感が強く気軽に参加できる居場所や機会が限られていることや、情報保障が不十分で参加を断念することがあるといった意見がありました。これらのことから、支援の充実をはじめ、心理的ハードルを下げる気軽な居場所づくり、障がいの特性に応じた情報保障の拡充、バリアフリー化の推進等、当事者の不安に寄り添った多面的な社会参加支援に引き続き取り組む必要があります。

## —— 取り組むべき課題 ——

- ・ 社会参加につながる手段や場所の拡充
- ・ 障がい特性に配慮した地域活動の充実



# 第4章

## 施策の展開

---

# 1 理解と配慮を基盤とした地域共生社会の推進

## 1-1 『理解を深める』

### 取り組むべき課題

- ・ 障がい特性への理解のさらなる促進
- ・ 障がい理解に基づく配慮や行動の定着の推進



### 課題を踏まえた上での施策の展開

#### ・ 1-1-1 市民における障がい特性へのさらなる理解促進

障がいの多様な特性や日常生活で感じる困りごとについて、障がいのある方の思いや体験を踏まえながら分かりやすく伝える啓発活動を充実します。具体的には、市民向け講演会や庁内展示、広報媒体などを活用し、障がいへの理解を深めるとともに、多様性を認め合い、障がいの有無にかかわらず互いを尊重し、支え合う地域づくりを推進します。また、事業者を対象とした合理的配慮に関する啓発活動や「みんなにやさしいお店ちがさき事業」などを通じて、市民や事業者の理解促進と配慮の実践につなげていきます。

#### ・ 1-1-2 行政や関係機関などの障がいに対する理解の底上げ

市職員や市立病院職員等を対象に、障がい特性や障がい者差別解消法の研修を継続的に実施します。また、教育機関や福祉関係機関等との連携を図りながら、障がい理解を深める取組を進めます。これにより、公的サービスの中で合理的配慮が行き届き、障がい者本人が安心して行政手続きやサービスを利用できる環境づくりを進めます。

#### ・ 1-1-3 学校教育や地域活動を通じた継続的な理解啓発の推進

幼少期からの障がい理解促進を目指し、インクルーシブ教育の理念を踏まえながら、学校教育の中での障がい学習や体験活動を充実させます。加えて、地域における福祉施設や障がい者団体との交流、作品展やイベントの開催を通じて、障がい者と地域住民が自然に関わり合う機会を多く作り、多様性を認め合い、共に支え合う地域共生社会の実現を目指します。

## 実施する主な事業

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                                               | 担当            |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1  | <p><u>みんなにやさしいお店ちがさき事業</u></p> <p>事業者へ合理的配慮に関する3項目への宣誓を呼び掛け、宣誓した店舗等に「みんなにやさしいお店ちがさきステッカー」を配布することにより理解啓発を図ります。</p>                                       | 障がい福祉課        |
| 2  | <p><u>福祉や障がいを知る機会の提供</u></p> <p>虐待防止の普及啓発についての庁内展示、市内各所障がい者施設等において作成された物品の出展等を通して、福祉や障がいを知る機会を提供します。</p>                                                | 障がい福祉課        |
| 3  | <p><u>障がい特性に対する市民の理解促進</u></p> <p>障がい理解、発達障がい等の理解をテーマにした市民向けの講演会等を開催します。</p>                                                                            | 障がい福祉課        |
| 4  | <p><u>市職員への障がい特性の理解促進</u></p> <p>市職員（市立病院職員等を含む）に対して、障がい理解、障がい者差別解消等をテーマとした研修等を行います。</p>                                                                | 職員課<br>障がい福祉課 |
| 5  | <p><u>バリアフリー基本構想の推進事業</u> 【再掲 34】</p> <p>基本構想に掲げる目標のひとつである「ひと・まちを育て支える心のバリアフリーの推進」に向け、啓発イベントの実施、啓発ポスターの掲出、市職員向け研修の実施、小学校における心のバリアフリー教室の実施などに取り組みます。</p> | 都市政策課         |

## その他関係団体等の取組

.

## 1-2『人権を守る』

### 取り組むべき課題

- ・ 障がい特性に応じた配慮の推進
  - ・ 本人の意思決定を尊重する支援の充実
  - ・ 障がいのある人の権利擁護の推進
- 

### 課題を踏まえた上での施策の展開

#### ・ 1-2-1 障がい理解と「合理的配慮」の意識浸透に向けたより一層の取組

障がいに対する理解を深めるとともに、障害者差別解消法や障害者虐待防止法の周知・普及啓発を進め、合理的配慮の考え方や具体的な取組について、市民や事業者、行政機関等への理解促進を図ります。講演会や勉強会、研修を開催するとともに、市ホームページやちがさき障がい者支援アプリなど多様な媒体を活用した情報発信を行います。また、障がいのある方と周囲が建設的な対話を重ねながら相互理解を深め、それぞれの障がい特性に応じた合理的配慮が実践される環境づくりを進めます。

#### ・ 1-2-2 本人の意思や自己決定を尊重した支援の推進

障がいのある方一人ひとりの意思や自己決定を尊重した支援を推進するため、神奈川県や関係機関と連携しながら意思決定支援を進めます。本人の希望や思いを丁寧に確認し、本人が望む暮らしの実現を支援するという当事者目線の考え方を基本に、個々の状況に応じた支援を行うとともに、重度の障がいのある方についても、会議等を通じて本人主体の支援の充実を図ります。

#### ・ 1-2-3 成年後見制度の利用支援

判断能力が十分でない障がいのある方が安心して地域生活を送ることができるよう、成年後見支援センターによる相談や申立て支援、制度の周知・普及啓発を行います。また、成年後見市長申立てや利用に係る費用助成などを実施し、制度を必要とする方が円滑に利用できるよう本人の尊厳や意思を尊重した支援につなげます。

## 実施する主な事業

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                                             | 担当     |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 6  | <p><u>「障害者虐待防止法」の周知と相談体制の確立</u></p> <p>市民まなび講座や事業所を対象とした勉強会、市ホームページ等での障害者虐待防止法の周知を図ります。</p> <p>また、市障害者虐待防止センターを中心に、関係機関との相談体制強化、ネットワーク構築等に取り組めます。</p> | 障がい福祉課 |
| 7  | <p><u>「障害者差別解消法」と合理的配慮に関する普及啓発</u></p> <p>「障害者差別解消法」における合理的配慮の提供について、市ホームページ、ちがさき障がい者支援アプリ、ポスター掲示、市民や事業者の方への講演会等を通じて周知を図ります。</p>                      | 障がい福祉課 |
| 8  | <p><u>意思決定支援の充実</u></p> <p>障がい者への支援の原則は自己決定支援であることを尊重し、神奈川県と連携して意思決定支援を行います。</p>                                                                      | 障がい福祉課 |
| 9  | <p><u>成年後見制度の利用支援</u></p> <p>成年後見支援センターにおいて、申立ての相談、書類作成支援、周知啓発、後見人等への支援を行います。</p> <p>また、制度の利用が必要でありながら、経済的事情等で利用できない方に対し、成年後見市長申立てや必要な費用の助成を行います。</p> | 障がい福祉課 |

## その他関係団体等の取組

.

## 2 必要な支援につながる環境の整備

### 2-1 『情報を伝える』

#### 取り組むべき課題

- ・ 情報発信手段の充実と周知の強化
- ・ 障がい特性に応じた情報提供の充実
- ・ 分かりやすい情報発信の推進



#### 課題を踏まえた上での施策の展開

##### ・ 2-1-1 多様な媒体を活用した情報発信と既存媒体の周知強化

広報紙やチラシ等の紙媒体での情報発信とともに、SNSを活用した情報発信を行うなど、多様な媒体の活用により情報を得る機会を増やします。また、そうした情報発信の媒体があることについて、積極的に周知していきます。

##### ・ 2-1-2 障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施

聴覚障がいや視覚障がい等の障がい特性に応じた情報提供・発信について、様々な状況に合わせて行います。

##### ・ 2-1-3 障がい特性に応じた分かりやすい情報提供の推進

障がい特性により理解が難しく分かりにくい言葉を「やさしい日本語」にするなど、情報の受け手を意識した情報提供を行います。

#### 実施する主な事業

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                   | 担当            |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 10 | <u>最新情報の提供体制・提供手法の検討</u><br>広報紙の点字や音声対応、市ホームページの読み上げ機能・伝えるウェブ機能、会見動画の字幕挿入等各媒体を活用した対象者への情報発信・効果的な手法の検討を行います。 | 広報シティプロモーション課 |

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                                                  | 担当              |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 11 | <p><u>意思疎通支援の充実</u> 【再掲 64】</p> <p>障がい福祉課窓口への手話通訳者の配置、手話通訳者・要約筆者の派遣、障がい福祉課における視覚障がい者への郵送物の点字表示、意思疎通を支援する日常生活用具の給付等を行います。</p>                               | 障がい福祉課          |
| 12 | <p><u>ちがさき障がい者支援アプリの運用</u> 【再掲 36、65】</p> <p>障害福祉サービス事業所等の基本情報や空き状況の提供、バリアフリーマップの搭載、障がい特性に応じたプッシュ型通知の発信等の機能を備えており、情報発信を随時行います。</p>                         | 障がい福祉課          |
| 13 | <p><u>緊急時の情報提供体制の充実</u></p> <p>防災行政用無線、防災ラジオ、緊急速報メール、tvk データ放送、市ホームページ、LINE・X（旧 Twitter）、有料電話案内サービス、ちがさき障がい者支援アプリ等を通じ、災害情報を提供します。また、新たな情報伝達手段の検討を進めます。</p> | 防災対策課<br>障がい福祉課 |

## その他関係団体等の取組

.

## 2-2『相談を受ける』

### 取り組むべき課題

- ・相談窓口の周知の強化
- ・質の高い相談支援体制の整備
- ・相談支援体制の充実にに向けた相談支援体制の見直し



### 課題を踏まえた上での施策の展開

#### ・2-2-1 相談窓口の役割や利用方法を含めた幅広い周知

障がい者や障害福祉サービス事業者等にとって分かりやすい相談窓口を意識し、相談窓口の周知を図ります。

#### ・2-2-2 相談支援の質の向上

基幹相談支援センターを中心に相談員の人材育成を図るとともに、相談を受ける体制を充実させるため、相談支援事業所や相談員の増加に向けた取組を推進することにより、相談支援の質の向上につなげます。

#### ・2-2-3 継続的かつ身近に相談できる相談支援体制の見直し

自立支援協議会等での議論を踏まえ、障がい福祉分野における相談支援体制の充実に向けて、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の役割を整理するなど、令和11年度末までに相談支援体制の見直しを図ります。

### 実施する主な事業

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                         | 担当     |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 14 | <u>基幹相談支援センターの運営</u> 【再掲 52】<br><br>基幹相談支援センターが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援体制の強化の取組や人材育成等を行い、相談支援体制の充実に図ったうえで、相談窓口の周知を図ります。 | 障がい福祉課 |

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                                                                | 担当                                                                                    |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | <p><u>重層的支援体制整備事業（包括的相談支援事業）</u> 【再掲 49、63】</p> <p>高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。</p> | <p>地域福祉課<br/>障がい福祉課<br/>高齢福祉課<br/>こども政策課<br/>こども育成相談課<br/>保育課<br/>都市政策課<br/>保健予防課</p> |
| 16 | <p><u>精神障がい者等相談・訪問指導事業</u></p> <p>精神保健定例相談・訪問により、精神科医師、精神保健福祉士、保健師が本人からの相談に応じ、必要な助言、支援を行います。</p>                                                                         | <p>保健予防課</p>                                                                          |
| 17 | <p><u>相談支援体制の機能強化</u></p> <p>自立支援協議会等において、相談支援体制の充実にに向けた検討を行い、見直しを図るとともに、支援者支援及び相談機能の強化のため発達障害専門相談員による相談支援専門員を対象とした巡回相談等を行います。</p>                                       | <p>障がい福祉課</p>                                                                         |
| 18 | <p><u>のぞまないセルフプランを解消するための取組</u></p> <p>神奈川県が実施する相談支援専門員初任者研修の受講を促進することで計画的に相談支援専門員の養成を行い、事業所の新規参入、立ち上げにつなげます。</p>                                                        | <p>障がい福祉課</p>                                                                         |

## その他関係団体等の取組

.

## 3 地域での暮らしの基盤強化

### 3-1 『住まいを整える』

#### 取り組むべき課題

- ・ 将来を見据えた住まいと生活支援の充実
- ・ 障がい特性に応じた多様な居住の場の確保

#### 課題を踏まえた上での施策の展開

##### ・ 3-1-1 地域での自立した生活の実現に向けた住まいに関する支援

地域で生活するための住まいに関する多様なニーズに応えるため、相談窓口等の周知等を推進し、障がい特性などに応じた住宅の改修や地域生活支援拠点をはじめとする様々な選択肢を確保、提供することで、地域移行の推進を図ります。

#### 実施する主な事業

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                       | 担当     |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 19 | <u>地域生活支援拠点等の充実</u> 【再掲 41、47】<br>障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等に必要とされる機能の充実について検討を行います。                    | 障がい福祉課 |
| 20 | <u>障害者グループホーム運営事業（設置費）</u><br>グループホームの開設やバリアフリー化等の改修工事、開設するにあたって必要となる設備備品を整備する費用等の一部を助成することで、グループホームの開設等を促進します。 | 障がい福祉課 |
| 21 | <u>グループホーム利用者の家賃等の助成</u><br>グループホーム利用者が負担する家賃額の一部や、グループホームの運営費用、新規に入居した方への加算金などを助成することで、地域生活移行を促進します。           | 障がい福祉課 |

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                           | 担当     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 22 | <u>住宅改修の推進</u><br>重度障害者住宅改修費助成、日常生活用具制度による住宅改修等の制度の利用促進を図ります。                                                       | 障がい福祉課 |
| 23 | <u>障がい者や高齢者に配慮した住宅の確保・供給</u><br>借上期間の満了を迎える借上型市営住宅の再借上げにより、障がい者や高齢者が住みやすい良質な市営住宅の確保を図ります。また、公営住宅についても情報提供を進めます。     | 建築課    |
| 24 | <u>居住支援事業</u><br>誰もが安心して住むことができるよう、「住まいの相談窓口」や「茅ヶ崎市居住支援協力不動産登録制度」、「居住サポート住宅認定制度」などを引き続き実施するとともに、住まいに関する情報の周知等を図ります。 | 都市政策課  |

## その他関係団体等の取組

.

## 3-2 『心と体を支える』

### 取り組むべき課題

- ・身近な地域における医療提供体制の充実

### 課題を踏まえた上での施策の展開

#### ・3-2-1 身近な場所で円滑に医療サービスを利用できる体制の整備

自分の心身の状態と医師からの医療情報を互いに理解するための意思疎通支援をはじめ、どのような障がい特性のある方などであっても、安心して医療を受けられる体制の構築を図ります。

また、乳幼児健診、育児相談、療育的支援等の事業を継続的に展開するなど、健診体制・発達の相談体制の充実を図ることで、疾病や障がいを早期に発見し、必要かつ適切な支援や療育、医療サービスを切れ目なく提供できる体制を整備する他、地域での医療的ケア児等に対する支援体制の充実を図ります。

### 実施する主な事業

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                              | 担当               |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 25 | <u>医療機関への障がい者差別解消に関する研修</u><br>茅ヶ崎市立病院の職員を中心に、障がい者への理解や差別解消を図るため、継続して研修等を実施します。                        | 障がい福祉課           |
| 26 | <u>通院時等における意思疎通支援</u><br>通院や入院等の際、遠隔手話通訳サービスや手話通訳者・要約筆記者の派遣を通じて、必要な医療情報の入手や自らの意思を的確に伝えられるような支援を推進します。  | 障がい福祉課           |
| 27 | <u>医療費の自己負担額軽減</u><br>障がい特性などにより頻回に通院等が必要な方が安心して医療を受けられるよう、「重度障害者医療費助成」や「自立支援医療制度」等を活用し、自己負担額の軽減を図ります。 | 障がい福祉課<br>こども政策課 |

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                                                            | 担当                 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 28 | <p><u>健診体制・発達の相談体制の充実</u></p> <p>乳幼児の月齢に応じた健康診査や育児相談を実施する中で、疾病や障がいの早期発見や発達についての相談をおこない、必要に応じて関係各課各機関が連携し、療育相談や療育的支援につなげます。</p>                                       | 障がい福祉課<br>こども育成相談課 |
| 29 | <p><u>身近な「かかりつけ」医の普及促進</u></p> <p>広報紙やホームページ等の媒体を活用し、日常的な医療のほか、健康管理等の相談を受けてくれる大切な存在として、かかりつけ医・歯科医・薬局をもつことの推進を行います。</p>                                               | 地域保健課              |
| 30 | <p><u>障害児者等歯科保健事業</u></p> <p>病気や障がいのある児童に対し、口腔内診査、歯科相談・指導、歯科予防処置、口腔機能発達支援等を行います。</p>                                                                                 | 地域保健課              |
| 31 | <p><u>難病患者地域支援対策推進事業</u></p> <p>難病患者及びその家族を対象に、療養上の不安の軽減を図るため、保健・医療・福祉に関する相談指導及び相談会、講演会等を実施します。また、難病対策地域協議会を開催し、地域の実情に応じた体制整備について関係機関と協議を行います。</p>                   | 保健予防課              |
| 32 | <p><u>障がい児支援体制強化事業</u></p> <p>医療的ケア児等相談支援センターの運営や医療的ケア児在宅レスパイト事業を継続的に実施し、周知等の強化を図ります。</p> <p>また、行政及び関係機関が、相互に連携を図り、地域における医療的ケア児等への支援に関して協議を行う場を設置し、支援体制の充実を図ります。</p> | 障がい福祉課             |
| 33 | <p><u>医療的ケア児等の支援に関する研修</u></p> <p>障害福祉サービス等事業所や保育園等に従事する支援者を対象に、医療的ケア児等の支援に関する研修を実施します。</p>                                                                          | 障がい福祉課             |

## その他関係団体等の取組

.

### 3-3 『安心を届ける』

#### 取り組むべき課題

- ・道路や公共交通等の更なるバリアフリー化の推進
- ・障がい特性に応じた避難支援体制の整備や周知

#### 課題を踏まえた上での施策の展開

##### ・3-3-1 障がい者が安心して過ごせるまちづくり

障がい者等の円滑な移動及び施設利用の確保に向けて、誰もが移動しやすい都市基盤として公共交通機関や道路、信号等のバリアフリー化、誰もが利用しやすい生活基盤として建築物や公園等のバリアフリー化を推進するなど、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

##### ・3-3-2 障がい特性に配慮した避難場所、支援体制等の充実

障がい者が災害発生時等に適切に安全を確保できるよう、個別避難計画の作成などを通じて自助としての避難のあり方を確認し、支援を要する方の避難先の確保など実効性の向上を図ります。また、地域の共助の取組を補完するための制度として、避難行動要支援者支援制度を広く周知するなど、支援体制の充実を図ります。

#### 実施する主な事業

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                                                           | 担当    |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 34 | <u>バリアフリー基本構想の推進</u> 【再掲 5】<br>基本構想に掲げる目標のひとつである「だれもが移動しやすい都市基盤のバリアフリーの推進」に向け、茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺に設定された重点整備地区における特定事業計画の進捗管理を行うとともに、市が主体となって取り組む事業が着実に推進されるよう、庁内への周知を図ります。 | 都市政策課 |
| 35 | <u>バリアフリービーチ事業</u> 【再掲 67】<br>サザンビーチちがさき海水浴場において、砂浜を移動可能な水陸両用車いすの貸し出しや、車いす等が浜辺へ降りることができるバリアフリーマットの設置等を実施しており、広く周知を図ります。                                             | 産業観光課 |

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                                                                                                  | 担当                                  |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 36 | <p><u>ちがさき障がい者支援アプリの運用</u> 【再掲 12、65】</p> <p>ちがさき障がい者支援アプリに、バリアフリー情報マップ「やさしいマップちがさき」の機能を活用し、施設のバリアフリー情報を写真とともに掲載します。</p>                                                                                   | 障がい福祉課                              |
| 37 | <p><u>災害時における要配慮者および避難行動要支援者支援事業</u></p> <p>災害対策基本法に基づき作成する避難行動要支援者名簿の同意率向上や名簿の活用方法等の周知を推進することで、地域の共助としての支援体制づくりに努めます。</p> <p>また、相談支援事業所等の協力のもと、個別避難計画の作成を推進し、自助としての備えや支援の在り方などを確認することで、避難の実効性向上を図ります。</p> | 防災対策課<br>障がい福祉課<br>高齢福祉課            |
| 38 | <p><u>人工呼吸器等の在宅医療機器を使用している方の災害対策</u></p> <p>人工呼吸器等の高度な医療機器などを必要とする方が、避難のタイミングや方法、持ち物等を具体的に備えるため、「災害ノート」の作成を推進します。</p>                                                                                      | 地域保健課                               |
| 39 | <p><u>避難対策事業</u></p> <p>要配慮者の避難先として指定福祉避難所に指定した総合体育館の、仮設・運営に向けての実効性向上をはじめ、協定福祉避難所、指定避難所の要配慮者専用スペースの確保・充実に努めます。</p>                                                                                         | 防災対策課<br>スポーツ推進課<br>障がい福祉課<br>高齢福祉課 |
| 40 | <p><u>緊急通報支援サービス</u></p> <p>「NET119」や「Live119」など、音声による会話が困難な方が携帯電話やスマートフォンを利用して119番通報ができるよう、システムの維持管理と登録手続きを行います。</p>                                                                                      | 指令情報課                               |
| 41 | <p><u>地域生活支援拠点等の充実</u> 【再掲 19、47】</p> <p>障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等に必要とされる機能の充実について検討を行います。</p>                                                                                                    | 障がい福祉課                              |

## その他関係団体等の取組

.

## 4 包括的な支援体制の強化

### 4-1 『成長を支える』

#### 取り組むべき課題

- ・ ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の連携強化
- ・ 身近な地域で共に学べる教育現場の整備
- ・ 教育・保育現場における障がい理解や受入体制の充実

#### 課題を踏まえた上での施策の展開

##### ・ 4-1-1 就学前から就学後までの切れ目のない支援

乳幼児期から学校卒業後に至るまで、こどもの成長や発達状況に応じた適切な支援を切れ目なく受けられるような体制の構築を図ります。

##### ・ 4-1-2 地域におけるインクルーシブ教育の推進

障がいのある子どもたちが、住み慣れた地域で友達と一緒に安心して学び、笑顔で過ごせる学校環境を整えます。

##### ・ 4-1-3 医療的ケア児等に対する保育・教育支援体制の充実

障がいの有無にかかわらず、誰もが身近な地域の保育園や学校に通い、共に学び、どの施設でも受け入れが出来る環境を整えます。

#### 実施する主な事業

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                         | 担当                                      |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 42 | <u>療育相談の充実</u><br>障がいを早期に発見し、早期に療育相談及び療育的支援に繋ぐため、保健・医療・福祉・保育・教育分野の関連機関等が連携を図り、相談体制を強化します。         | 障がい福祉課<br>こども育成相談課<br>学校教育指導課<br>教育センター |
| 43 | <u>切れ目のない支援体制の構築</u><br>就学・就労等ライフステージの変化に伴い、支援体制が途切れないように、保健・医療・福祉・保育・教育分野の関連機関等と情報共有を行い、連携を図ります。 | 障がい福祉課<br>こども育成相談課<br>学校教育指導課           |

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                           | 担当             |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 44 | <p><u>ふれあい補助員等の派遣事業の充実</u></p> <p>特別な支援を必要とする児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、小・中学校にふれあい補助員の派遣や宿泊事業に係る介助員等の派遣を行います。</p>  | 学校教育指導課        |
| 45 | <p><u>医療的ケア児等に対する保育・教育を行う体制の拡充</u></p> <p>医療的ケア児等が、保育・教育の場において適切な医療的ケアや支援を受けられるように、看護師等の配置その他必要な措置についての検討を行います。</p> | 保育課<br>学校教育指導課 |
| 46 | <p><u>特別支援学級設置に関する事務</u></p> <p>特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整えると共に、インクルーシブ教育推進のため、特別支援学級を令和１２年度末までに順次整備します。</p>        | 学校教育指導課        |

## その他関係団体等の取組

.

## 4-2 『生活を支える』

### 取り組むべき課題

- ・ 本人と家族が安心して生活できる支援体制の充実
- ・ 緊急時や体調急変時に備えた受入体制及び生活継続のための体制整備



### 課題を踏まえた上での施策の展開

#### ・ 4-2-1 介護家族の負担軽減と将来の自立した生活に向けた支援の充実

障がい当事者の日中活動の場や短期入所、共同生活援助等の過ごしの方について、いまある障害福祉サービスを必要な時に利用できるように努め、家族の高齢化を見据えた、地域における自立的な生活への移行に向けた準備支援、相談体制や家族同士が支え合える環境づくりを進めます。

#### ・ 4-2-2 緊急時における受入・相談体制づくりの整備

障がい当事者や家族が急に病気になった時や、体調が崩した時に、地域での生活が継続できるように、サービスの利用や相談対応できる緊急時の受け入れ体制に必要な機能の充実を図ります。

#### ・ 4-2-3 地域での生活を支える見守り・支援体制の充実

障がい当事者が地域で安心して暮らせるよう、地域の方々やボランティアなどと普段からの交流を広げ、地域全体で見守り、支えあう街づくりを進めます。

### 実施する主な事業

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                        | 担当     |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 47 | <u>地域生活支援拠点等の充実</u> 【再掲 19、41】<br>利用者のニーズ、相談支援や社会資源の整備状況など、自立支援協議会等の場を通じて、当事者のニーズや地域の課題等を抽出し、地域の実情に応じた地域生活支援拠点等のあり方、充実について検討します。 | 障がい福祉課 |

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                                                                                           | 担当                                                                      |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 48 | <p><u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業</u></p> <p>精神障がい者が地域の一員として安心して暮らせるよう、保健・医療・障がい者福祉・介護・住まい・就労・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築します。</p> <p>また、精神障害や病気等に対する理解を促す教室、研修会等を開催し、精神保健福祉に関する啓発活動を実施します。</p> | 障がい福祉課<br>保健予防課                                                         |
| 49 | <p><u>重層的支援体制整備事業</u> 【再掲 15、63】</p> <p>少子高齢化や地域のつながりの希薄化等により複雑化した地域生活課題を抱える世帯を支援するため、住民、地域団体、専門機関、行政等が連携し、地域全体で支え合い、全ての住民が自分らしく生活できる包括的支援体制推進に取り組みます。</p>                                          | 地域福祉課<br>障がい福祉課<br>高齢福祉課<br>こども政策課<br>こども育成相談課<br>保育課<br>都市政策課<br>保健予防課 |
| 50 | <p><u>地域の見守り体制の充実</u></p> <p>安心まごころ収集、地域の見守りを通して、地域における見守り体制の充実を図ります。</p>                                                                                                                           | 地域福祉課<br>環境事業センター                                                       |
| 51 | <p><u>強度行動障がい児・者に対する取組</u></p> <p>強度行動障がいの状態にある者とその家族などへの支援体制の整備について、関係各課と連携して実効性のある支援体制の整備を検討していきます。</p>                                                                                           | 障がい福祉課                                                                  |

## その他関係団体等の取組

.

## 4-3 『人材を育てる』

### 取り組むべき課題

- ・ 障がい特性に対応できる専門性や支援体制の充実
- ・ 人材の確保・定着支援の取組の充実



### 課題を踏まえた上での施策の展開

#### ・4-3-1 支援スタッフの専門知識と対応力の実践的な資質向上の推進

障がいのある当事者やその家族が、どの事業所でも一貫した適切なサポートを受けられるよう、研修体制の充実と支援力の底上げを推進します。また、発達障がいなど、一人ひとりの個性や特性を深く理解し、現場で臨機応変に支援ができる「支援者の専門知識と対応力」を高めていく取組を進めていきます。

#### ・4-3-2 福祉人材の確保・定着支援の促進

将来にわたり安定的に障害福祉サービス等が提供されるよう、福祉人材の確保の取組について検討するとともに、日々の業務に配慮しながら、支援者が継続してやりがいを持って地域で働き続けられるよう、基幹相談支援センターと連携するなどして、定着支援の取組について検討します。

### 実施する主な事業

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                           | 担当     |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 52 | <u>基幹相談支援センターの運営</u> 【再掲 14】<br>基幹相談支援センターを中心に専門性の高い人材を育成するとともに、支援者へのケアを行う研修体系の構築等、支援者支援の体制整備を進めます。 | 障がい福祉課 |
| 53 | <u>発達障がい支援に関する専門性の強化</u><br>相談支援ほか障害福祉サービス等事業所に従事する支援者を対象に、発達障がい専門相談員による相談、研修等を実施します。               | 障がい福祉課 |
| 54 | <u>市内障害福祉サービス事業所等に対する各種研修の実施</u><br>障がい福祉に必要な知識に関する研修を自立支援協議会等にて実施します。                              | 障がい福祉課 |

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                              | 担当     |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 55 | <u>市民後見人養成事業</u><br>成年後見制度における担い手としての市民後見人を養成します。基礎研修、実践研修を実施し、修了認定を受けた方にはフォローやバックアップを継続的に行います。        | 地域福祉課  |
| 56 | <u>人材の確保・定着支援に関する取組</u><br>事業所と連携して、合同企業説明会の開催による人材確保や基礎的知識の習得、スキルアップを図る目的での研修を行い、定着につながる効果的な取組を検討します。 | 障がい福祉課 |

#### その他関係団体等の取組

.

## 5 自分らしく活躍できる機会の拡充

### 5-1 『働く機会を広げる』

#### 取り組むべき課題

- ・障がい特性に配慮した多様な働き方の推進・就労先の拡充
- ・就労継続を支える支援体制の構築

#### 課題を踏まえた上での施策の展開

##### ・5-1-1 企業理解の促進と環境整備による就労機会の拡大

地域企業に対する障がい者雇用の啓発や理解促進に取り組み、就労先の拡大を図ります。また、特性や体調に配慮した柔軟な雇用形態の導入を働きかけ、多様な就労環境の拡充に取り組みます。

##### ・5-2-2 定着に向けた切れ目のない就労支援体制の構築

就職後も安心して働き続けられるよう、本人・企業・就労支援事業所が連携し、職場の環境調整から生活面での不安解消までを一体的に支える継続的なフォローアップ体制を整備します。

#### 実施する主な事業

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                         | 担当     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 57 | <u>市町村就労相談員配置事業</u><br>湘南地域就労援助センターに就労相談員を配置し、福祉的就労や一般就労に向けた就労・生活支援や就労に関する啓発活動を含めた就労等に関する相談を行います。 | 障がい福祉課 |
| 58 | <u>障がい者職業相談</u><br>湘南地域就労援助センター及び藤沢公共職業安定所（ハローワーク藤沢）と連携し、市役所にて月2回事前予約制・無料で職業相談を実施します。             | 障がい福祉課 |

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                 | 担当            |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 59 | <p><u>公共機関における障害者雇用の促進</u></p> <p>働くことへの意欲向上とスキルアップを図るため、「障がい者職場体験事業」を実施するとともに、市内就労継続支援事業所等に所属されている方を対象に就労訓練の場を提供します。</p> | 職員課<br>障がい福祉課 |
| 60 | <p><u>企業への意識啓発と雇用の促進</u></p> <p>藤沢公共職業安定所等の関係機関と連携しながら、市内企業を対象に障害者雇用の促進するための情報提供を実施します。</p>                               | 産業観光課         |

## その他関係団体等の取組

.

## 5-2『つながりを広げる』

### 取り組むべき課題

- ・ 社会参加につながる手段や場所の拡充
- ・ 障がい特性に配慮した地域活動の充実

### 課題を踏まえた上での施策の展開

#### ・ 5-2-1 社会参加につながる手段・場所の拡充

外出にかかる移動支援を行うとともに、地域行事への参加支援やスポーツ活動等のイベント開催を通じ、障がい者の社会参加および交流の機会・場所の創出を図ります。

#### ・ 5-2-2 障がい特性に配慮した環境整備

情報保障の充実やインクルーシブな環境づくり等を通じて、誰もが移動や社会参加をしやすい環境整備を推進。

### 実施する主な事業

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                                    | 担当                |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 61 | <u>地域行事への障がい者の参加促進</u><br>障がい者団体が行う催し物、地域交流事業等への支援を行います。                                                                                     | 障がい福祉課            |
| 62 | <u>スポーツ活動の充実と参加促進</u><br>近隣自治体や関係団体と連携し、 <b>障がい者も参加できるスポーツイベント</b> の開催や、国・県の障がい者スポーツ大会への参加を支援します。また、イベント等を通じてサポート体制を充実し、障がい者が参加しやすい機会を創出します。 | 障がい福祉課<br>スポーツ推進課 |
| 63 | <u>重層的支援体制整備事業（参加支援事業）</u> 【再掲 15、49】<br>各分野で行う既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。                   | 地域福祉課             |

| 番号 | 事業名・事業概要等                                                                                                                         | 担当     |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 64 | <p><u>意思疎通支援の充実</u> 【再掲 11】</p> <p>聴覚障がい者等の日常生活の支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思疎通支援の充実を図ります。</p>                                         | 障がい福祉課 |
| 65 | <p><u>ちがさき障がい者支援アプリの運用</u> 【再掲 12、36】</p> <p>ちがさき障がい者支援アプリに、バリアフリー情報マップ「やさしいマップちがさき」の機能を活用し、施設のバリアフリー情報を写真とともに掲載します。</p>          | 障がい福祉課 |
| 66 | <p><u>既存公園等整備改修事業</u></p> <p>公園の再整備に併せて、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン遊具の設置を検討します。</p>                                                        | 公園緑地課  |
| 67 | <p><u>バリアフリービーチ事業</u> 【再掲 35】</p> <p>サザンビーチちがさき海水浴場において、砂浜を移動可能な水陸両用車椅子の貸し出しや車いす等が浜辺へ降りることができるバリアフリーマットの設置等を実施しており、広く周知を図ります。</p> | 産業観光課  |

## その他関係団体等の取組

.



# 第5章

## 障害福祉計画に係る 成果目標及び見込み量

---

# 1 障害福祉計画における成果目標

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和11年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保などを図るものです。

作成にあたっては、障害者総合支援法第87条第1項等の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とした「基本指針」に即し、成果目標及び考え方並びに成果目標を達成するための取組を記載します。

## (1) 施設入所者の地域生活への移行

- ・国の基本指針では、福祉施設入所者のうち、令和11年度末までに共同生活援助（グループホーム）や一般の住宅等に移行する入所者の成果目標を、次のように設定することが求められています。
- ・本市では、国の基本指針を踏まえ、これまでの実績などを考慮した上で、令和11年度末における成果目標や取組を次のとおり設定します。

| 国の基本指針                       | 成果目標<br>(令和11年度末) | 本市の取組                                                              |
|------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 地域移行者数：<br>令和7年度末施設入所者数の6%以上 | 9人※               | 適切な意思決定支援に基づき本人の意向を確認し、障害者支援施設や関係機関と連携しながら、本人が希望する地域生活への移行支援に努めます。 |
| 施設入所者数：<br>令和7年度末の5%以上削減     | 131人※             |                                                                    |

※ 令和7年度末施設入所者数138人を基に成果目標を設定しました。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・国の基本指針では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送れるよう、保健・医療・障がい者福祉・介護・住まい・就労・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指し、精神障がい者の精神病床からの退院を促進することが求められています。
- ・本市では、精神障がい者が地域で安心して生活を送るために、医療や障がい福祉等、精神障がいと関連する分野で一体的な取組を推進する地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいます。国の基本指針を踏まえ、これまでの実績などを考慮した上で、令和11年度末における成果目標や取組を次のとおり設定します。

| 国の基本指針                                          |        | 成果目標<br>(令和11年度末) | 本市の取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------|--------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重層的な連携による支援体制を構築するために必要な、保健、医療及び福祉関係者による協議の実施回数 |        | 1回                | <p>精神障がい者が地域で安心して生活を送るために、医療や障がい福祉等、精神障がいと関連する分野で一体的な取組を推進する地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療及び福祉関係者による協議の場（茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会）を年1回実施しています。</p> <p>今後についても、精神障がい者を含めたあらゆる人が共生できるインクルーシブ（包括的）な社会を構築するため、保健・医療及び福祉関係者による協議の場である茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会において、自立支援協議会とも連携を図りつつ、精神障がい者が抱える地域課題の解消等による地域包括ケアシステムの構築を引き続き検討していきます。</p> <p>また、地域移行支援や地域定着支援といった障害福祉サービスを充実させること等により、精神障がい者の利用を促し、地域移行の推進に努めます。</p> |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数                   |        | 22人               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                                                 | 保健職    | 3人                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                                                 | 医療職    | 3人                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                                                 | 福祉職    | 14人               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                                                 | 介護職    | 0人                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                                                 | 当事者家族等 | 2人                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 精神障がい者の地域移行支援の利用者数                              |        | 2人                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 精神障がい者の地域定着支援の利用者数                              |        | 1人                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 精神障がい者の共同生活援助の利用者数                              |        | 251人              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 精神障がい者の自立生活援助の利用者数                              |        | 0人                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数                          |        | 50人               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 精神障がい者の短期入所の利用者数                                |        | 10人               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 心のサポーター数：<br>令和15年度末までに全国で100万人以上               |        | 100人              | <p>保健予防課が年1回程度、心のサポーター養成研修を実施しています。</p> <p>毎年25名ほどを養成することで、令和8年度から起算し、100名の養成を目指します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 心のサポーター養成研修実施回数                                 |        | 1回                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を利用して、令和11年度末までに一般就労に移行する利用者や就労後の定着支援による職場定着率等、一般就労に関する成果目標を、次のように設定することが求められています。
- ・本市では、国の基本指針を踏まえ、これまでの実績などを考慮した上で、令和11年度末における成果目標や取組を次のとおり設定します。

| 国の基本指針                                                   | 成果目標<br>(令和11年度末) | 本市の取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉施設からの一般就労移行者数：<br>令和6年度実績の1.31倍以上                      | 309人              | <p>湘南地域就労援助センター及び藤沢公共職業安定所と連携し、月2回、就労に向けた相談を行っています。</p> <p>また、実際の職場環境の中で実務を体験することにより、就労意欲の向上やスキルアップを図るため、障がい福祉課では、「障がい者職場体験事業」、カフェドットコムでは、市内就労継続支援事業所等に所属されている方を対象として就労訓練の場を提供する他、多様な障がい特性に応じた働き方ができるよう、商福連携や農福連携など新たな職域の開拓を進めます。</p> <p>併せて、個々の状況等に応じた就労に向け、就労定着支援事業や就労移行支援事業等の障害福祉サービス提供事業者と協力して推進します。</p> |
| 就労移行支援事業からの一般就労移行者数：<br>令和6年度実績 <sup>※1</sup> の1.14倍以上   | 73人               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数：<br>令和6年度実績 <sup>※2</sup> の1.52倍以上 | 2人                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数：<br>令和6年度実績 <sup>※3</sup> の1.52倍以上 | 4人                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 就労定着支援事業の利用者数：<br>令和6年度実績 <sup>※4</sup> の1.47倍以上         | 230人              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 一般就労へ移行した者の割合が五割以上の就労移行支援事業所の割合：<br>就労移行支援事業所の5割以上       | 3箇所<br>(63.1%)    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合：<br>就労定着支援事業所の2割5分以上             | 1箇所<br>(25.0%)    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 就労選択支援事業の事業所数：<br>協議会設置圏域ごとに1箇所以上                        | 1箇所               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 就労選択支援事業の年間利用者数：<br>全国の利用者数82,000人以上                     | 36人               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

※1 令和6年度実績64人を基に成果目標を設定しました。

※2 令和6年度実績1人を基に成果目標を設定しました。

※3 令和6年度実績2人を基に成果目標を設定しました。

※4 令和6年度実績156人を基に成果目標を設定しました。

## (4) 地域生活支援の充実

- ・国の基本指針では、障がい児者に対する地域での生活支援を推進するために、地域生活支援拠点等が有する機能を充実させることや、コーディネーターの配置、緊急時の連絡体制の構築、その拠点の運用状況等を検証すること、また強度行動障がいの状態にある者に対し、関係機関が連携した支援体制の構築が求められています。
- ・本市では、国の基本指針を踏まえ、これまでの実績などを考慮した上で、令和11年度末における成果目標や取組を次のとおり設定します。

| 国の基本指針                                                    | 成果目標<br>(令和11年度末) | 本市の取組                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域生活支援拠点等の設置箇所数                                           | 13箇所              | 地域生活支援拠点等のうち、安心生活支援事業にて緊急時の受け入れ等の機能を備えた拠点を、現在9箇所整備しています。設置箇所数は年々増加していますが、今後も着実に増加させ、加えて拠点コーディネーターを配置し、拠点等の機能に関する検証を実施するとともに、障がいの特性に対応できる専門的な人材不足や、体験の機会の不足等の課題等を解決するための方策を継続的に検討し、機能の更なる充実を目指します。 |
| 拠点コーディネーターの配置人数                                           | 1人                |                                                                                                                                                                                                   |
| 機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数：<br>年1回以上、運用状況の検証・検討を行うこと | 1回                |                                                                                                                                                                                                   |
| 強度行動障がいの状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備すること | —                 | 強度行動障がいの状態にある者とその家族などへの支援体制の整備について、関係各課と連携して実効性のある支援体制の整備を検討していきます。                                                                                                                               |

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

- ・国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することなど、地域における障害者の支援体制を整備することが求められています。
- ・本市では、令和5年度に基幹相談支援センターを設置しました。国の基本指針を踏まえ、これまでの実績などを考慮した上で、令和11年度末における成果目標や取組を次のとおり設定します。

| 国の基本指針                                                                             | 成果目標<br>(令和11年度末) | 本市の取組                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基幹相談支援センターの事業所数                                                                    | 1箇所               | 令和5年10月に設置したちがさき基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置し、地域の相談支援体制の充実・強化のためGSVや研修を通して相談支援事業所の人材育成に努めるほか、市とともに自立支援協議会の事務局を担うことで、地域の支援体制の構築を目指します。 |
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数                                                        | 1人                |                                                                                                                                  |
| 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合                                                 | 15箇所<br>(70%)     |                                                                                                                                  |
| 基幹相談支援センターによる自立支援協議会の運営への関与                                                        | —                 |                                                                                                                                  |
| 自立支援協議会における専門部会の設置数                                                                | 部会                | 令和9年度より自立支援協議会の部会を再編し、個別事例を通して地域課題を抽出する仕組みを強化し、「今起きている」課題を部会等で検討していく体制を整備します。                                                    |
| 自立支援協議会における専門部会の実施回数                                                               | 回                 |                                                                                                                                  |
| 個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障害者の支援体制の整備等について、自立支援協議会の議題とした回数                      | 1回                |                                                                                                                                  |
| のぞまないセルフプランの件数：<br>相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすること | 件<br>(%)          | 神奈川県が実施する相談支援専門員初任者研修の受講を促進することで計画的に相談支援専門員の養成を行い、事業所の新規参入、立ち上げにつなげます。                                                           |

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・国の基本指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している状況下において、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、改めて、真に必要な障害福祉サービス等の提供を実施することが望ましいと記載されており、そのために、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築が求められています。
- ・本市では、国の基本指針を踏まえ、これまでの実績などを考慮した上で、令和11年度末における成果目標や取組を次のとおり設定します。

| 国の基本指針                                    | 成果目標<br>(令和11年度末) | 本市の取組                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数 | 3人                | <p>県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員の参加等を通じ、障害福祉サービス等の知識を深めていきます。</p> <p>また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査及び市町村審査でエラーになった内容を分析し、関係自治体と情報を共有するとともに、請求内容の誤りを防ぐために、障害福祉サービス等事業所へ助言などを行い、事業所の適正な運営を確保することで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。</p> |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数           | 12回               |                                                                                                                                                                                                                 |

## 2 障害福祉サービス等の見込み量

障害福祉サービス等の見込み量と見込み量確保のための方策を記載します。今後、本市の人口が減少する予測となっていますが、障がい者手帳所持者数などの推移から障害福祉サービス等のニーズは大きく減少することはないと考え、各サービスの直近数年間の実利用状況から見込み量を算出しています。

### (1) 訪問系サービス

| 区 分             | 単 位  | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|------|---------------|-------|--------|--------|
| 居宅介護            | 時間/月 | 3,723         | 3,739 | 3,747  | 3,755  |
|                 | 人/月  | 248           | 254   | 257    | 260    |
| 重度訪問介護          | 時間/月 | 371           | 565   | 698    | 862    |
|                 | 人/月  | 6             | 8     | 9      | 10     |
| 同行援護            | 時間/月 | 437           | 439   | 440    | 441    |
|                 | 人/月  | 30            | 30    | 30     | 30     |
| 行動援護            | 時間/月 | 34            | 35    | 35     | 35     |
|                 | 人/月  | 1             | 1     | 1      | 1      |
| 重度障害者等<br>包括支援※ | 時間/月 | 0             | 0     | 0      | 0      |
|                 | 人/月  | 0             | 0     | 0      | 0      |
| 合 計             | 時間/月 | 4,565         | 4,653 | 4,701  | 4,752  |
|                 | 人/月  | 285           | 291   | 294    | 297    |

※ 市内にサービス提供事業所がないことから、実績がない状況を踏まえた見込み量です

### (2) 日中活動系サービス

| 区 分  | 単 位 | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|-----|---------------|-------|--------|--------|
| 生活介護 | 日/月 | 8,345         | 8,528 | 8,621  | 8,715  |
|      | 人/月 | 438           | 452   | 459    | 466    |

| 区 分            | 単 位   | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|-------|---------------|-------|--------|--------|
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 日/月   | 15            | 15    | 15     | 15     |
|                | 人/月   | 1             | 1     | 1      | 1      |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 日/月   | 307           | 451   | 547    | 663    |
|                | 人/月   | 19            | 26    | 30     | 35     |
| 就労移行支援         | 日/月   | 1,631         | 1,852 | 1,974  | 2,104  |
|                | 人/月   | 90            | 100   | 105    | 110    |
| 就労継続支援<br>(A型) | 日/月   | 1,054         | 1,157 | 1,261  | 1,381  |
|                | 人/月   | 61            | 67    | 73     | 80     |
| 就労継続支援<br>(B型) | 日/月   | 6,124         | 6,674 | 6,967  | 7,273  |
|                | 人/月   | 393           | 434   | 456    | 479    |
| 就労定着支援         | 人/月   | 46            | 48    | 50     | 52     |
| 就労選択支援         | 人/月   | 3             | 3     | 3      | 3      |
| 療養介護           | 人/月   | 24            | 26    | 27     | 28     |
| 短期入所           | 日/月   | 330           | 399   | 443    | 496    |
|                | 人/月   | 64            | 78    | 87     | 98     |
|                | (福祉型) | 日/月           | 303   | 349    | 375    |
|                |       | 人/月           | 59    | 68     | 78     |
|                | (医療型) | 日/月           | 27    | 37     | 54     |
|                |       | 人/月           | 5     | 7      | 10     |
|                | (医療型) | 日/月           | 27    | 37     | 54     |
|                |       | 人/月           | 5     | 7      | 10     |
| 合 計            | 時間/月  | 4,565         | 4,650 | 4,697  | 4,747  |
|                | 人/月   | 285           | 289   | 291    | 293    |

### (3) 居住系サービス、地域生活支援拠点等

#### ア 居住系サービス

| 区 分     | 単 位 | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-----|---------------|-------|--------|--------|
| 自立生活援助※ | 人/月 | 0             | 0     | 0      | 0      |
| 共同生活援助  | 人/月 | 311           | 359   | 386    | 409    |
| 施設入所支援  | 人/月 | 126           | 126   | 126    | 126    |
| 合 計     | 人/月 | 437           | 485   | 512    | 541    |

※ 市内にサービス提供事業所がないことから、実績がない状況を踏まえた見込み量です

#### イ 地域生活支援拠点等

| 区 分           | 単 位   | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|-------|---------------|-------|--------|--------|
| 地域生活支援<br>拠点等 | 設置個所数 | 9             | 11    | 12     | 13     |
|               | 検証回数※ | 1             | 1     | 1      | 1      |

※ 地域生活支援拠点等有する機能の充実にに向けた支援の実施等を踏まえた、地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況等についての検証及び検討の実施回数です

## (4) 相談支援サービス

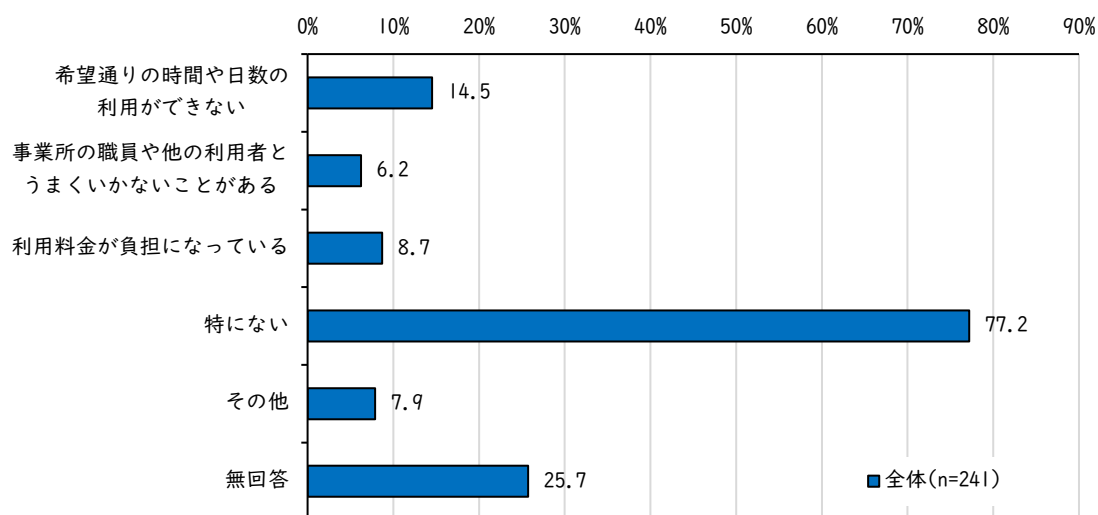
| 区 分    | 単 位 | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----|---------------|-------|--------|--------|
| 計画相談支援 | 人/年 | 515           | 551   | 570    | 589    |
| 地域移行支援 | 人/年 | 1             | 2     | 3      | 4      |
| 地域定着支援 | 人/年 | 0             | 1     | 1      | 1      |
| 合 計※3  | 人/年 | 516           | 552   | 571    | 590    |

## (5) 障害福祉サービスの見込み量確保のための方策

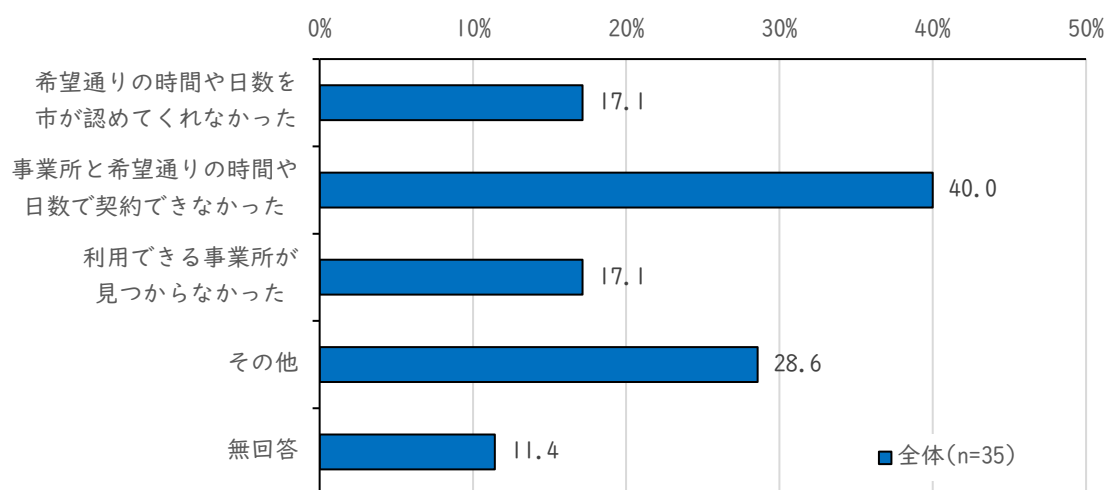
- 訪問系サービスでは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、障がい特性によって異なるニーズに応えることが求められます。必要なサービス量を確保していくとともに、ヘルパーの確保及び育成等に関する支援に取り組み、訪問系サービスの質と量の確保に取り組みます。【関連：第4章 4-3 人材を育てる】
- 日中活動系サービスについては、障がい者が日々の生活を充実したものにするための重要な社会参加の場です。生活介護や就労支援などは特に増加傾向にあり、多様なニーズに応える必要があります。必要なサービス量を確保するとともに質の確保に努め、今後も安心して通所できる体制づくりに取り組みます。【関連：第4章 4-2 生活を支える】
- 居住系サービスにおいて、特に共同生活援助（グループホーム）については、障がい者が地域の中で自立した生活を送るために欠かすことができないサービスとなっています。グループホームの設置数は増加傾向にありますが、より多様なニーズに対応したグループホームの設置を促進するとともに、利用者負担の軽減を実施し、利用しやすいサービスになるよう取り組みます。【関連：第4章 3-1 住まいを整える】
- 相談支援サービスについては、多様化・複雑化した相談への対応や、相談支援専門員の担い手の不足等により、計画相談を希望する全ての方が当該サービスを利用できる状況にはありません。相談支援事業所は増加しつつありますが、基幹相談支援センターとの連携を図りながら、相談支援体制の見直しを行うとともに、相談支援専門員の量及び質の確保に向けて取り組みます。【関連：第4章 2-2 相談を受ける、4-3 人材を育てる】

○令和 7 年度に実施した当事者向けアンケート調査の結果、障害福祉サービス等を利用していると回答した方の内、14.5%の方が「希望通りの時間や日数の利用ができない」と回答しています（図表 20）。その要因を確認すると、17.1%の方が希望通りの支給決定がされていないと答えた一方で、「事業所と希望通りの時間や日数で契約できなかった（40.0%）」、「利用できる事業所が見つからなかった（17.1%）」と合計で 57.1%の方が、支給決定されたものの事業所との調整などにおいて支給量を利用できていない状況にあることがわかります（図表 21）。これらの状況を認識し、必要なサービス量の確保に努めます。

図表20 障害福祉サービス等の利用で困ったこと（当事者アンケート）



図表21 希望通りの時間や日数の利用ができない理由（当事者アンケート）



### 3 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施するものです。地域生活支援事業は、次のとおり必須事業の他に、障がい児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村の状況などに応じ、市町村の判断により実施する任意事業があり、それら地域生活支援事業の見込み量と見込み量確保のための方策を記載します。

#### (1) 必須事業

##### ア 理解促進研修・啓発事業

- ・理解促進研修・啓発事業は、事業者や地域住民を対象とした障がい者等に関する理解を深める研修・啓発を通じて、障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去し、共生社会の実現を図ることを目的に実施する事業です。

| 区 分                                  | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------------------------------|---------------|-------|--------|--------|
| 市民や事業者に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修等の実施回数 | 11            | 8     | 8      | 8      |

##### イ 自発的活動支援事業

- ・自発的活動支援事業は、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域の住民等が行う地域内でのボランティア活動や社会活動、障がい者の孤立防止活動等の自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的に実施する事業です。

| 区 分    | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|-------|--------|--------|
| 実施事業所数 | 3             | 3     | 3      | 3      |

## ウ 相談支援事業

- ・相談支援事業は、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営めることを目的に実施する事業です。

| 区 分  | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|---------------|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 23,132        | 24,751 | 26,483 | 29,132 |

## エ 成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的に実施する事業です。

| 区 分          | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|---------------|-------|--------|--------|
| 市長申立て件数      | 2             | 5     | 5      | 5      |
| 後見人等の報酬助成件数※ | 8             | 10    | 10     | 10     |

※ 報酬助成件数に市長申立て件数も含んでいます。

## オ 意思疎通支援事業

- ・意思疎通支援事業は、聴覚や言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることが難しい障がい者等に対して、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がい者等とコミュニケーションの相手との意思疎通を支援する人の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施する事業です。

| 区 分                    | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------------|---------------|-------|--------|--------|
| 手話通訳者・要約筆記者の<br>年間派遣回数 | 368 回         | 370 回 | 370 回  | 370 回  |
| 手話通訳者設置事業の<br>設置者数     | 1 人           | 1 人   | 1 人    | 1 人    |

## 力 手話奉仕員養成研修事業

- ・手話奉仕員養成研修事業は、日常生活を行うのに必要な手話の技術を習得した者を養成することを通じて、意思疎通が難しい障がい者等が自立して日常生活又は社会生活を送れることを目的に実施する事業です。

| 区 分                | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------------|---------------|-------|--------|--------|
| 手話奉仕員養成講座の<br>修了者数 | 41 人          | 40 人  | 40 人   | 40 人   |

## キ 日常生活用具給付等事業

- ・日常生活用具給付等事業は、障がい者等に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的に実施する事業です。

| 区 分        | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|--------|--------|
| 介護訓練支援用具   | 22            | 25    | 25     | 25     |
| 自立生活支援用具   | 21            | 25    | 25     | 25     |
| 在宅療養費支援用具  | 37            | 40    | 40     | 40     |
| 情報意思疎通支援用具 | 32            | 35    | 35     | 35     |
| 排泄管理支援用具   | 5,160         | 5,300 | 5,300  | 5,300  |
| 住宅改修費      | 2             | 5     | 5      | 5      |
| 合 計        | 5,274         | 5,430 | 5,430  | 5,430  |

## ク 移動支援事業

- ・移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を通じ、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に実施する事業です。

| 区 分         | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|---------------|-------|--------|--------|
| 月あたりの実利用者数  | 250           | 268   | 278    | 288    |
| 月あたりの実利用時間数 | 2,174         | 2,332 | 2,415  | 2,501  |

## ケ 地域活動支援センター

- ・地域活動支援センターは、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動の機会の提供や社会との交流促進等を実施し、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に実施する事業です。

| 区 分                         | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------------|---------------|-------|--------|--------|
| 地域活動支援センターⅢ型<br>1日あたりの実利用者数 | 58            | 58    | 58     | 58     |

## (2) 任意事業

### ア 福祉ホーム

- ・福祉ホームは、住居を求めている障がい者に対して、低料金で居室やその他設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援することを目的に実施する事業です。ただし、対象者や入居期間が限られているため、現在は県内数か所の法人のみで提供されています。

| 区 分   | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|---------------|-------|--------|--------|
| 実利用者数 | 0             | 1     | 1      | 1      |

## イ 訪問入浴サービス

- ・訪問入浴サービスは、身体障がい者が安心して日常生活を送ることができるよう、居宅訪問により入浴サービスを提供することで、身体障がい者の身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図ることを目的に実施する事業です。

| 区 分   | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|---------------|-------|--------|--------|
| 実利用者数 | 19            | 20    | 20     | 20     |

## ウ 日中一時支援事業

- ・日中一時支援事業は、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族のレスパイトを目的に実施する事業です。

| 区 分        | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|--------|--------|
| 月あたりの実利用者数 | 121           | 128   | 132    | 136    |
| 月あたりの実利用日数 | 906           | 928   | 939    | 950    |

## エ 巡回支援専門員整備

- ・巡回支援専門員整備は、発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所や幼稚園等を巡回し、施設職員や保護者に対して、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を実施し、障がいが「気になる」段階から支援を行うための体制の整備を図ることを目的とする事業です。

| 区 分  | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|---------------|-------|--------|--------|
| 利用回数 | 99            | 103   | 103    | 103    |

## オ 点字・声の広報等発行

- ・点字・声の広報等発行は、点字や音声による広報誌等を発行するなど、地域の要望に応じて本市が独自に実施している事業です。

| 区 分           | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|---------------|-------|--------|--------|
| 点字・声の広報等の発行回数 | 24            | 24    | 24     | 24     |

## カ 障害者虐待防止対策支援事業

- ・障害者虐待防止対策支援事業は、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする事業です。

| 区 分                        | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------------|---------------|-------|--------|--------|
| 障がい者虐待防止・権利擁護に関する研修などの実施回数 | 3             | 4     | 4      | 4      |

## (3) 地域生活支援事業の見込み量確保のための方策

- 理解促進研修・啓発事業においては、障害者差別解消法の改正で事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたこともあり、障がい者に対する偏見や差別を解消し、障がいがある方もない方も安心して地域で暮らせる社会を実現できるよう、理解促進及び啓発に関する事業を推進します。【関連：第4章 1-1 理解を深める、1-2 人権を守る】
- 相談支援事業については、障がい者やその家族等の多様かつ複雑化する相談ニーズに対応できるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワーク及びバックアップ体制を構築し、地域における相談支援体制の強化を推進します。【関連：第4章 2-2 相談を受ける】
- 成年後見制度利用支援事業については、障がい者の権利擁護に向けて、「みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3（第2期成年後見制度利用促進基本計画）」と連携して、取組を推進します。【関連：第4章 1-2 人権を守る】
- 意思疎通支援事業については、意思疎通が困難な方々にとって欠かせない重要な事業です。今後も遠

隔手話通訳サービスや手話通訳者・要約筆記者の派遣を通じて、必要な情報の入手や自らの意思を的確に伝えられるような支援を推進します。【関連：第4章 2-1 情報を伝える、5-2 つなぐを広げる】

○日常生活用具給付等事業については、障がい者が在宅において安心して日常生活を送ることができるよう、今後も安定的な給付を実施します。【関連：第4章 4-2 生活を支える】

○手話奉仕員養成研修事業については、意思疎通に困難を抱える障がい者等が自立した日常生活や社会生活を送れるよう日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を目的としています。更なる手話技術の向上を目指した講座の開催などを通じて、市の登録手話通訳者として活躍できる人材の育成にも取り組みます。【関連：第4章 2-1 情報を伝える】

○移動支援事業については、日常生活をより豊かにするための外出時の介助支援等を行い、引き続き障がい者の余暇活動の支援等を推進します。【関連：第4章 5-2 つなぐを広げる】

○日中一時支援事業については、日中活動系サービス等の利用後や休日等における介護者の負担軽減や就労支援等のため、今後も継続的に実施します。【関連：第4章 4-2 生活を支える】

○巡回支援専門員整備事業については、障がいの早期発見、早期対応に加え、特性のある子どもを1つの支援機関だけで抱え込むことなく、機関連携を行い、インクルーシブ（包括的）な支援を推進します。【関連：第4章 4-1 成長を支える】

○障害者虐待防止対策支援事業においては、理解促進研修・啓発事業とともに、関係機関の連携協力体制の整備や障がい者虐待防止・権利擁護に関する研修を実施し、障がい者虐待防止に関する普及啓発に努めます。【関連：第4章 1-2 人権を守る】

これらの事業を中心に、本市の実情を踏まえ、障がい児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、継続的な実施に取り組みます。



# 第6章

## 障害児福祉計画に係る 成果目標及び見込み量

---

# 1 障害児福祉計画における成果目標

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条に基づき、障害福祉計画同様に「基本指針」に即し、成果目標及び考え方並びに成果目標を達成するための取組を記載します。

## (1) 重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

・国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和11年度末までに、次に掲げる児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保すること、また、インクルージョン推進のため、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを求められています。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

| 国の基本指針                        | 成果目標<br>(令和11年度末) | 本市の取組                                                                                                   |
|-------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援センターの<br>4つの中核的な支援機能を確保 | －                 | 障がいのあるこどもが住み慣れた地域で安心して育ち、様々な場面で地域の子どもたちとともに成長できるよう、児童発達支援センターを中核としながら関係機関が連携し合う、重層的な地域支援体制の構築を検討していきます。 |
| 関係機関が連携した協議の実施回数              | 3回                | 関係機関が連携し協議ができる場として、自立支援協議会にこどもに関わる部会を設置することを検討します。                                                      |

## （２）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

- ・国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することが求められています。

| 国の基本指針                             | 成果目標<br>(令和11年度末) | 本市の取組                                                                                                                     |
|------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援事業所数     | 3                 | 令和8年度現在、市内には主として重症心身障害児を対象としている児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービスが4か所あります。新規事業所開設に関する相談の機会等を捉え、重症心身障害児を対象とした事業展開を検討いただくよう、提案していきます。 |
| 重症心身障害児を受け入れる体制を整備した放課後等デイサービス事業所数 | 5                 |                                                                                                                           |

## （３）医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- ・国の基本指針では、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが求められています。

| 国の基本指針                   | 成果目標<br>(令和11年度末) | 本市の取組                                                                                                                           |
|--------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関係機関が連携した協議の実施回数         | 1回                | 医療的ケア児等相談支援センターノアによる相談体制を維持しながら、令和8年度より立ち上げた「医療的ケア児等支援ねっとワーク会議」において、医療的ケア児等コーディネーターの参画のもと関係機関の連携体制構築を図り、地域課題の解決に向けた取組を実施していきます。 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数 | 6人                |                                                                                                                                 |

## (4) 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

- ・国の基本指針では、障害児相談支援については、障害者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障害児及びその家族を支援する観点から、令和11年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することが求められています。

| 国の基本指針                                                                   | 成果目標<br>(令和11年度末) | 本市の取組                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| のぞまないセルフプランの件数：<br>相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図ること | 件<br>(%)          | 障がいや発達に特性のある子ども及びその家族が、乳幼児期から成人期への移行まで切れ目なく相談支援を受けられるよう、保健・医療・保育・教育等の関係機関が連携するほか、計画相談、委託相談、基幹相談の3層構造による相談支援体制を確立し、伴走型相談支援体制を整備します。 |
| 保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保し、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保すること      | —                 | また、基幹相談支援センターとともに相談支援の質の向上、人材育成及び地域のネットワーク強化を図り、障がい児及びその家族が地域で安心して暮らし続けられる支援体制の充実を目指します。                                           |

## 2 障害児通所支援等の見込み量

障害児通所支援等の見込み量と見込み量確保のための方策を記載します。今後、本市の人口が減少する予測となっていますが、障害児通所支援等のニーズは大きく減少することはないと考え、各サービスの直近数年間の実利用状況から見込み量を算出しています。

### (1) 障害児通所支援

| 区 分             | 単 位 | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|-----|---------------|--------|--------|--------|
| 児童発達支援          | 日/月 | 2,700         | 3,225  | 3,525  | 3,853  |
|                 | 人/月 | 333           | 391    | 423    | 458    |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 日/月 | 1             | 1      | 1      | 1      |
|                 | 人/月 | 1             | 1      | 1      | 1      |
| 放課後等<br>デイサービス  | 日/月 | 7,737         | 9,989  | 11,350 | 12,896 |
|                 | 人/月 | 731           | 927    | 1,044  | 1,176  |
| 保育所等<br>訪問支援    | 日/月 | 49            | 101    | 145    | 208    |
|                 | 人/月 | 35            | 66     | 90     | 123    |
| 合 計             | 日/月 | 10,487        | 13,316 | 15,021 | 16,958 |
|                 | 人/月 | 1,100         | 1,385  | 1,558  | 1,758  |

### (2) 障害児相談支援

| 区 分     | 単 位 | 令和7年度<br>(実績) | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-----|---------------|-------|--------|--------|
| 障害児相談支援 | 人/年 | 177           | 224   | 252    | 283    |

### （３）障害児通所支援の見込み量確保のための方策

- 障害児通所支援は、保護者からの利用ニーズが多く、療育手帳の取得の増加に加え、発達に支援が必要なこどもの早期発見の必要性が定着しつつあることにより対象児が増加しているため、引き続き利用量の増加を見込んでいます。市内の障害児通所支援サービスの事業所数は増加傾向にあり、各事業所によるサービス内容等も多種多様で、サービスの質を担保するための取組が引き続き求められています。そのため、事業所への研修や事例検討会等を通じて、市内の障害児通所支援事業所と連携し、質と量の確保を図ります。【関連：第４章 ４-３ 人材を育てる】
- 障害児相談支援は、障害児通所支援利用者が増加傾向にあり、障がい児の家族を取り巻く課題も多様化・複雑化が進んでいることから、相談支援に対するニーズも引き続き増大していくことが見込まれますが、その一方で相談支援事業所や相談支援専門員の不足が課題となっています。このような状況を踏まえて、基幹相談支援センターを中心として相談員の質・量の充実に向けた取組や、相談支援体制の充実を図ります。【関連：第４章 ４-３ 人材を育てる】

# 資料編

---

# 1 計画策定体制及び策定経過

## ○障害者基本法（一部抜粋）

（昭和45年5月21日）

（法律第84号）

（障害者基本計画等）

- 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（一部抜粋）

（平成１７年１１月７日）

（法律第１２３号）

（市町村障害福祉計画）

第８８条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

２ 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

（２）各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（３）地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

３ 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（１）前項第２号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

（２）前項第２号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

４ 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

５ 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第８９条の２の２第１項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

６ 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第３３条の２０第１項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

７ 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第１１条第３項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第１０７条第１項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

８ 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

９ 市町村は、第８９条の３第１項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

１０ 障害者基本法第３６条第４項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を

定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

Ⅰ Ⅰ 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

Ⅰ Ⅱ 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

## ○児童福祉法（一部抜粋）

（昭和２２年１２月１２日）

（法律第１６４号）

第３３条の２０ 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

２ 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

（２）各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

３ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（１）前項第２号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

（２）前項第２号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

４ 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

５ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第３３条の２３の２第１項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

６ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

７ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第１０７条第１項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

８ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

９ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８９条の３第１項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

１０ 障害者基本法第３６条第４項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

１１ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第２項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第33条の2 1 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

## ○茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則

平成16年3月26日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第27号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第38号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会委員名簿

|   | 氏名                     | 所属団体等                | 選出区分      |
|---|------------------------|----------------------|-----------|
|   | にしおもて ちづこ<br>西 表 千鶴子   | 市民公募委員               | 市民        |
|   | なるしま まこと<br>成島 誠       | 市民公募委員               | 市民        |
|   | たかまる かいこ<br>高丸 やい子     | 茅ヶ崎市身体障害者福祉協会の代表者    | 福祉団体の代表者  |
| ○ | たきい まさこ<br>瀧井 正子(※1)   | 茅ヶ崎手をつなぐ育成会の代表者      | 福祉団体の代表者  |
| ○ | まるやま けいこ<br>丸山 恵子(※2)  |                      |           |
|   | こでら けいこ<br>小寺 恵子(※3)   | 茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会の代表者  | 福祉団体の代表者  |
|   | みねお あけみ<br>峯尾 明美(※4)   |                      |           |
|   | みなと りか<br>湊 里香         | 茅ヶ崎市聴覚障害者協会の代表者      | 福祉団体の代表者  |
|   | さくま はるお<br>作間 晴夫       | 茅ヶ崎市地域作業所連絡会の代表者     | 福祉団体の代表者  |
|   | うえすぎ けいこ<br>上杉 桂子      | 茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会の代表者 | 福祉団体の代表者  |
|   | やまだ つねひさ<br>山田 恒久(※5)  | 茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の代表者  | 福祉団体の代表者  |
|   | かんの きょうこ<br>菅野 京子(※6)  |                      |           |
|   | ひろた みつこ<br>廣田 みつ子(※7)  | 茅ヶ崎ボランティア連絡会の代表者     | 福祉団体の代表者  |
|   | ひらおか みちこ<br>平岡 美智子(※8) |                      |           |
|   | すずき えいち<br>鈴木 栄一       | 茅ヶ崎市障害者施設連絡会の代表者     | 福祉団体の代表者  |
|   | しばた かついち<br>柴田 勝一      | 茅ヶ崎市自立支援協議会の代表者      | 福祉団体の代表者  |
| ◎ | まつい のぶお<br>松為 信雄       | 神奈川県立保健福祉大学          | 学識経験者     |
|   | ほっかい ゆうや<br>北海 裕也(※9)  | 神奈川県中央児童相談所の職員       | 関係行政機関の職員 |

|  |                          |                         |               |
|--|--------------------------|-------------------------|---------------|
|  | はせがわ さとこ<br>長谷川 聡子 (※10) |                         |               |
|  | はぎや あきこ<br>萩谷 晃子 (※11)   | 神奈川県立茅ヶ崎支援学校の<br>職員     | 関係行政機関の職<br>員 |
|  | きくち まゆみ<br>菊地 真由美 (※12)  |                         |               |
|  | ほそや まこと<br>細谷 誠 (※13)    | 茅ヶ崎市社会福祉協議会の職<br>員      | 関係行政機関の職<br>員 |
|  | よこやま やすひろ<br>横山 康洋 (※14) |                         |               |
|  | せがわ なおと<br>瀬川 直人         | ちがさき基幹相談支援センタ<br>ーナルの職員 | 関係行政機関の職<br>員 |
|  | わたなべ つかさ<br>渡部 司         | 湘南地域就労援助センターの<br>職員     | 関係行政機関の職<br>員 |
|  | たなか ゆきこ<br>田中 有希子        | 障害者生活支援センターの職<br>員      | 関係行政機関の職<br>員 |
|  | やすだ こ<br>安田 のり子          | 生活相談室とれいんの職員            | 関係行政機関の職<br>員 |

任期は、令和6年7月31日から令和9年7月30日まで。

(※1) 令和8年3月31日まで

(※2) 令和8年4月1日から

(※3) 令和8年3月31日まで

(※4) 令和8年4月1日から

(※5) 令和7年12月22日まで

(※6) 令和7年12月23日から

(※7) 令和8年3月31日まで

(※8) 令和8年4月1日から

(※9) 令和8年3月31日まで

(※10) 令和8年4月1日から

(※11) 令和8年3月31日まで

(※12) 令和8年4月1日から

(※13) 令和7年3月31日まで

(※14) 令和7年4月1日から

◎は委員長、○は副委員長を表している。なお、順番は選出区分の順としている。敬称略。

○茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会の審議等の経過

【令和6年度】

| 回   | 開催日       | 内容                                                               |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和7年3月27日 | 茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画に係る取組スケジュールについて<br>障がい者保健福祉計画に掲げた取り組むべき施策の取組状況について |

【令和7年度】

| 回   | 開催日       | 内容                                                                                                                             |
|-----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和7年7月16日 | 第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画策定に向けた調査について<br>障がい児者向けアンケートについて<br>障がい児者向けヒアリングについて<br>市民向けアンケートについて<br>事業者向けアンケートについて<br>自立支援協議会向けヒアリングについて |
| 第2回 | 令和8年3月16日 | 各種調査から抽出した第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画における施策の方向性ごとの現状について                                                                                 |

【令和8年度】

| 回   | 開催日       | 内容                        |
|-----|-----------|---------------------------|
| 第1回 | 令和8年6月12日 | 第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画骨子案について  |
| 第2回 | 令和8年8月12日 | 第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）について |
| 第3回 |           |                           |
| 第4回 |           |                           |

## ○茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議要綱

### (設置)

第1条 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画（以下「障害者計画」という。）を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策体系の整理及び整合を図るため、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 調整会議は、「障害者計画」の策定、変更にかかわる諸施策の総合的調整をはかる。

### (組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、福祉部長をもって充て、副会長は、障がい福祉課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は、調整会議の会務を総理し、調整会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

### (意見の聴取等)

第6条 調整会議は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 調整会議の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年9月5日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経営総務部職員課長 企画政策部広報シティプロモーション課長 暮らし安心部防災対策課長  
経済部産業観光課長 文化スポーツ部スポーツ推進課長 福祉部地域福祉課長 福祉部高齢福祉  
課長 こども育成部こども育成相談課長 こども育成部保育課長 都市部都市政策課長 建設部  
公園緑地課長 建設部建築課長 保健所保健予防課長 教育委員会教育総務部学校教育指導課長

## ○茅ヶ崎市自立支援協議会要綱

### （設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児の地域生活を支援するため、茅ヶ崎市及び関係機関（以下「関係機関等」という。）が、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、茅ヶ崎市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （組織）

第2条 協議会に代表者会議、運営会議、専門部会を置く。

2 各組織の会長または庶務を担当する者は、次の各号に掲げる者のうちから協議に際して必要な者を委員として招集することができる。

- (1) 相談支援事業関係者
- (2) 権利擁護関係者
- (3) 障害福祉サービス事業所関係者
- (4) 障害児通所支援事業所関係者
- (5) 保健及び医療関係者
- (6) 教育及び保育関係者
- (7) 発達及び療育関係者
- (8) 雇用及び就労機関関係者
- (9) 民生委員・児童委員
- (10) 障害者団体関係者
- (11) 障害者等及びその家族
- (12) 学識経験を有する者
- (13) 関係行政機関の職員
- (14) 前各号に掲げるもののほか、各組織で必要と認めるもの

3 各組織の会長または庶務を担当する者は、協議に際して必要があると認めるときは前項各号に掲げる者のうちから、新たに委員として招集することができる。

### （代表者会議）

第3条 代表者会議は、運営会議や専門部会等からの議題や報告等について、様々な見地から助言を行い、自立支援協議会全体の意見としてまとめる際の承認を行うものとする。

### （代表者会議委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 追加の委員の任期は、当期委員の任期満了期間までとする。
- 4 委員は、再任することができる。

(代表者会議の委員)

第5条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出されるものとする。
- 3 会長は、協議会及び代表者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

(代表者会議の開催)

第6条 代表者会議は、会長が招集し、進行を担う。

(専門部会)

第7条 専門部会は、第1条に基づく協議事項についてテーマを設定し、課題解決に必要な検討、協議、活動等を行うものとする。

- 2 前項の規定により設定したテーマの検討、協議、活動等に必要な期間は、委員の任期にかかわらず、専門部会ごとに設定する。

(専門部会委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 追加の委員の任期は、当期委員の任期満了期間までとする。
- 3 委員は、再任することができる。

(専門部会の委員)

第9条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出されるものとする。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

(専門部会の開催)

第10条 専門部会は、部会長が招集し、進行を担う。

(専門部会の庶務)

第11条 専門部会の庶務は、茅ヶ崎市が委託する相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）または障がい福祉主管課が担当する。

(ワーキンググループ)

第12条 特定の課題ごとに意見交換の場を設け、必要に応じて調査を実施し、情報共有を重ねるために、部会によりワーキンググループを設置することができる。

(ワーキンググループの構成)

第13条 ワーキンググループは、特定の課題について情報共有を行うために必要な関係機関等の実務担当者で構成する。

- 2 ワーキンググループの開催期間は、専門部会により決定する。

(運営会議)

第14条 運営会議は、第1条に基づく協議事項について、地域課題を集約し、課題解決に向けた各部会のテーマ設定や方向性、内容、必要な構成員などを確認、意見交換することを目的とする。また、協議会全体の方向性を示すものとする。

(運営会議の委員)

第15条 運営会議に会長を置く。

2 会長は、代表者会議の会長とし、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、運営会議の中で協議し、決定されたものがその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

(運営会議の開催)

第16条 運営会議は、会長が招集し、進行を担う。

(プロジェクト)

第17条 時代情勢や法律改正等に基づき、突発的な課題等に対応する必要性が生じた場合など、専門部会とは別にプロジェクトを開催することができる。

2 プロジェクトは、運営会議により決定する。

(プロジェクトの構成)

第18条 突発的な課題等に対応するために必要な構成は、運営会議で協議のうえ決定する。

2 プロジェクトの開催期間は、運営会議により決定する。

(守秘義務)

第19条 協議会の構成員は、知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、茅ヶ崎市の障がい福祉主管課が担当する。ただし、社会福祉法人等に委託して実施することができるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表者会議による承認のうえ決定する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 2 本市の障がい者を取り巻く状況

### (1) 障がい者の現状

#### ア 身体障がい者及び自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数

##### (ア) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数をみると、令和3年度より多少の増減をしているものの横ばいで推移しています。一方、総人口は令和3年度から令和6年度まで増加傾向で推移しており、令和7年度で減少に転じるも令和8年度で再び増加しています。対総人口比（総人口に占める身体障害者手帳所持者数の割合）は、令和5年度以降は2.3%代を推移しています。

図表22 身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）

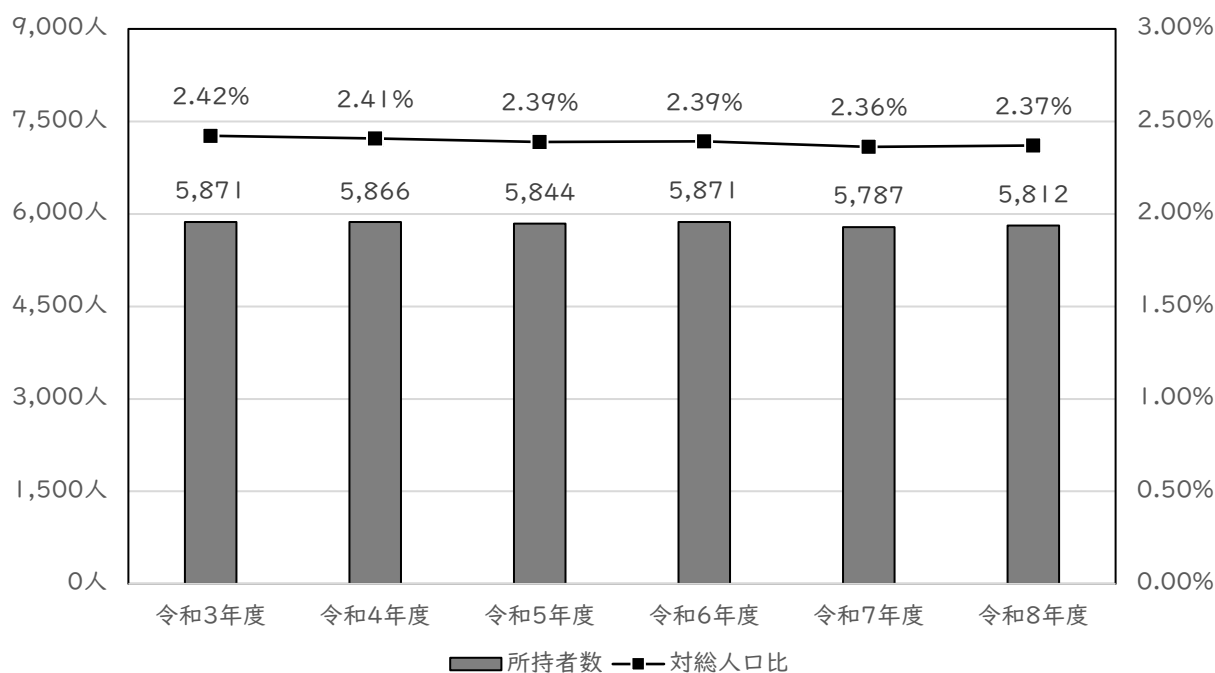
|        | 令和3年度               | 令和4年度               | 令和5年度               | 令和6年度               | 令和7年度               | 令和8年度               |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 手帳所持者数 | 5,871人<br>(100.0)   | 5,866人<br>(99.9)    | 5,844人<br>(99.5)    | 5,876人<br>(100.1)   | 5,787人<br>(98.6)    | 5,812人<br>(99.0)    |
| 総人口    | 242,371人<br>(100.0) | 243,670人<br>(100.5) | 244,610人<br>(100.9) | 245,437人<br>(101.3) | 244,975人<br>(101.1) | 245,260人<br>(101.2) |
| 対総人口比  | 2.42%               | 2.41%               | 2.39%               | 2.39%               | 2.36%               | 2.37%               |

注1) ( ) 内の数値は、令和3年度の数値を100とした場合の各年度の指数を表しています。

注2) 総人口：令和2年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

図表23 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



出所：茅ヶ崎市

## (イ) 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳

身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、令和 8 年 4 月 1 日現在では 18 歳未満が全体の 2.3%（「6 歳未満：0.3%」と「6 歳以上 18 歳未満：2.0%」の合計）、18 歳～64 歳は全体の 28.1%（「18 歳以上 40 歳未満：4.7%」と「40 歳以上 65 歳未満：23.4%」の合計）を占めています。

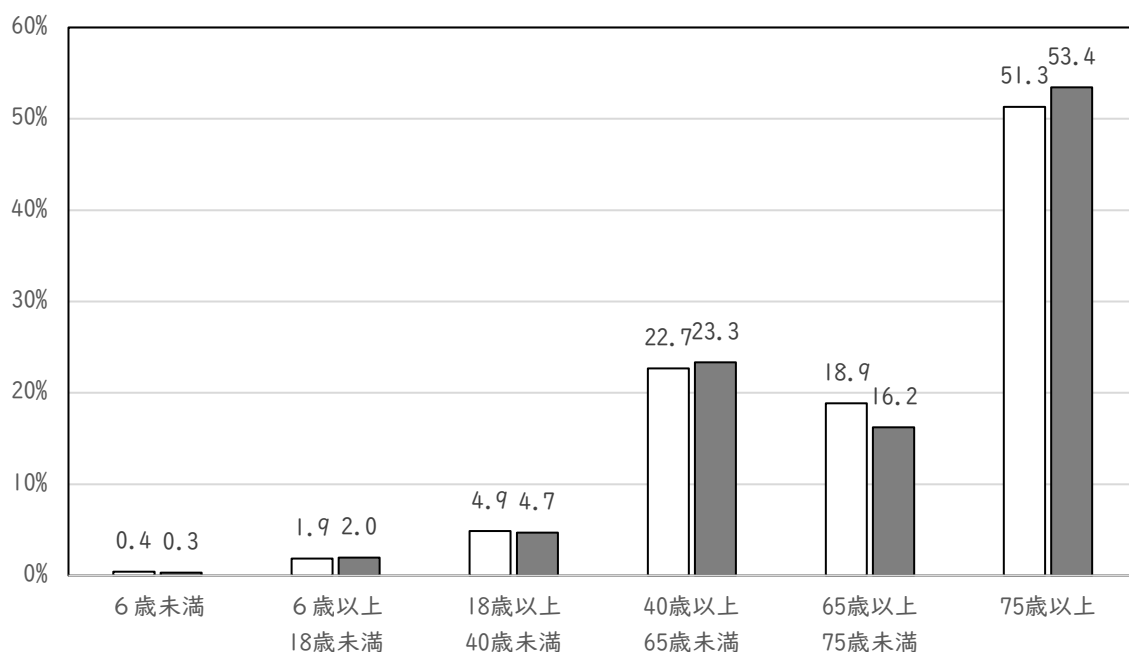
一方、65 歳以上が全体の 69.6%（「65 歳以上 75 歳未満：16.2%」と「75 歳以上：53.4%」の合計）となり、高齢者が多くを占めている状況は前計画策定時の令和 5 年度と同様です。

図表 24 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳（各年 4 月 1 日現在）

|               | 令和 5 年度 |        | 令和 8 年度 |        |
|---------------|---------|--------|---------|--------|
|               | 人数      | 構成比    | 人数      | 構成比    |
| 6 歳未満         | 24人     | 0.4%   | 18人     | 0.3%   |
| 6 歳以上 18 歳未満  | 109人    | 1.9%   | 114人    | 2.0%   |
| 18 歳以上 40 歳未満 | 284 人   | 4.9%   | 273 人   | 4.7%   |
| 40 歳以上 65 歳未満 | 1,326人  | 22.7%  | 1,357 人 | 23.4%  |
| 65 歳以上 75 歳未満 | 1,103人  | 18.9%  | 944人    | 16.2%  |
| 75 歳以上        | 2,998人  | 51.3%  | 3,106人  | 53.4%  |
| 手帳所持者数        | 5,844人  | 100.0% | 5,812人  | 100.0% |

出所：茅ヶ崎市

図表 25 身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移



出所：茅ヶ崎市

### (ウ) 身体障害者手帳所持者の障がい種類別内訳

身体障害者手帳所持者を障がい種類別にみると、令和3年度から障がい種類によって人数の増減は異なりますが、聴覚障がい者は103.5%増加しています。

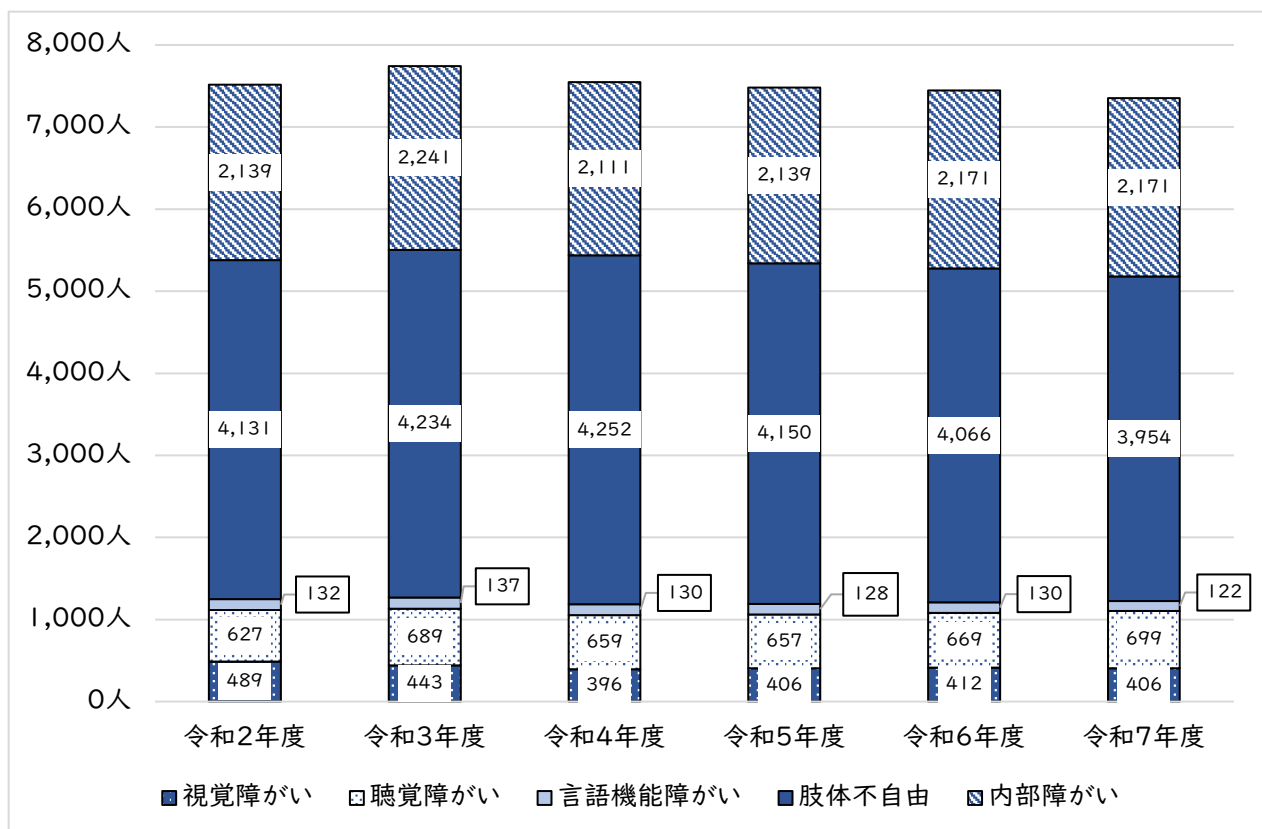
図表 26 身体障害者手帳所持者の障がい種類別内訳（各年4月1日現在）

|         | 令和<br>3年度         | 令和<br>4年度         | 令和<br>5年度        | 令和<br>6年度        | 令和<br>7年度        | 令和<br>8年度        |
|---------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 視覚障がい   | 443人<br>(100.0)   | 396人<br>(89.4)    | 406人<br>(91.6)   | 412人<br>(93.0)   | 406人<br>(91.6)   | 399人<br>(90.1)   |
| 聴覚障がい   | 689人<br>(100.0)   | 659人<br>(95.6)    | 657人<br>(95.4)   | 669人<br>(97.1)   | 699人<br>(97.1)   | 713人<br>(103.5)  |
| 言語機能障がい | 137人<br>(100.0)   | 130人<br>(94.9)    | 128人<br>(93.4)   | 130人<br>(94.9)   | 122人<br>(89.1)   | 124人<br>(90.5)   |
| 肢体不自由   | 4,234人<br>(100.0) | 4,252人<br>(100.4) | 4,150人<br>(98.0) | 4,066人<br>(96.0) | 3,954人<br>(93.4) | 3,967人<br>(93.7) |
| 内部障がい   | 2,241人<br>(100.0) | 2,111人<br>(94.2)  | 2,139人<br>(95.5) | 2,171人<br>(96.9) | 2,171人<br>(96.9) | 2,190人<br>(97.7) |

注) ( ) 内の数値は、令和3年度の数値を100とした場合の各年度の指数を表している。

出所：茅ヶ崎市

図表 27 身体障害者手帳所持者の障がい種類別の推移（各年4月1日現在）



出所：茅ヶ崎市

### (エ) 身体障害者手帳 所持者（各障がい種類）の障がい程度別内訳

身体障害者手帳 所持者に関して、各障がい種類（視覚障がい、肢体不自由等）を障がい程度別にみると、内部障がい（心臓・じん臓・その他）では１級が１,３９２人と最も多くなっています。また、肢体不自由では２級が１,１３３人と最も多くなっています。

図表 28 身体障害者手帳所持者（各障がい種類）の障がい程度別の内訳（令和８年４月１日現在）

|         | １級      | ２級      | ３級    | ４級    | ５級    | ６級    |
|---------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 視覚障がい   | 77 人    | 170 人   | 31 人  | 29 人  | 72 人  | 20 人  |
| 聴覚障がい   |         | 160 人   | 62 人  | 232 人 |       | 259 人 |
| 言語機能障がい |         |         | 76 人  | 48 人  |       |       |
| 肢体不自由   | 503 人   | 1,133 人 | 890 人 | 979 人 | 258 人 | 204 人 |
| 内部障がい   | 1,392 人 | 19 人    | 267 人 | 512 人 |       |       |
| 心臓      | 806 人   |         | 217 人 | 170 人 |       |       |
| じん臓     | 555 人   |         | 0 人   | 1 人   |       |       |
| その他     | 31 人    | 19 人    | 50 人  | 341 人 |       |       |

注１）斜線については、その障がい種類にはない等級となります。

出所：茅ヶ崎市

### (オ) 自立支援医療（更生医療、育成医療）受給者数の推移

自立支援医療 受給者のうち、更生医療受給者をみると、令和３年から８年にかけて増加しています。一方、育成医療受給者は令和４年に増加しましたが、それ以降は減少傾向にあります。

図表 29 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数（各年３月３１日現在）

|                | 令和３年                 | 令和４年                 | 令和５年                 | 令和６年                 | 令和７年                 | 令和８年                 |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 自立支援医療<br>受給者数 | 116 人<br>(100.0)     | 121 人<br>(104.3)     | 192 人<br>(165.5)     | 201 人<br>(173.3)     | 227 人<br>(195.7)     | 329 人<br>(283.6)     |
| 更生医療           | 104 人<br>(100.0)     | 104 人<br>(100)       | 176 人<br>(169.2)     | 196 人<br>(188.5)     | 221 人<br>(212.5)     | 327 人<br>(314.4)     |
| 育成医療           | 12 人<br>(100.0)      | 17 人<br>(141.7)      | 16 人<br>(133.3)      | 5 人<br>(41.7)        | 6 人<br>(50.0)        | 2 人<br>(16.2)        |
| 総人口            | 242,371 人<br>(100.0) | 243,670 人<br>(100.5) | 244,610 人<br>(100.9) | 245,437 人<br>(101.3) | 244,975 人<br>(101.1) | 245,260 人<br>(101.2) |
| 対総人口比          | 0.05%                | 0.05%                | 0.08%                | 0.08%                | 0.09%                | 0.13%                |

注１）（ ）内の数値は、令和３年の数値を１００とした場合の各年の指数を表している。

注２）総人口：令和２年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

## イ 知的障がい者

### (ア) 療育手帳 所持者数の推移

療育手帳 所持者数をみると、令和3年度以降、増加傾向にあります。また、対総人口比（総人口に占める療育手帳 所持者数の割合）についても、令和3年度から年々上昇しています。

この要因としては、障がいの早期発見や支援体制の充実等により、手帳を取得される方が増えていることが考えられます。

図表 30 療育手帳 所持者数（各年4月1日現在）

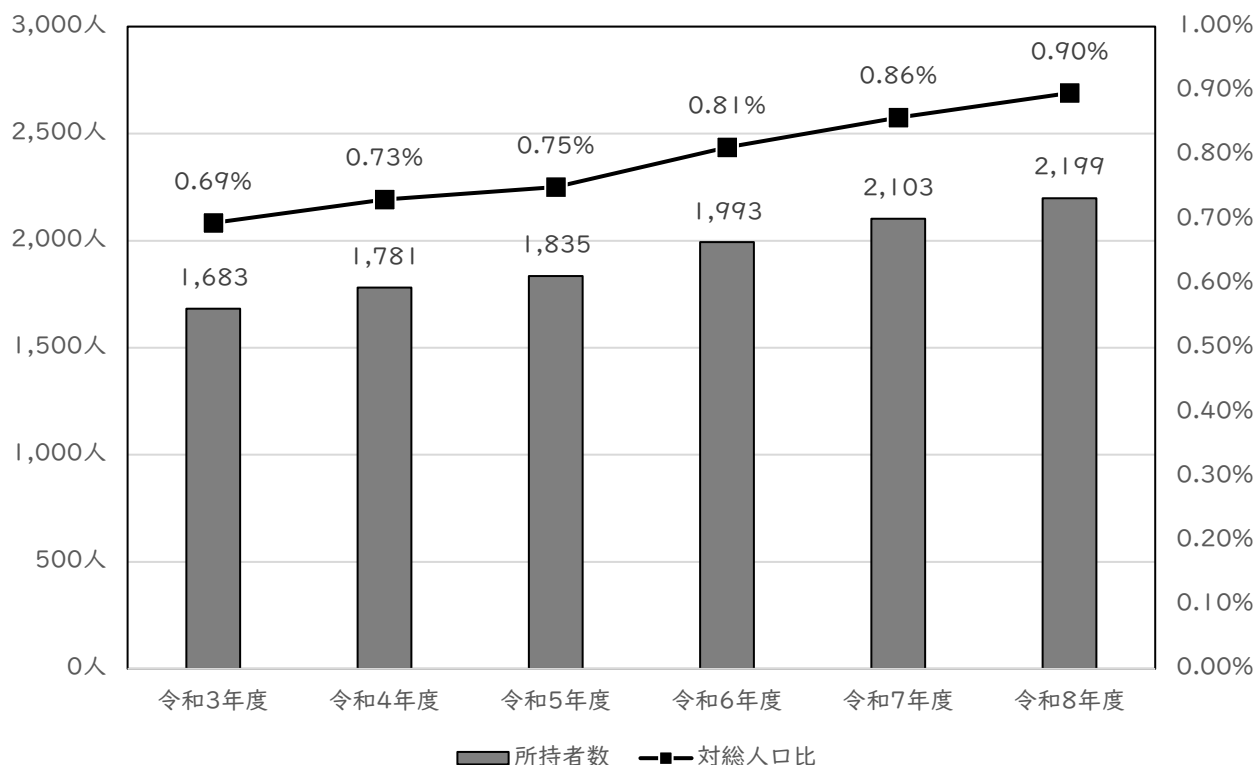
|        | 令和<br>3年度           | 令和<br>4年度           | 令和<br>5年度           | 令和<br>6年度           | 令和<br>7年度           | 令和<br>8年度           |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 手帳所持者数 | 1,683人<br>(100.0)   | 1,781人<br>(105.8)   | 1,835人<br>(109.0)   | 1,993人<br>(118.4)   | 2,103人<br>(125.0)   | 2,199人<br>(130.7)   |
| 総人口    | 242,371人<br>(100.0) | 243,670人<br>(100.5) | 244,610人<br>(100.9) | 245,437人<br>(101.3) | 244,975人<br>(101.1) | 245,260人<br>(101.2) |
| 対総人口比  | 0.69%               | 0.73%               | 0.75%               | 0.81%               | 0.86%               | 0.90%               |

注1) ( ) 内の数値は、令和3年度の数値を100とした場合の各年度の指数を表している。

注2) 総人口：令和2年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

図表 31 療育手帳 所持者数の推移（各年4月1日現在）



出所：茅ヶ崎市

## (イ) 療育手帳所持者の年齢別内訳

療育手帳所持者を年齢別にみると、令和8年4月1日現在では18歳未満が全体の30.0%（「6歳未満：2.4%」と「6歳以上18歳未満：27.6%」の合計）となっています。また、18歳～64歳は全体の66.1%（「18歳以上40歳未満：45.2%」と「40歳以上65歳未満：20.9%」の合計）、65歳以上は全体の4.0%（「65歳以上75歳未満：2.2%」と「75歳以上：1.8%」の合計）となっています。

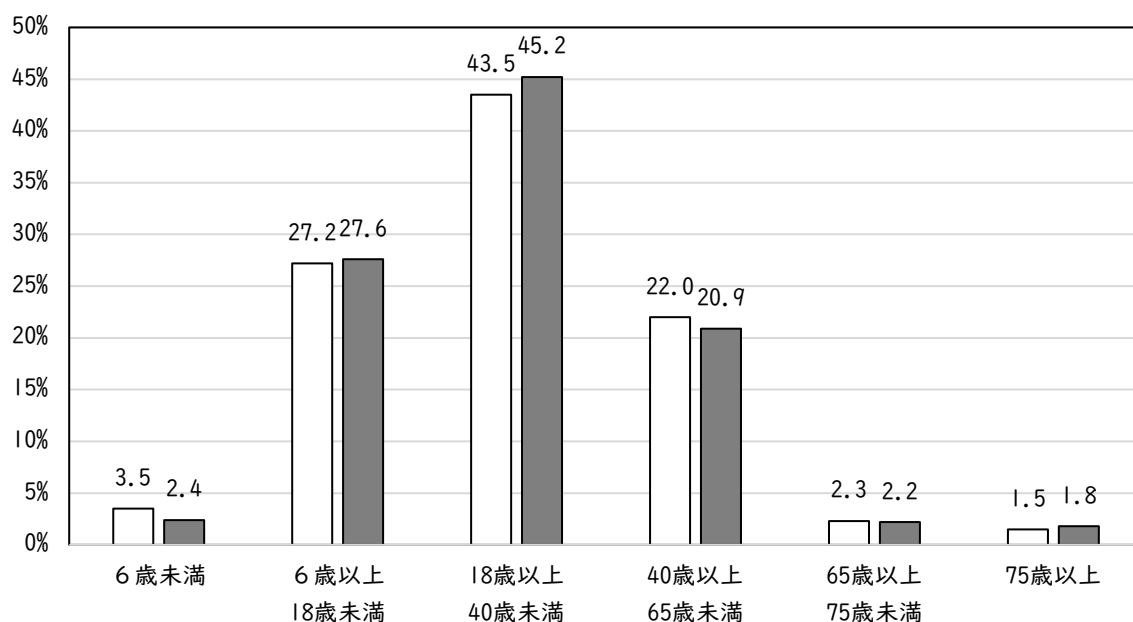
前計画策定時の令和5年度の割合と比較すると、18歳未満が0.7%減少、18歳～64歳が1.1%増加しており、若年層の所持者の減少、成人後の所持者の割合が増加しています。

図表 32 療育手帳所持者の年齢別内訳（各年4月1日現在）

|            | 令和5年度  |        | 令和8年度  |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|
|            | 人数     | 構成比    | 人数     | 構成比    |
| 6歳未満       | 65人    | 3.5%   | 51人    | 2.4%   |
| 6歳以上18歳未満  | 499人   | 27.2%  | 588人   | 27.6%  |
| 18歳以上40歳未満 | 799人   | 43.5%  | 964人   | 45.2%  |
| 40歳以上65歳未満 | 403人   | 22.0%  | 446人   | 20.9%  |
| 65歳以上75歳未満 | 42人    | 2.3%   | 46人    | 2.2%   |
| 75歳以上      | 27人    | 1.5%   | 38人    | 1.8%   |
| 手帳所持者数     | 1,835人 | 100.0% | 2,133人 | 100.0% |

出所：茅ヶ崎市

図表 33 療育手帳所持者の年齢別構成比の推移



出所：茅ヶ崎市

### (ウ) 療育手帳所持者の障がい程度別内訳

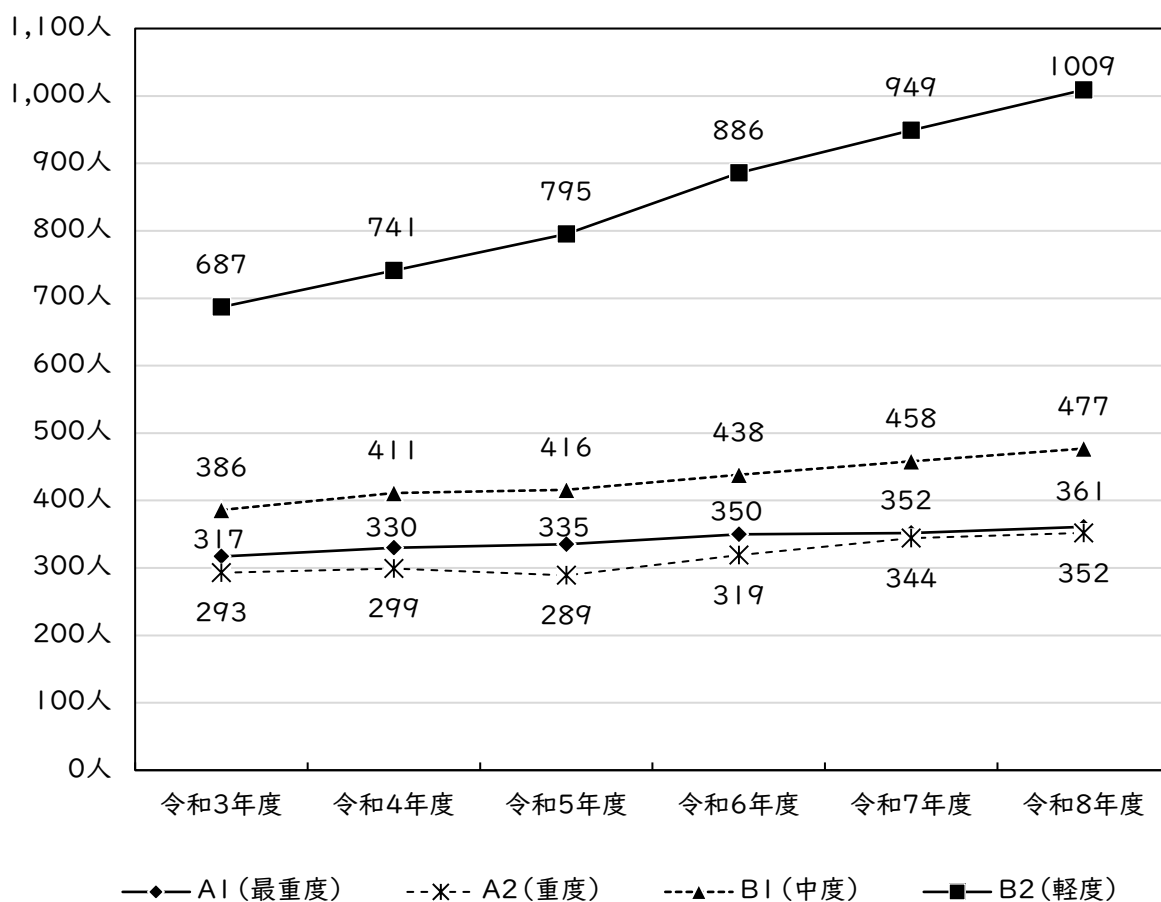
療育手帳所持者を障がい程度別にみると、年によって障がい程度によってはほとんど増減がない時があるものの、すべての障がい程度で令和３年度に比べて増加しています。とりわけ、B2（軽度）については、令和８年度が1009人と、令和３年度に比べて大きく増加しています。

図表 34 療育手帳所持者の障がい程度別内訳（各年４月１日現在）

|              | 令和<br>３年度          | 令和<br>４年度          | 令和<br>５年度          | 令和<br>６年度          | 令和<br>７年度          | 令和<br>８年度          |
|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| A 1<br>(最重度) | 317 人<br>(100.0)   | 330 人<br>(104.1)   | 335 人<br>(105.7)   | 350 人<br>(110.4)   | 352 人<br>(111.0)   | 361 人<br>(113.9)   |
| A 2<br>(重度)  | 293 人<br>(100.0)   | 299 人<br>(102.0)   | 289 人<br>(98.6)    | 319 人<br>(108.9)   | 344 人<br>(117.4)   | 352 人<br>(120.1)   |
| B 1<br>(中度)  | 386 人<br>(100.0)   | 411 人<br>(106.5)   | 416 人<br>(107.8)   | 438 人<br>(113.5)   | 458 人<br>(118.7)   | 477 人<br>(123.6)   |
| B 2<br>(軽度)  | 687 人<br>(100.0)   | 741 人<br>(107.9)   | 795 人<br>(115.7)   | 886 人<br>(129.0)   | 949 人<br>(138.1)   | 1,009 人<br>(146.9) |
| 手帳所持者数       | 1,683 人<br>(100.0) | 1,781 人<br>(105.8) | 1,835 人<br>(109.0) | 1,993 人<br>(118.4) | 2,103 人<br>(105.8) | 2,199 人<br>(130.7) |

出所：茅ヶ崎市

図表 35 療育手帳 所持者の障がい程度別の推移（各年４月１日現在）



出所：茅ヶ崎市

## ウ 精神障がい者及び自立支援医療（精神通院）受給者数

### （ア）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数と対総人口比をみると、令和3年度～令和7年度まで増加傾向にあり、令和8年度は減少しています。R3年度から見ると手帳所持者数は28.5%増加しており、要因としては社会情勢等により精神的な疾病を患う方が増加していることにより、手帳を取得する方が増えていることが考えられます。

図表 36 精神障害者保健福祉手帳 所持者数（各年4月1日現在）

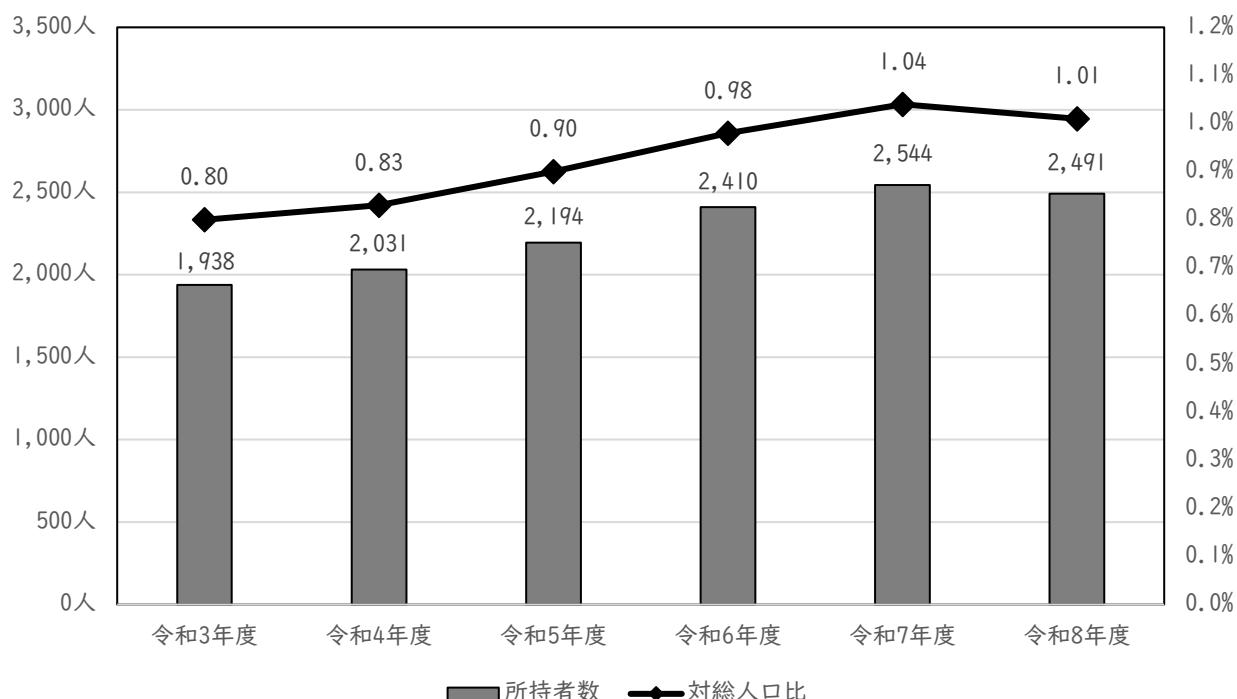
|        | 令和<br>3年度           | 令和<br>4年度           | 令和<br>5年度           | 令和<br>6年度           | 令和<br>7年度           | 令和<br>8年度           |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 手帳所持者数 | 1,938人<br>(100.0)   | 2,031人<br>(104.8)   | 2,194人<br>(113.2)   | 2,410人<br>(124.4)   | 2,544人<br>(131.3)   | 2,491人<br>(128.5)   |
| 総人口    | 242,371人<br>(100.0) | 243,670人<br>(100.5) | 244,610人<br>(100.9) | 245,437人<br>(101.3) | 244,975人<br>(101.1) | 245,260人<br>(101.2) |
| 対総人口比  | 0.80%               | 0.83%               | 0.9%                | 0.98%               | 1.04%               | 1.01%               |

注1) ( ) 内の数値は、令和3年度の数値を100とした場合の各年度の指数を表しています。

注2) 総人口：令和2年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

図表 37 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



出所：茅ヶ崎市

(イ) 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい程度別内訳

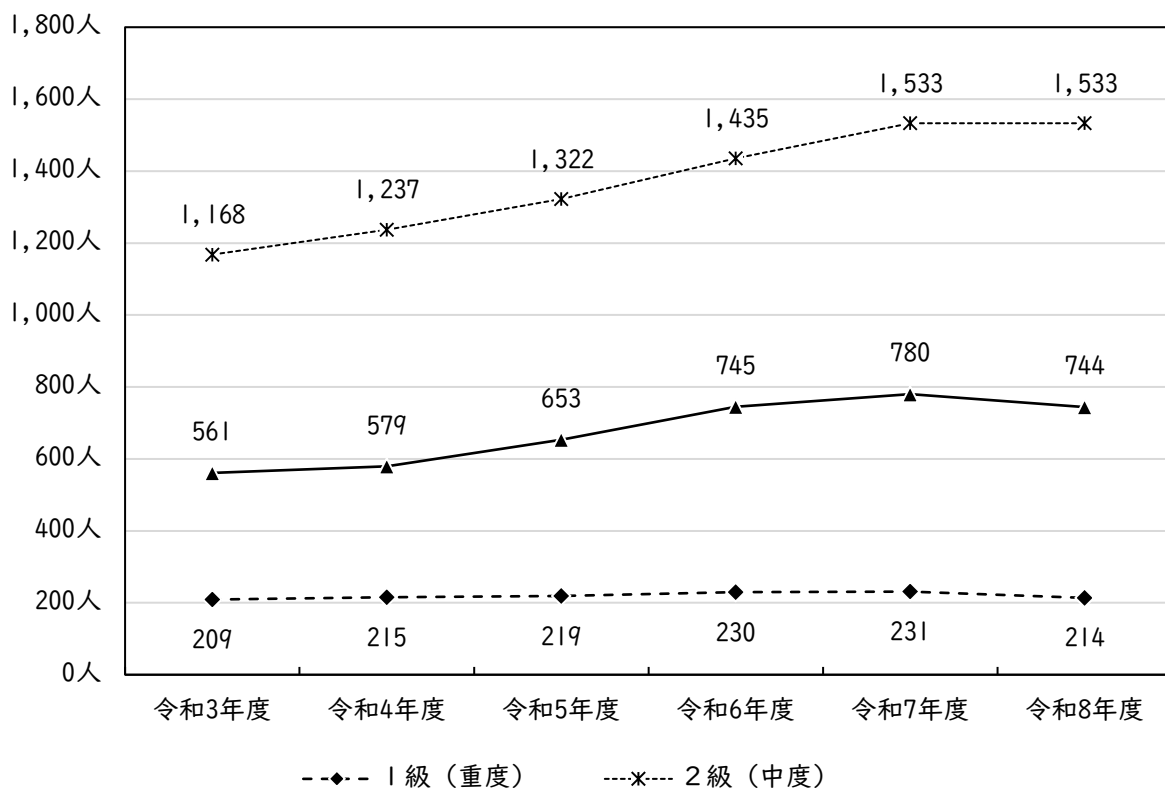
令和 8 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい程度別にみると、1 級（重度）は大きな変化はないものの、2 級（中度）や 3 級（軽度）が R3 年度からみると大きく増加傾向にあります。

図表 38 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい程度別内訳（各年 4 月 1 日現在）

|         | 令和<br>3 年度 | 令和<br>4 年度 | 令和<br>5 年度 | 令和<br>6 年度 | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 1 級(重度) | 209 人      | 215 人      | 219 人      | 230 人      | 231 人      | 214 人      |
|         | (100)      | (102.9)    | (104.8)    | (110.0)    | (110.5)    | (102.4)    |
| 2 級(中度) | 1,168 人    | 1,237 人    | 1,322 人    | 1,435 人    | 1,533 人    | 1,533 人    |
|         | (100)      | (105.9)    | (113.2)    | (122.9)    | (131.3)    | (131.3)    |
| 3 級(軽度) | 561 人      | 579 人      | 653 人      | 745 人      | 780 人      | 744 人      |
|         | (100)      | (103.2)    | (116.4)    | (132.8)    | (139.0)    | (132.6)    |
| 手帳所持者数  | 1,938 人    | 2,031 人    | 2,194 人    | 2,410 人    | 2,544 人    | 2,491 人    |
|         | (100)      | (104.8)    | (113.2)    | (124.4)    | (131.3)    | (128.5)    |

出所：茅ヶ崎市

図表 39 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい程度の推移（各年 4 月 1 日現在）



出所：茅ヶ崎市

# (ウ) 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳

精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢別にみると、令和 8 年 4 月 1 日現在では、18 歳～64 歳が全体の 86.1%（「18 歳以上 40 歳未満：30.2%」と「40 歳以上 65 歳未満：55.9%」の合計）、65 歳以上は全体の 12.5%（「65 歳以上 74 歳未満：8.1%」と「75 歳以上：4.4%」の合計）となっています。

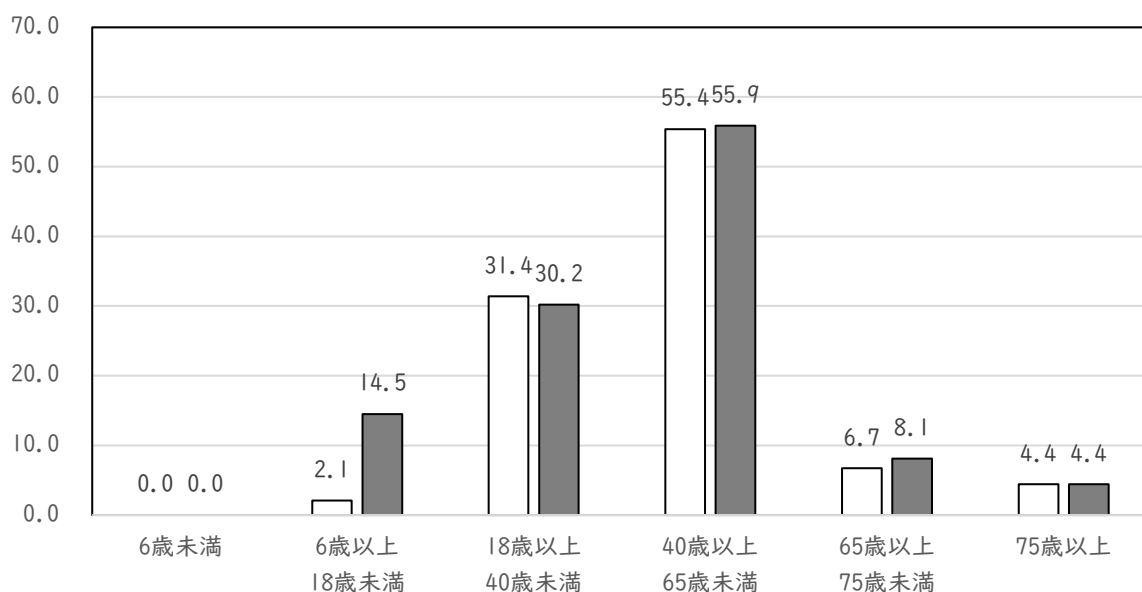
前計画策定時の令和 5 年度の割合と比較すると、18 歳以上のすべての項目で人数が増加していることが分かります。

図表 40 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳（各年 4 月 1 日現在）

|               | 令和 5 年度 |        | 令和 8 年度 |        |
|---------------|---------|--------|---------|--------|
|               | 人数      | 構成比    | 人数      | 構成比    |
| 6 歳未満         | 0 人     | 0.0%   | 0 人     | 0.0%   |
| 6 歳以上 18 歳未満  | 45 人    | 2.1%   | 38 人    | 1.5%   |
| 18 歳以上 40 歳未満 | 689 人   | 31.4%  | 789 人   | 30.2%  |
| 40 歳以上 65 歳未満 | 1,216 人 | 55.4%  | 1460 人  | 55.9%  |
| 65 歳以上 75 歳未満 | 148 人   | 6.7%   | 212 人   | 8.1%   |
| 75 歳以上        | 96 人    | 4.4%   | 114 人   | 4.4%   |
| 手帳所持者数        | 2,194 人 | 100.0% | 2,613 人 | 100.0% |

出所：茅ヶ崎市

図表 41 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成比の推移



出所：茅ヶ崎市

## (エ) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

精神疾患で通院する方に支給している自立支援医療（精神通院）の受給者数および対総人口比（総人口に占める自立支援医療（精神通院）受給者数の割合）をみると、令和４年度に減少したものの、令和５年以降は年々上昇傾向にあります。

なお、令和３年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、令和２年度から更新手続きにて特例が設けられた影響等により、大きく増加しましたが、令和４年度には特例期間が終了していたものの外出を控える方もいたため、減少したと考えられます。

図表 42 自立支援医療（精神通院）受給者数（各年４月１日現在）

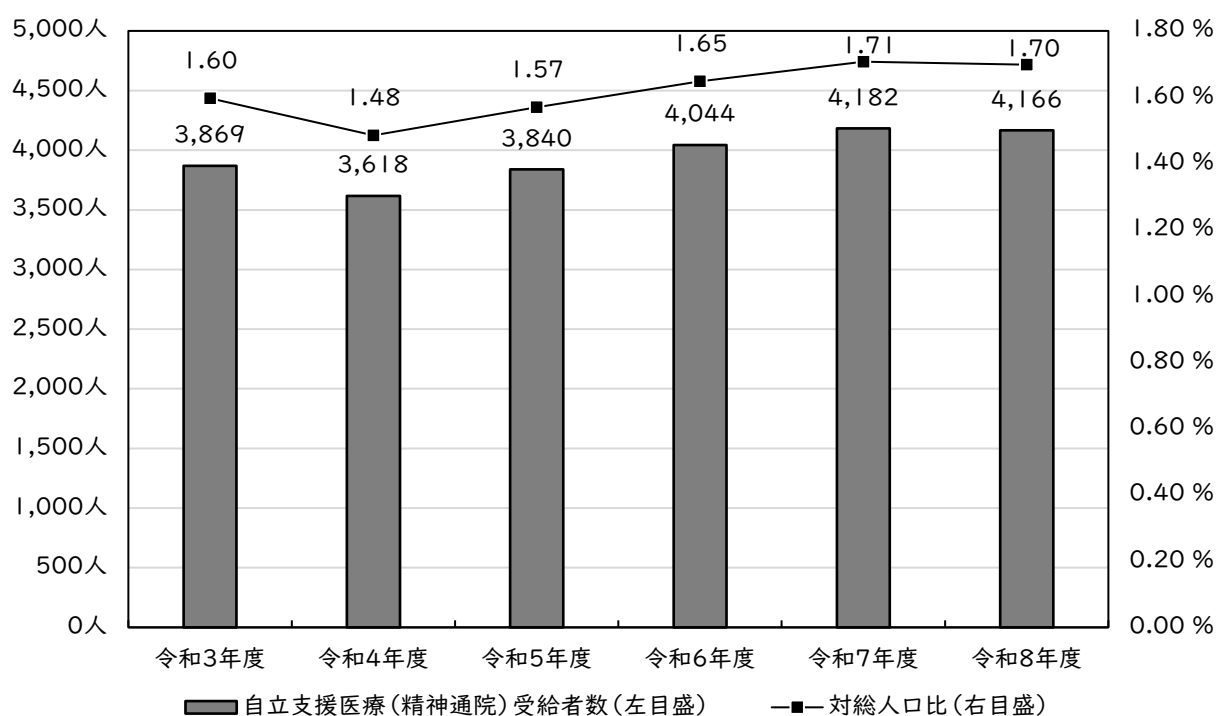
|       | 令和<br>３年度            | 令和<br>４年度            | 令和<br>５年度            | 令和<br>６年度            | 令和<br>７年度            | 令和<br>８年度            |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 受給者数  | 3,869 人<br>(100.0)   | 3,618 人<br>(93.5)    | 3,840 人<br>(99.3)    | 4,044 人<br>(104.5)   | 4,182 人<br>(108.1)   | 4,166 人<br>(107.7)   |
| 総人口   | 242,371 人<br>(100.0) | 243,670 人<br>(101.5) | 244,610 人<br>(101.6) | 245,437 人<br>(101.4) | 244,975 人<br>(101.5) | 245,260 人<br>(101.6) |
| 対総人口比 | 1.60%                | 1.48%                | 1.57%                | 1.65%                | 1.71%                | 1.70%                |

注１）（ ）内の数値は、平成３０年度の数値を１００とした場合の各年度の数値を表している。

注２）総人口：令和２年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

図表 43 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年４月１日現在）



出所：茅ヶ崎市

## エ その他の障がい

### (ア) 難病患者数

難病患者数については、令和３年度以降は増加傾向にあり、令和８年は２,１７６人と令和３年に比べて１５.９％増加しています。

図表 44 難病 患者数（各年３月３１日現在）

|                  | 令和<br>３年             | 令和<br>４年             | 令和<br>５年             | 令和<br>６年             | 令和<br>７年             | 令和<br>８年             |
|------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 難病 患者数計          | １,８７７ 人<br>(100.0)   | １,８８８ 人<br>(100.6)   | １,９５８ 人<br>(104.3)   | ２,０６２ 人<br>(109.9)   | ２,１１９ 人<br>(112.9)   | ２,１７６ 人<br>(115.9)   |
| 特定疾患医療<br>給付     | １,６５４ 人<br>(100.0)   | １,６６５ 人<br>(100.7)   | １,７３３ 人<br>(104.8)   | １,８４３ 人<br>(111.4)   | １,９１２ 人<br>(115.6)   | １,９８６ 人<br>(120.1)   |
| 小児慢性特定<br>疾病医療給付 | ２２３ 人<br>(100.0)     | ２２３ 人<br>(100.0)     | ２２５ 人<br>(100.9)     | ２１９ 人<br>(98.2)      | ２０７ 人<br>(92.8)      | １９０ 人<br>(85.2)      |
| 総人口              | ２４２,３７１ 人<br>(100.0) | ２４３,６７０ 人<br>(100.5) | ２４４,６１０ 人<br>(100.9) | ２４５,４３７ 人<br>(101.3) | ２４４,９７５ 人<br>(101.1) | ２４５,２６０ 人<br>(101.2) |
| 対総人口比            | ０.７７％                | ０.７７％                | ０.８０％                | ０.８４％                | ０.８６％                | ０.８９％                |

注１）（ ）内の数値は、令和３年の数値を１００とした場合の各年の指数を表している。

注２）総人口：令和２年国勢調査確定値からの推計。

出所：神奈川県、茅ヶ崎市

### (イ) 発達障がい児・者数、高次脳機能障がい者数

発達障がいに含まれる障がいは、アスペルガー症候群を含む自閉スペクトラム症（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等多岐に渡っています。一方、高次脳機能障がいは、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障がい等を指すものと定義されています。

なお、現在、発達障がい児・者及び高次脳機能障がい者に関する公式な統計が本市にないため、本市の人数を把握することができません。（ただし、その中には療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得している方もいます。）

文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（令和４年）」によると、小中学生の８.８％に発達障がいの可能性があるとの結果が出ています。

（小学生１０.４％、中学生５.６％、高校生２.２％）

厚生労働省が実施した「令和４年 生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」によると、全国約５,３６３国勢調査調査区に居住する在宅の障害児・者等の１４,０７９人のうち９０９人（全体の６.５％）が医師から発達障害と診断された人数で、２２７人（全体の１.６％）が高次脳機能障がいと診断された人数との結果が出ています。

## オ 障害支援区分

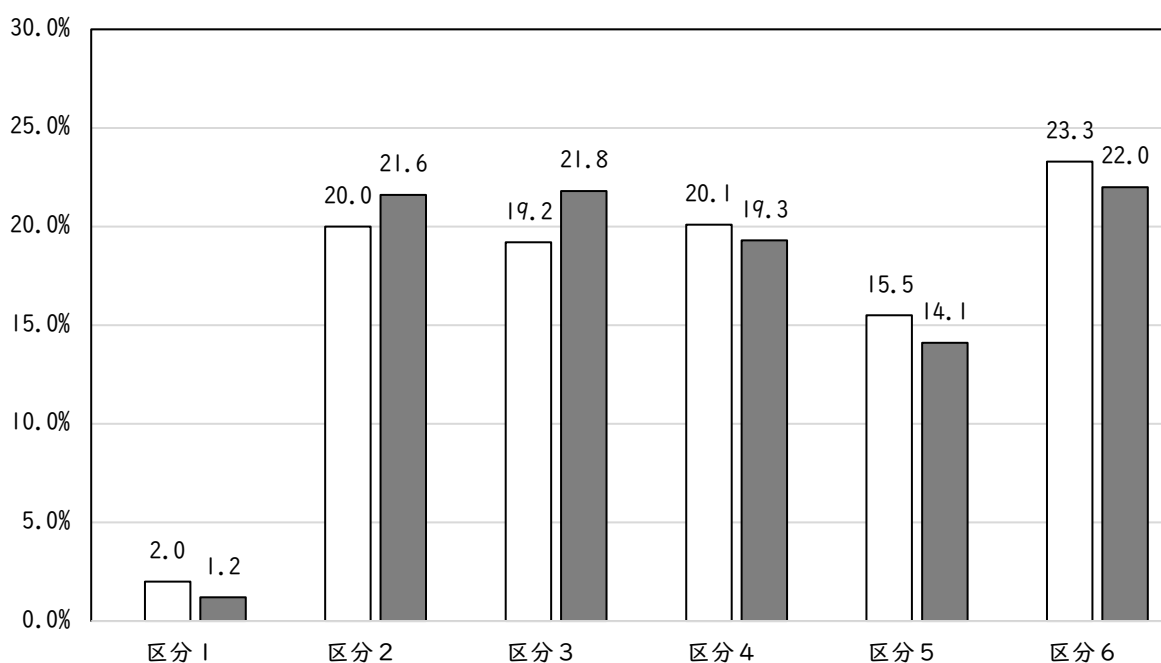
障害支援区分の認定を受けた人を区分別にみると、区分6が22.0%と最も多く、以下、区分3（21.8%）、区分4（19.3%）の順となっています。

図表 45 障害支援区分（令和8年4月1日現在）

|        | 令和5年度 |        | 令和8年度 |        |
|--------|-------|--------|-------|--------|
|        | 人数    | 構成比    | 人数    | 構成比    |
| 区分1    | 22人   | 2.0%   | 15人   | 1.2%   |
| 区分2    | 221人  | 20.0%  | 262人  | 22.0%  |
| 区分3    | 212人  | 19.2%  | 265人  | 21.8%  |
| 区分4    | 222人  | 20.1%  | 234人  | 19.3%  |
| 区分5    | 171人  | 15.5%  | 171人  | 14.1%  |
| 区分6    | 258人  | 23.3%  | 267人  | 22.0%  |
| 手帳所持者数 | 1106人 | 100.0% | 1214人 | 100.0% |

出所：茅ヶ崎市

図表 46 障害支援区分（令和5年4月1日現在）の構成比



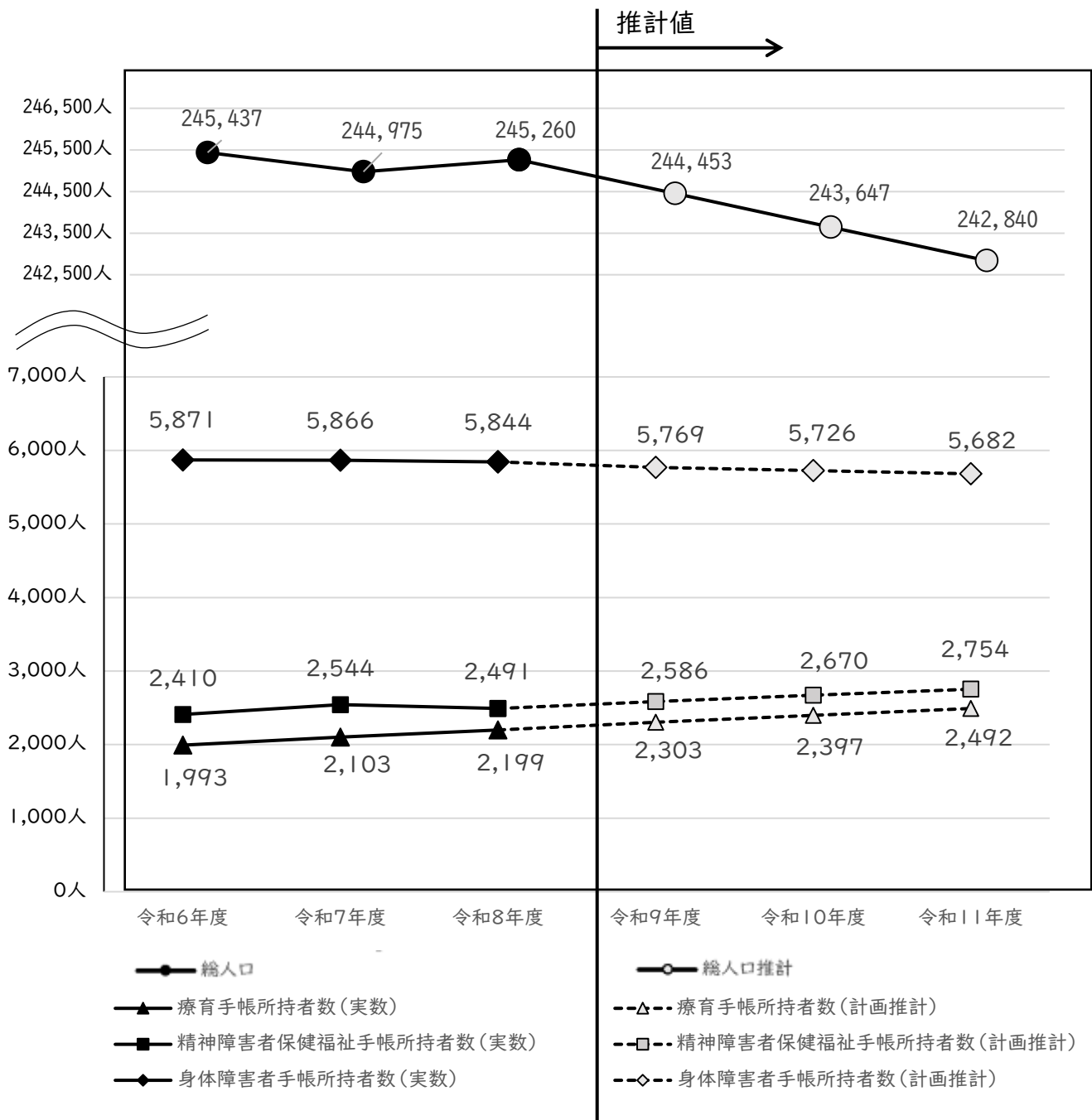
出所：茅ヶ崎市

## カ 各障がいの障がい者手帳所持者数の将来推計

障がい者手帳所持者数の将来推計にあたっては、まず、各障がい者手帳所持者数の動向や各障がいの対総人口比を踏まえた上で、令和11年度までの各障がいの対総人口比を推計しました。その後、それらを各年度の将来人口に乗じて、令和9年度から令和11年度までの各障がい者手帳所持者数を推計しました。

推計の結果、令和11年度の身体障害者手帳所持者数は5,682人となり、令和8年度と比べて減少となる見通しとなっています。一方で、令和11年の療育手帳所持者数は2,492人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は2,754人と令和8年度に比べると増加することが見込まれます。

図表 47 令和8年度までの各障がいの障がい者手帳所持者数（推計値）



- 注1) 各障がいの障がい者手帳所持者数については、過去6年間の増減数を考慮した上で、各障がいの令和9~11年度までの各年度の障がい者手帳所持者数を算出した。なお、障がい者手帳を取得していない障がい者数も一定数存在することから、実際の各障がいの障がい者数は推計値よりも多いと推測される。
- 注2) 難病や発達障がい、高次脳機能障がいの人数については、データを把握することが困難であること等から推計値を算出していない。
- 注3) 総人口：令和6年度から令和8年度は令和2年国勢調査確定値からの推計。令和9年度から令和11年度は「茅ヶ崎市の将来推計人口」から抜粋。

出所：茅ヶ崎市

## (2) アンケート結果・ヒアリング調査等の結果概要

### ア 障がい者向けアンケート調査の実施概要

#### (ア) 調査の目的

- ・障がい者を対象に、障がいの状況や日常生活での困りごと、施策に対する意見や要望等を伺い、令和9年度から始まる本計画を策定するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### (イ) 調査方法

|      |                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施時期 | 令和7年9月30日（火）～12月4日（木）                                                                                                                                                                                                                  |
| 実施方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がいの方、知的障がいの方、精神障がいの方、障がい児、強度行動障がいの方については、各対象の方に郵送による発送・回収を実施。</li> <li>・発達障がい・高次脳機能障がいの方、難病の方については、関係団体や地域活動支援センター等に配付を依頼し、各対象から郵送による回収を実施。</li> <li>・すべての調査において、インターネットからの回答も可。</li> </ul> |

#### (ウ) 調査票の配付・回収数

- ・配付数：1,300件、回収数：669件（回収率：51.5%）

| 調査票区分             | 対象者<br>(基準日：令和7年9月1日時点)                                              | 配付数  | 回収数<br>(回収率)    |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------|------|-----------------|
| 身体障がい             | 市内在住で18歳以上の身体障害者手帳所持者から無作為抽出                                         | 598件 | 345件<br>(57.7%) |
| 知的障がい             | 市内在住で18歳以上の療育手帳所持者から無作為抽出                                            | 136件 | 64件<br>(47.1%)  |
| 精神障がい             | 市内在住で18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出                                     | 287件 | 124件<br>(43.2%) |
| 強度行動障がい           | 市内在住、在勤・在学等で強度行動障がいの診断を受けている方                                        | 40件  | 18件<br>(45.0%)  |
| 発達障がい<br>高次脳機能障がい | 市内在住、在勤・在学等で発達障がいあるいは高次脳機能障がいの診断を受けている方                              | 40件  | 25件<br>(62.5%)  |
| 難病                | 市内在住、在勤・在学等で難病（376疾患）の診断を受けている方                                      | 40件  | 14件<br>(35.0%)  |
| 障がい児              | 市内在住で18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳あるいは精神障害者保健福祉手帳所持者、障害児通所給付の支給決定を受けている方から無作為抽出 | 159件 | 79件<br>(49.7%)  |

## イ 市民向けアンケート調査の実施概要

### (ア) 調査の目的

- ・市民の障がい及び障がい者施策に対する認識を把握し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、市民向けにアンケート調査を実施しました。

### (イ) 調査方法

|      |                                                 |
|------|-------------------------------------------------|
| 実施時期 | 令和7年8月25日（月）～9月26日（金）                           |
| 実施方法 | ・市ホームページ内「アンケートフォーム」への回答<br>・市内公共施設に設置した紙文書での回答 |

### (ウ) 回答者数

- ・回答者数：247人（アンケートフォーム：198人、紙49人）

## ウ 事業者向けアンケート調査の実施概要

### (ア) 調査の目的

- ・障害福祉サービス事業者等を対象に、サービス提供者の視点から、本市の障がい福祉施策に対するご意見等を伺い、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、事業者向けアンケート調査を実施しました。

### (イ) 調査方法

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 実施時期 | 令和7年11月21日（金）～12月10日（水）                     |
| 実施方法 | ・市内障害福祉サービス事業者等を対象に、電子メールによりお知らせし、電子申請にて回収。 |

### (ウ) 査票の配付・回収数

| 調査票区分 | 対象事業者                      | 配付数   | 回収数<br>(回収率)     |
|-------|----------------------------|-------|------------------|
| 事業者   | 市内において障害福祉サービス事業所等を運営する事業者 | 307 件 | 114 件<br>(37.1%) |

## エ 障がい者ヒアリング調査の実施概要

### (ア) 調査の目的

- ・障がい者の方を中心に、障がい者施策に対するニーズや課題、期待する支援等を把握し、本計画を策定するための基礎資料とすることを目的にヒアリング調査を実施しました。

### (イ) 調査実施日程及び対象

| 日時                           | ヒアリング対象    | 参加人数                 |
|------------------------------|------------|----------------------|
| 令和7年9月8日（月）<br>18:00～19:30   | 発達障がい（中重度） | 当事者2人、当事者の家族2人、事務局3人 |
| 令和7年9月9日（火）<br>9:00～10:15    | 肢体不自由      | 当事者5人、当事者の家族1人、事務局3人 |
| 令和7年9月11日（木）<br>10:00～11:10  | 強度行動障がい    | 当事者の家族2人、事務局3人       |
| 令和7年9月11日（木）<br>11:30～12:35  | 重症心身障がい    | 当事者の家族2人、事務局2人       |
| 令和7年9月12日（金）<br>9:00～10:00   | 聴覚障がい      | 当事者2人、事務局3人          |
| 令和7年9月13日（土）<br>12:50～13:20  | 高機能自閉症     | 当事者1人、事務局3人          |
| 令和7年9月24日（水）<br>11:00～11:45  | 高次脳機能障がい   | 当事者4人、事務局3人          |
| 令和7年9月24日（水）<br>13:30～14:35  | 聴覚障がい（難聴）  | 当事者2人、事務局3人          |
| 令和7年9月24日（水）<br>14:50～16:00  | 視覚障がい      | 当事者2人、事務局3人          |
| 令和7年9月24日（水）<br>18:00～19:15  | 医療的ケア      | 当事者の家族2人、事務局3人       |
| 令和7年9月26日（金）<br>10:30～12:00  | 発達障がい      | 当事者の家族4人、事務局3人       |
| 令和7年9月26日（金）<br>13:30～14:30  | 精神障がい      | 当事者3人、事務局3人          |
| 令和7年10月10日（金）<br>13:30～14:45 | 膀胱直腸障がい    | 当事者2人、事務局3人          |
| 令和7年10月16日（木）<br>17:25～18:15 | 知的障がい      | 当事者3人、事務局2人          |

## オ 自立支援協議会ヒアリング調査の実施概要

### (ア) 調査の目的

- ・複数の関係団体等で構成される茅ヶ崎市自立支援協議会の各部会及びプロジェクトにおいて、日頃から議論している地域課題等を把握し、本計画を策定するための基礎資料とすることを目的にヒアリング調査を実施しました。

### (イ) 調査実施日程及び対象

| 日時            | ヒアリング対象                   | 参加人数                 |
|---------------|---------------------------|----------------------|
| 令和7年9月13日(土)  | 当事者部会                     | 部会員6人、事務局3人          |
| 令和7年10月16日(木) | 医療的ケア児等への支援<br>検討プロジェクト   | プロジェクトメンバー13人、事務局3人  |
| 令和7年10月28日(火) | 地域生活支援拠点等整備<br>事業進化プロジェクト | プロジェクトメンバー等11人、事務局3人 |
| 令和7年11月7日(金)  | 事業所間交流・情報発信部<br>会         | 部会員等11人、事務局3人        |
| 令和7年11月10日(月) | 就労・生活支援部会                 | 部会員等3人、事務局4人         |
| 令和7年11月10日(月) | 相談支援部会                    | 部会員等4人、事務局4人         |
| 令和7年11月11日(火) | 就学後の相談のしくみ部<br>会          | 部会員等5人、事務局3人         |
| 令和7年12月11日(木) | くらしの基盤強化部会                | 部会員等12人、事務局4人        |

### 3 パブリックコメント実施概要

#### パブリックコメント手続 実施結果 「第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）」

募集期間 令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

意見の件数・意見提出者数 件・ 人

意見提出者年齢

| 年代 | 10代以下 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 不明 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| 人数 | 人     | 人   | 人   | 人   | 人   | 人   | 人     | 人  |

内容別の意見件数

|  | 項 目 | 件 数 |
|--|-----|-----|
|  |     | 件   |
|  |     | 件   |
|  |     | 件   |
|  |     | 件   |
|  |     | 件   |
|  | 合計  | 件   |

 = 一部修正を加えた項目

修正部分の対照表

| 修正前 | 修正後 |
|-----|-----|
|     |     |

## 4 用語解説

- ・計画書内で使用している専門用語や制度用語、略語などについて解説を記載します。

|    |                |
|----|----------------|
| あ行 |                |
|    | 今後、作成予定（以下、同じ） |
| か行 |                |
|    |                |
| さ行 |                |
|    |                |
| た行 |                |
|    |                |
| な行 |                |
|    |                |
| は行 |                |
|    |                |
| ま行 |                |
|    |                |
| や行 |                |
|    |                |
| ら行 |                |
|    |                |
| わ行 |                |
|    |                |